

伊 賀 市  
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画  
( 中 間 案 )



2016（平成 28）年 3 月

伊 賀 市



## 目 次

<b>第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画改定の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の対象区域及び対象廃棄物.....	3
第1項 対象区域.....	3
第2項 対象廃棄物.....	3
第4節 計画期間及び点検、見直し、評価.....	4
第1項 計画期間.....	4
第2項 計画の点検、見直し、評価.....	4
<b>第2章 伊賀市の概況等</b> .....	<b>5</b>
第1節 伊賀市の概況.....	5
第1項 地勢.....	5
第2項 人口動態.....	6
第3項 産業構造.....	8
第4項 土地利用状況.....	9
第5項 水質汚濁.....	9
第2節 将来構想.....	11
第1項 計画の構成.....	11
第2項 計画の期間.....	11
第3項 将来人口.....	11
第4項 基本構想.....	11
第5項 再生計画.....	12
<b>第3章 ごみ処理の現況</b> .....	<b>13</b>
第1節 ごみを取巻く社会情勢.....	13
第1項 関係法令の概要.....	13
第2項 関連する方針・計画と目標.....	14
第2節 ごみ処理フロー.....	15
第3節 組織体制.....	18

第4節 排出抑制・再資源化.....	19
第1項 排出抑制・再資源化の取り組み.....	19
第2項 排出抑制・再資源化の実績.....	21
第5節 ごみ処理の概要.....	22
第1項 分別区分.....	22
第2項 ごみ排出量の実績.....	24
第3項 ごみ及びRDFの性状.....	29
第6節 収集・運搬.....	36
第1項 収集・運搬の概要.....	36
第2項 収集・運搬に係る実績.....	39
第7節 中間処理.....	40
第1項 中間処理施設の概要.....	40
第2項 中間処理量等の実績.....	41
第8節 最終処分.....	42
第1項 最終処分施設の概要.....	42
第2項 最終処分量の実績.....	43
第9節 温室効果ガス排出量.....	44
第1項 収集・運搬.....	44
第2項 中間処理.....	44
第3項 最終処分.....	45
第10節 処理経費.....	46
第11節 ごみ処理についての現況の評価.....	47
第12節 ごみ処理の現況に係る課題の整理.....	48
第1項 排出抑制・再資源化.....	48
第2項 収集・運搬.....	48
第3項 中間処理.....	48
第4項 最終処分.....	49
第5項 処理経費.....	49
第6項 その他.....	49
<b>第4章 ごみ処理基本計画.....</b>	<b>50</b>
第1節 計画の基本フレーム.....	50
第2節 ごみ排出量の見込み.....	51

第1項	予測手順	51
第2項	予測方法	52
第3項	予測結果	52
第3節	ごみの資源化量及び処理量の見込み	60
第1項	資源化量	60
第2項	中間処理量・最終処分量	60
第4節	目標年度における見通し	61
第1項	目標値	61
第2項	目標を達成した場合のごみ排出量の見込み	63
第5節	ごみの発生・排出抑制のための方策	64
第1項	ごみ処理の基本的な考え方	64
第2項	行政施策の概要	64
第3項	ごみの発生・排出抑制のための主体ごとの方策	65
第4項	施策の実施スケジュール	67
第6節	ごみの適正処理に関する基本的事項	68
第1項	ごみの処理方法の概要	68
第2項	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	70
第3項	収集・運搬計画	70
第4項	中間処理計画	70
第5項	最終処分計画	71
第7節	ごみ処理施設整備に関する事項	71
第1項	中間処理施設	71
第2項	最終処分施設	71
第8節	その他	72
第1項	不法投棄等への対応	72
第2項	ごみ集積場の適正化	72
第3項	市民や事業者に対する情報提供	72
第4項	ごみ減量・リサイクル等推進委員会の運営	72
第5項	処理困難物への対応	72
第9節	計画の推進と進行管理	73
第1項	推進体制	73
第2項	進行管理	73

<b>第5章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>74</b>
第1節 生活排水を取巻く社会情勢.....	74
第2節 生活排水処理の概要.....	75
第3節 生活排水処理の現況.....	76
第1項 組織体制.....	76
第2項 生活排水の処理主体.....	76
第3項 生活排水処理形態別人口.....	77
第4項 生活排水処理率.....	78
第5項 生活排水処理施設の整備状況.....	79
第6項 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況.....	80
第7項 し尿・浄化槽汚泥処理経費.....	81
第8項 収集・運搬.....	82
第9項 中間処理.....	82
第10項 処理残渣の最終処分.....	84
第11項 浄化槽設置整備事業補助金.....	85
第4節 生活排水処理の現況に係る課題の整理.....	86
第1項 生活排水の未処理.....	86
第2項 合併処理浄化槽の適正な維持管理.....	86
第3項 収集・運搬.....	86
第4項 中間処理.....	86
第5節 生活排水処理基本計画.....	87
第1項 計画の基本フレーム.....	87
第2項 生活排水処理に関する基本的事項.....	88
第3項 収集・運搬.....	90
第4項 し尿処理施設整備.....	90
第5項 処理残渣の最終処分.....	90
第6項 その他.....	90

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

## 第1節 計画改定の目的

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさという大きな恩恵をもたらしましたが、その一方では、限りある資源の枯渇、生態系の破壊、地球温暖化、処分場の逼迫等多岐にわたる環境問題を引き起こしました。

このような社会情勢に対処するため、国においては循環型社会の形成を目指して「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」といった各種リサイクル法の整備が進められました。

このような国の法整備を受けて、伊賀市（以下「本市」という。）においては、2004（平成16）年11月1日の市町村合併を機に、2007（平成19）年12月に「伊賀市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）」、2008（平成20）年1月に「伊賀市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定しました。

これら計画は、合併後の「伊賀市総合計画」の後期基本計画期間の最終年度である2015（平成27）年度を目標年度としていることから、2016（平成28）年度以降の一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理について、社会情勢の変化や多様化するごみの現状を踏まえて、ごみ処理の長期展望を明確にし、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）※1をこれまで以上に積極的に推進するとともに、安全で効率的な処理体系を確立するための基本的方策を示す必要があります。

また、本市の可燃ごみ等は、『さくらリサイクルセンター（ごみ固形燃料※2化施設）』でRDF化処理し、『三重ごみ固形燃料発電所』において有効な燃料として熱回収（サーマルリサイクル）を行っていますが、売電による収入のみでの事業運営は困難な状況であり、2020（平成32）年度末までに発電所が停止予定となっています。

一方生活排水については、処理区域の見直しや整備手法の変更、個別処理方式の更なる推進と、それに伴う浄化センターへの搬入物の内容の変化及び施設の老朽化が進んでいます。

こうした状況のなか、2013（平成25）年度に『伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会』において、廃棄物処理の基本的な方針や廃棄物処理のあり方について検討を行い、それらを踏まえて市民の生活意識や産業活動の変化及び自然災害などにも的確に対応して廃棄物行政を進めて行くために、計画の改定が必要となっています。

なお、計画改定にあたっては、「循環型社会の形成」に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の更なる減量化・再資源化・適正処理を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止に努めることを目的に改定するものです。

※1：リフューズ(ごみになるものはもらわない)、リデュース(ごみになるものを減らす)、リユース(何度も繰り返し使う)、リサイクル(資源として再生利用する)

※2：以下「ごみ固形燃料」のことを「RDF」という。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく国の基本方針及び本市の総合計画を踏まえて、本市で発生するすべてのごみの適正な処理を確保するための基本となり、実情に応じた施策を展開するために策定します。

なお、廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

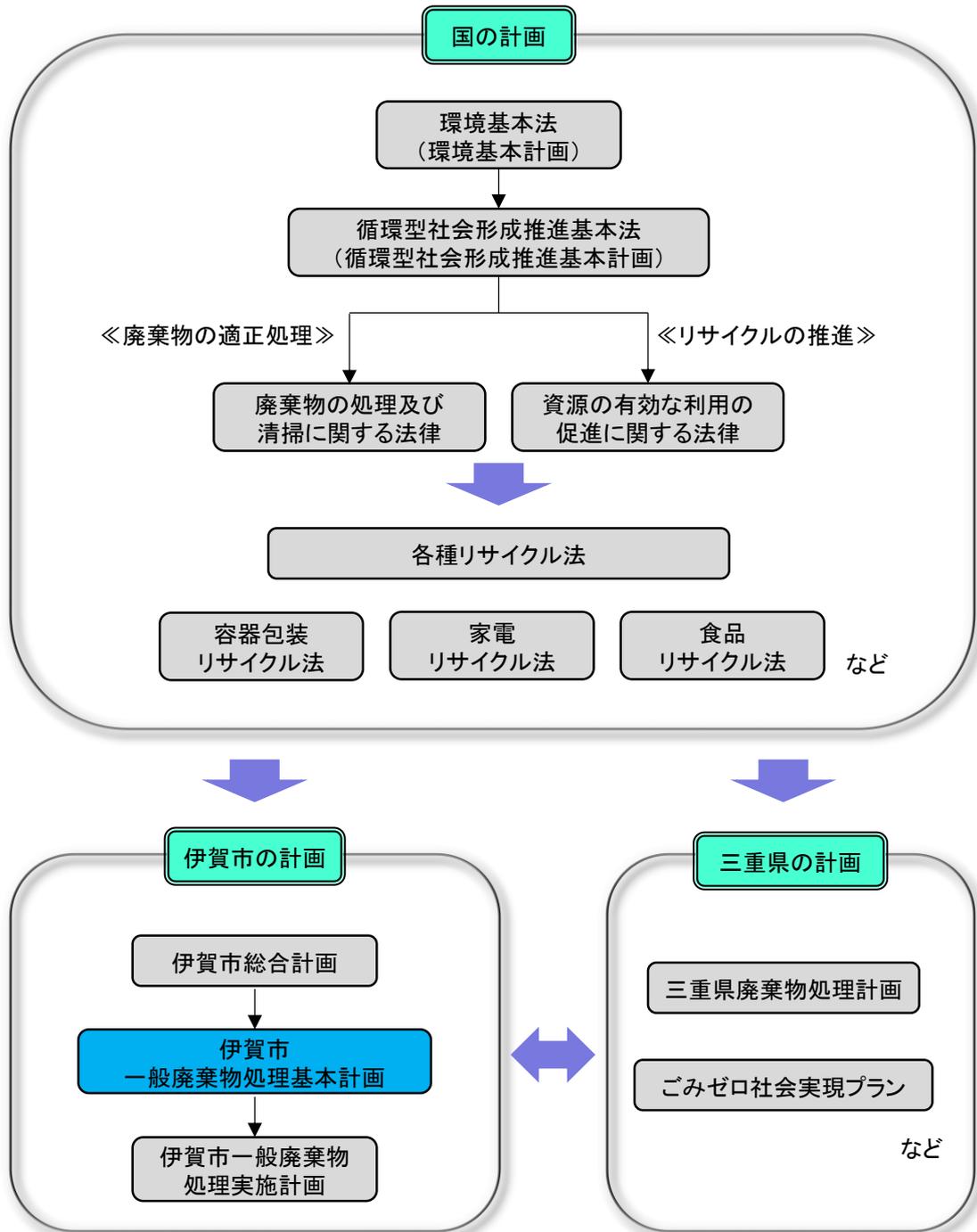


図1-1 計画の位置付け

### 第3節 計画の対象区域及び対象廃棄物

#### 第1項 対象区域

青山地区のごみ及び生活排水処理については、市町村合併以前の枠組みを継承し、伊賀南部環境衛生組合において実施していますが、将来的な処理形態を勘案することとします。

そのため、本計画の対象区域は本市全域とします。

#### 第2項 対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、「ごみ」及び「生活排水」の一般廃棄物です。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を言います。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類の廃棄物と輸入された廃棄物のことを言います。廃棄物の区分を以下に示します。

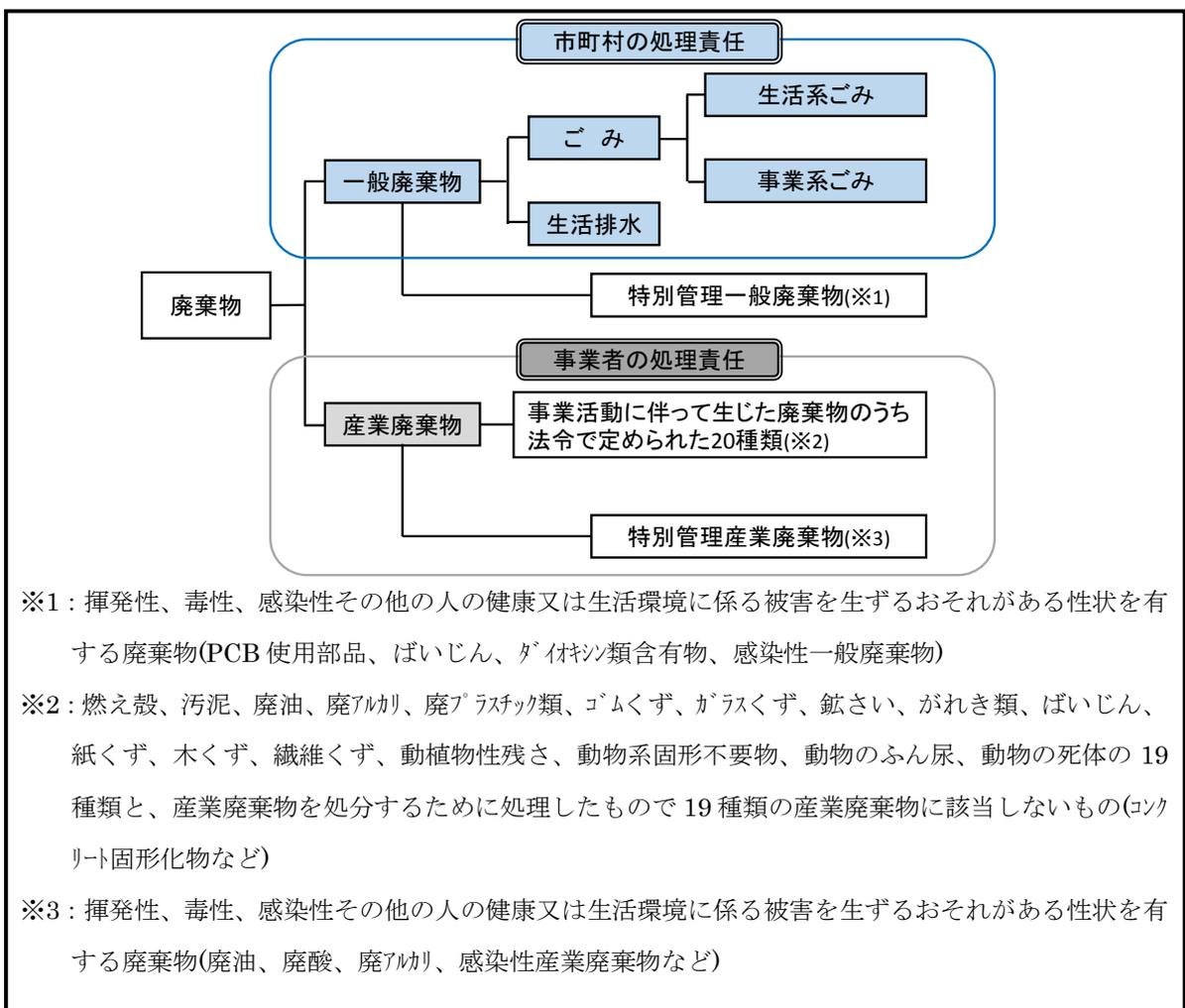


図1-2 対象となる廃棄物

## 第4節 計画期間及び点検、見直し、評価

### 第1項 計画期間

本計画は、2016（平成28）年度を初年度とし、10年後の2025（平成37）年度までを計画期間とします。さらに、進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、中間目標年度として2020（平成32）年度を設定します。

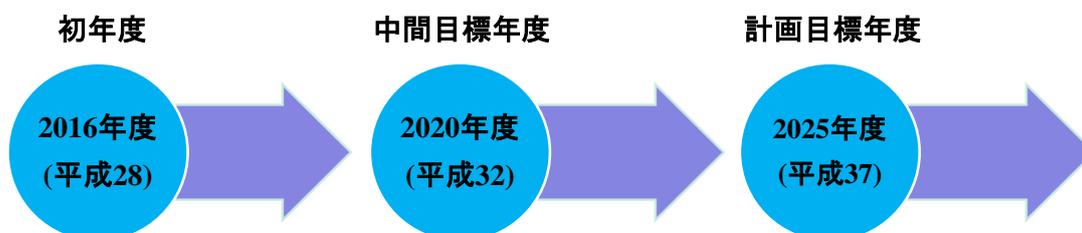


図1-3 計画目標年度

### 第2項 計画の点検、見直し、評価

本計画は、国における廃棄物行政や社会情勢等が大きく変化した場合には、適宜見直します。また、以下のように「PDCA サイクル」により、継続的に計画の点検、見直し、評価を実施します。

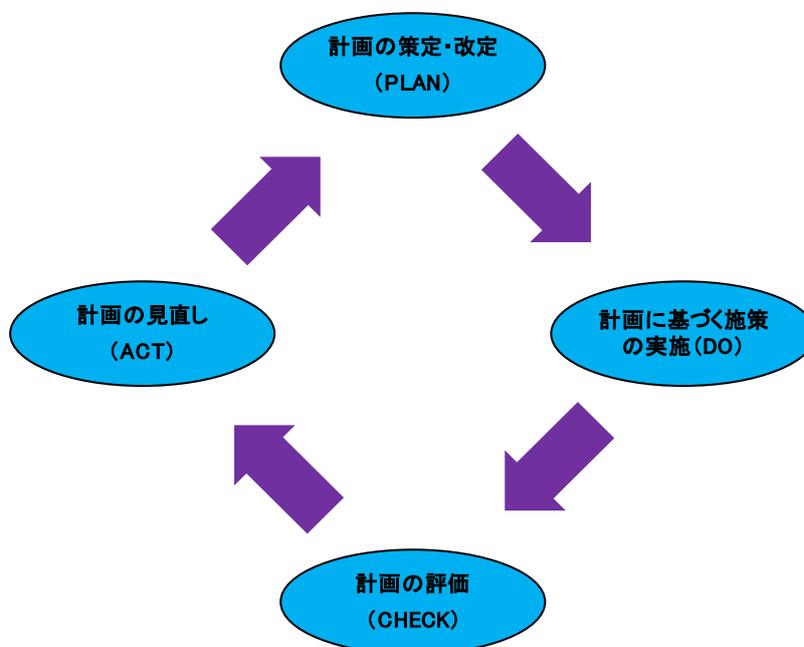


図1-4 計画におけるPDCAサイクル



## 第2項 人口動態

人口の推移は、過去10年間で7,939人減少し、世帯数は1,027世帯増加しています。そのため1世帯当たりの人数は、2015（平成27）年で2.42人/世帯となっており、核家族化傾向となっています。

また、年齢層別人口については、3階層別でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加して総人口の30%強となり、高齢化傾向となっています。

表2-1 人口及び世帯数

年	項目	人口（人）			世帯数 （世帯）	1世帯当たり人数 （人/世帯）
		住民基本台帳	外国人登録	合計		
2006(平成18)		98,211	4,794	103,005	38,190	2.70
2007(平成19)		97,608	4,942	102,550	38,685	2.65
2008(平成20)		97,058	4,848	101,906	38,988	2.61
2009(平成21)		96,357	4,735	101,092	39,150	2.58
2010(平成22)		95,718	4,848	100,566	39,534	2.54
2011(平成23)		94,907	4,819	99,726	39,636	2.52
2012(平成24)		94,130	4,561	98,691	39,530	2.50
2013(平成25)		97,190	—	97,190	38,979	2.49
2014(平成26)		96,187	—	96,187	39,177	2.46
2015(平成27)		95,066	—	95,066	39,217	2.42

※：各年3月末日の数値

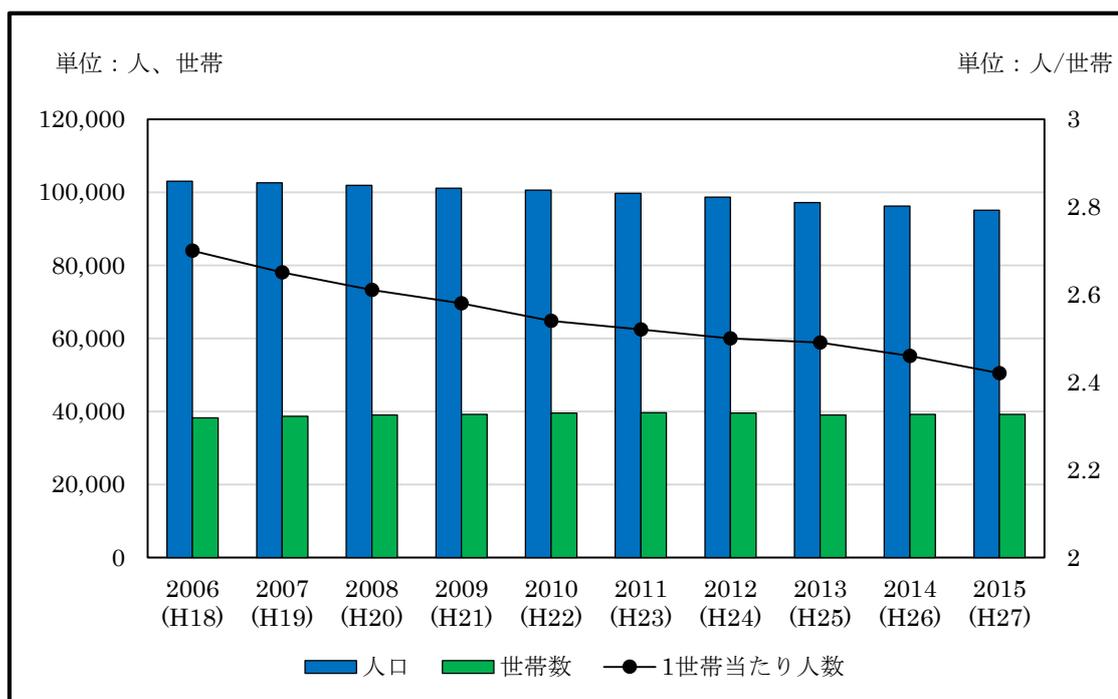
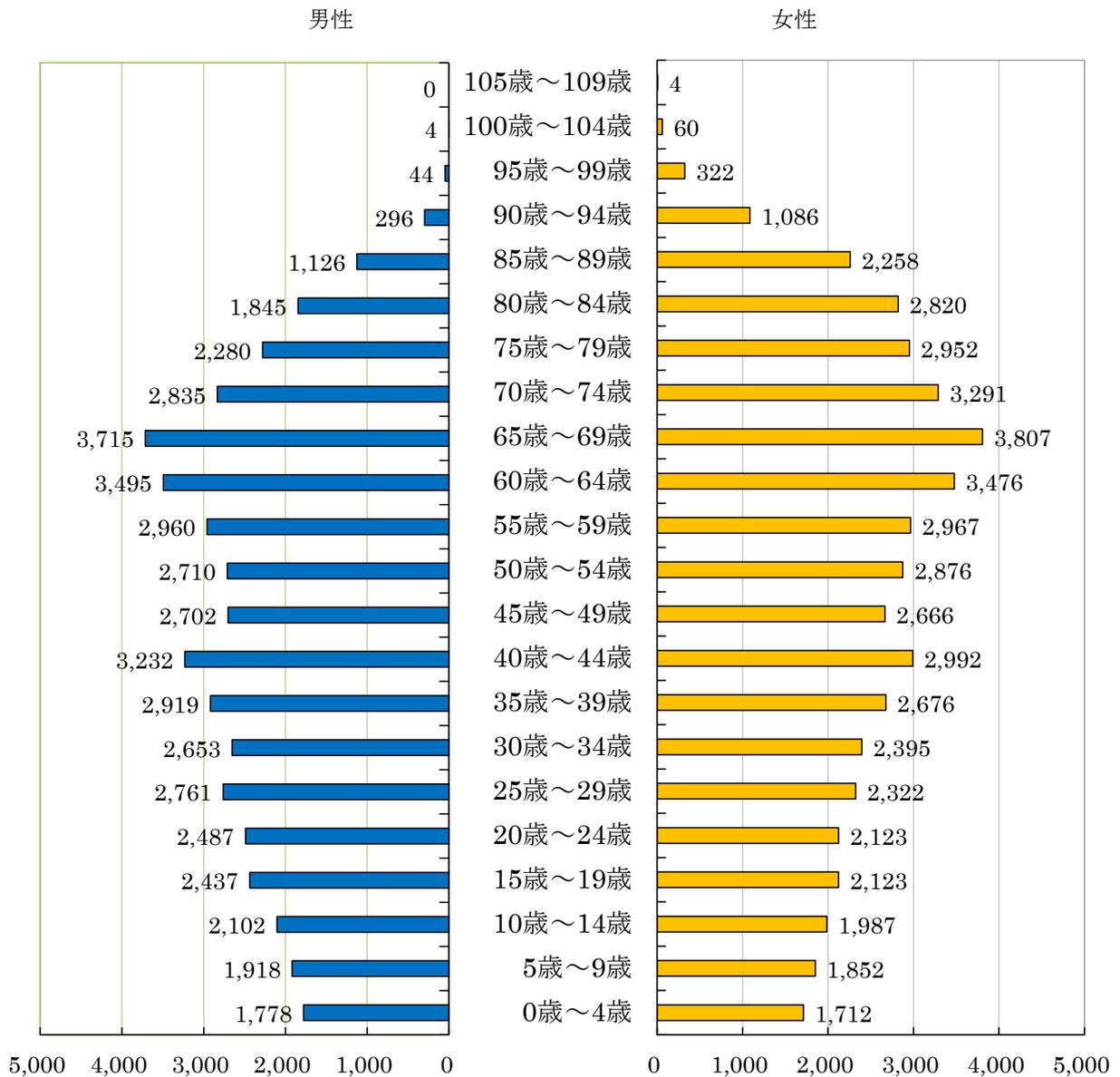


図2-2 人口及び世帯数

表 2-2 年齢3階層別人口及びその割合

区分 年	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	人	人	%	人	%	人	%
2006(平成18)	103,005	13,356	13.0%	64,027	62.1%	25,622	24.9%
2015(平成27)	95,066	11,349	11.9%	54,972	57.8%	28,745	30.2%

※：各年3月末日の数値



(2015 (平成27) 年3月31日現在)

図 2-3 人口ピラミッド

### 第3項 産業構造

本市における事業所数は、13年間で580箇所減少していますが、従業者数は4,866人増加しています。また、産業分類ごとに見てみると、事業所数では卸売・小売業が23.9%と最も多くなっていますが、従業者数では製造業が37.0%で最も多くなっています。

表2-3 事業所数及び従業者数

年月日	事業所数	従業者数(人)
2001(平成13)年10月1日	5,028	48,470
2006(平成18)年10月1日	4,669	49,253
2009(平成21)年7月1日	4,856	52,669
2014(平成26)年7月1日	4,448	53,336

出典：総務省統計局「事業所・企業統計調査」(2001(平成13)年・2006(平成18)年)  
「経済センサス-基礎調査」(2009(平成21)年・2014(平成26)年)  
注：2001(平成13)年の結果は、合併前の6市町村の合計

表2-4 産業大分類別の事業所数及び従業者数

産業(大分類)		2014(平成26)年7月1日			
		事業所数	(比率)	従業者数(人)	(比率)
全産業		4,448	100.0%	53,336	100.0%
第1次	農林漁業	61	1.4%	662	1.2%
第2次	鉱業・採石業・砂利採取業	6	0.1%	16	0.0%
	建設業	451	10.1%	1,888	3.5%
	製造業	642	14.4%	19,724	37.0%
	小計	1,099	24.7%	21,628	40.6%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.2%	222	0.4%
	情報通信業	16	0.4%	103	0.2%
	運輸業・郵便業	117	2.6%	2,521	4.7%
	卸売業・小売業	1,061	23.9%	7,107	13.3%
	金融業・保険業	65	1.5%	783	1.5%
	不動産業・物品賃貸業	134	3.0%	462	0.9%
	学術研究・専門・技術サービス業	142	3.2%	733	1.4%
	宿泊業・飲食サービス業	422	9.5%	3,043	5.7%
	生活関連サービス業・娯楽業	346	7.8%	1,845	3.5%
	教育・学習支援業	133	3.0%	1,669	3.1%
	医療・福祉	306	6.9%	5,890	11.0%
	複合サービス事業	36	0.8%	370	0.7%
	サービス業 (他に分類されないもの)	419	9.4%	3,517	6.6%
	公務 (他に分類されるものを除く)	80	1.8%	2,781	5.2%
小計	3,288	73.9%	31,046	58.2%	

出典：総務省統計局「経済センサス-基礎調査」(2014(平成26)年)

#### 第4項 土地利用状況

北西部には旧上野市街地があり、人口と産業が集中しています。全体としては森林が約62%を占める一方、農用地が約14%、宅地は約5%となっており、限られた平地や台地を農地や宅地として利用しています。

表2-5 土地利用の状況

総面積 (km <sup>2</sup> )	民有地 (km <sup>2</sup> )							
	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
558.17	279.465	63.222	12.283	28.419	0.00926	153.463	4.175	17.893

(2014(平成26)年1月1日現在、総面積のみ 2013(平成25)年10月1日現在)

出典：国土交通省国土地理院、総務省、三重県地域連携部市町行財政課

#### 第5項 水質汚濁

主要河川はすべて木津川の水系となっています。木津川は布引山地に源を発し、市の南部を西に流下して、向きを北に転じて市西部を縦断、途中比自岐川、久米川などをあわせ、市北西部で柘植川、服部川をあわせて向きを西に転じ、京都府南東部に流れています。また、市南西部と奈良県の境を北流する名張川も木津川の支川であり、予野川をあわせ京都府相楽郡南山城村で木津川に合流します。

また、市内全域に数多くのため池が点在し、農業用水として利用されています。

水質汚濁の指標としては、水質汚濁に係る環境基準が設定されています。それに関連して一部河川には水質類型が定められており、市域の河川においては、A類型として木津川、柘植川、服部川、比自岐川が、B類型として久米川が指定されています。

河川の有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの基準値は、A類型では2mg/L以下、B類型では3mg/L以下となっています。

これら河川においては環境基準点が設定されており、それらを中心に、国土交通省近畿地方整備局及び三重県によって水質測定が行われています。環境基準点は、木津川の大野木橋、岩倉橋、島ヶ原大橋、柘植川の山神橋、服部川の伊賀上野橋、久米川の芝床橋、比自岐川の枅川橋の7地点です。その他に補助地点として、木津川の長田橋1地点があります。

直近3年の状況は、久米川を除き全地点で環境基準に適合しています。

表 2-6 河川 BOD 環境基準適合状況

(単位：mg/L)

水域名	地点名	類型	2012(平成 24)年度		2013(平成 25)年度		2014(平成 26)年度		環境基準
			適合状況	BOD 75%値	適合状況	BOD 75%値	適合状況	BOD 75%値	
木津川	大野木橋	A	○	1.0	○	1.0	○	1.2	2
	岩倉橋	A	○	1.2	○	1.2	○	1.4	
	島ヶ原大橋	A	○	1.3	○	1.3	○	1.7	
柘植川	山神橋	A	○	1.6	○	1.7	○	1.5	
服部川	伊賀上野橋	A	○	1.2	○	1.0	○	1.5	
比自岐川	枅川橋	A	○	1.0	○	1.0	○	1.2	
久米川	芝床橋	B	×	3.4	×	4.5	×	4.1	3

出典：公共用水域及び地下水の水質調査結果、三重県、(2014 (平成 26) 年度)

また、久米川、比自岐川、柘植川では水質と底質のダイオキシン類の調査も行われており、全地点において環境基準に適合しています。

表 2-7 河川ダイオキシン環境基準適合状況

水域名	地点名	河川水質 (pg-TEQ/L)		河川底質 (pg-TEQ/g)	
		調査結果	環境基準	調査結果	環境基準
久米川	芝床橋	0.42	1	0.72	150
比自岐川	枅川橋	0.30		3.9	
柘植川	山神橋	0.36		0.70	

出典：2014(平成 26)年度ダイオキシン類に係る環境調査結果、三重県、(2015 (平成 27) 年 12 月)

地下水についても、定期モニタリング調査と概況調査が行われています。調査地点は、モニタリングが小田町、千歳、円徳院の 3 地点、概況調査は、上友田、柘植町、上阿波の 3 地点の計 6 地点です。ただし、概況調査は 2013 (平成 25) 年度のものが伊賀市における最新データとなっています。結果は、環境基準が設定されている項目ではいずれも基準を下回る低い値でした。

また、地下水のダイオキシン類についても、2013 (平成 25) 年度に柘植町で調査が行われており、結果は 0.025pg-TEQ/L と、環境基準 (1pg-TEQ/L) を下回る値でした。

## 第2節 将来構想

「第2次伊賀市総合計画（2014（平成26）年7月）」の概要を以下に示します。

### 第1項 計画の構成

「第2次伊賀市総合計画」は、基本構想、再生計画（第1次、第2次）により構成されます。

### 第2項 計画の期間

基本構想は2014（平成26）年度を計画初年度とし、概ね10年先を見据えたものとしています。

再生計画は市長の任期を基本とし、第1次再生計画が2014（平成26）年度から2016（平成28）年度までの3年間、第2次再生計画が2017（平成29）年度から2020（平成32）年度までの4年間を計画期間としています。

### 第3項 将来人口

本市の将来人口は、現在少子高齢化が進み、総人口も減少傾向にあることから、2020（平成32）年には約89,000人、2025（平成37）年には約84,500人と予測されています。

### 第4項 基本構想

#### 4-1 めざす市の将来像

勇気と覚悟が未来を創る 『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市

#### 4-2 まちづくりの基本理念

次の3つの理念によりまちづくりを推進します。

1. 「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成
2. 持続可能な共生地域の形成
3. 交流と連携による創造的な地域の形成

#### 4-3 まちづくりの基本政策

本市の目指す将来像の実現に向けて、次の3つを基本政策として設定します。

1. 安全・安心      ～市民の暮らしの「安全・安心」を確保します～
2. 活力              ～自立・持続できる「活力」を創出していきます～
3. 人・地域づくり      ～未来のまちづくりを担う「人・地域づくり」を進めます～

## 第5項 再生計画

めざす将来像を実現するための再生計画を分野別に示します。

### 1. 健康・福祉

- (1) 健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり
- (2) 子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり
- (3) 子どもを安心して産み、育てられるまちづくり

### 2. 生活・環境

- (1) 自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせるまちづくり
- (2) 自然を守り、自然と調和したまちづくり
- (3) 環境に配慮した生活環境が整うまちづくり

### 3. 産業・交流

- (1) 地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり
- (2) 人と人がつながる元気な農林業のまちづくり
- (3) 中心市街地と各地域が連携した賑わいあるまちづくり
- (4) 地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり
- (5) だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり
- (6) 多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり

### 4. 生活基盤

- (1) 歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり
- (2) 市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり

### 5. 教育・人権

- (1) あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり
- (2) 女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり
- (3) 将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり
- (4) 生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり

### 6. 文化・地域づくり

- (1) 文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり
- (2) 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり
- (3) 地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍できるまちづくり
- (4) 地域活動や市民活動が活発なまちづくり

## 第3章 ごみ処理の現況

### 第1節 ごみを取巻く社会情勢

#### 第1項 関係法令の概要

2001（平成13）年1月に「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会形成の推進や「3R」の考え方が示され、この法律の施行を契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法の概要を以下に示します。

表3-1 関連法の概要

施行年月	関連法	概要
1971(昭和46)年 9月	廃棄物処理法	廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
1994(平成6)年 8月	環境基本法	環境の保全について、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
2000(平成12)年 4月	容器包装 リサイクル法	一般家庭から排出されるごみの中で、比較的大きな割合を占める容器包装廃棄物の再資源化を進めるため、消費者、市町村、製造事業者の責任を明確化しています。
2001(平成13)年 1月	循環型社会形成 推進基本法	廃棄物・再資源化対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立し、個別の廃棄物・リサイクル関係の法整備と合わさることで、循環型社会の形成に向けて、実効ある取組の推進を図るための基本的枠組みを定めています。
2001(平成13)年 4月	資源有効 利用促進法	対象業種・対象製品を決め、事業者に対して3Rの取り組みを求めており、一部品目については、識別表示が義務付けられています。
	家電 リサイクル法	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器と位置づけ、メーカー、小売業者、排出者にそれぞれ負担を義務付けることで、家電製品の再資源化を推進しています。
	グリーン 購入法	公的機関による環境物品等の調達・情報提供の推進、環境物品等への需要の転換を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成を図ることを目的としています。
2001(平成13)年 5月	食品 リサイクル法	食品廃棄物の発生抑制と減量を図るため、肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用などを促進しています。
2002(平成14)年 5月	建設資材 リサイクル法	建築物を解体する際に廃棄物を分別し、再資源化することを解体業者に義務付けています。
2005(平成17)年 1月	自動車 リサイクル法	循環型社会を形成するため、自動車の再資源化について最終所有者、関連事業者、メーカー、輸入業者の役割を定めた法律で、最終所有者にリサイクル料金負担を義務付けています。
2013(平成25)年 4月	小型家電 リサイクル法	使用済み小型電子機器などの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

## 第2項 関連する方針・計画と目標

本計画の上位に位置する関連計画などの概要を以下に示します。

表3-2 関連する方針・計画の概要

関連する 計画など	目標年度	数値目標
廃棄物処理 基本方針	2020(平成32)年度	総排出量 約12%減(2012(H24)年度比) 再生利用率 約27%(2012(H24)年度比約30%増) 最終処分量 約14%減(2012(H24)年度比) 1人1日当たり生活系ごみ排出量 500g(2000(H12)年度比約25%減)
循環型社会形成 推進基本計画	2020(平成32)年度	総排出量 約25%減(2000(H12)年度比) 1人1日当たり生活系ごみ排出量 約25%減(2000(H12)年度比) 事業系ごみ排出量 約35%減(2000(H12)年度比) 一般廃棄物最終処分量 約70%減(2000(H12)年度比)
廃棄物処理施設 整備計画	2017(平成29)年度	リサイクル率 26% 最終処分場残余年数 2012(H24)年度(20年分)維持
三重県廃棄物 処理計画 (案)	2020(平成32)年度	1人1日当たりごみ排出量 936g(2002(H14)年度比22%減) 資源化率 33.3%(2002(H14)年度比11%増) 最終処分量 30,000トン(2002(H14)年度比80%減)
ごみゼロ社会 実現プラン	2025(平成37)年度	生活系ごみ 30%減(2002(H14)年度比) 事業系ごみ 45%減(2002(H14)年度比) 資源としての再利用率 50% 最終処分量 0トン
伊賀地域循環型 社会形成推進 地域計画	2020(平成32)年度	総排出量 24,542トン(2013(H25)年度比約9.6%減) 生活系ごみ 21,015トン(2013(H25)年度比約9.8%減) 事業系ごみ 3,527トン(2013(H25)年度比約8.3%減) 資源化率 56.5%(2013(H25)年度比約1.1%減) 直接資源化率 6.6%(2013(H25)年度比約22%増) 埋立最終処分量 1,348トン(2013(H25)年度比約18%減)
第2次伊賀市 総合計画 (第1次 再生計画)	2016(平成28)年度	可燃ごみ適合率 90.0% 資源化率 63.0% 資源再利用物回収量 1,200トン 生ごみ処理容器購入件数 90件

## 第2節 ごみ処理フロー

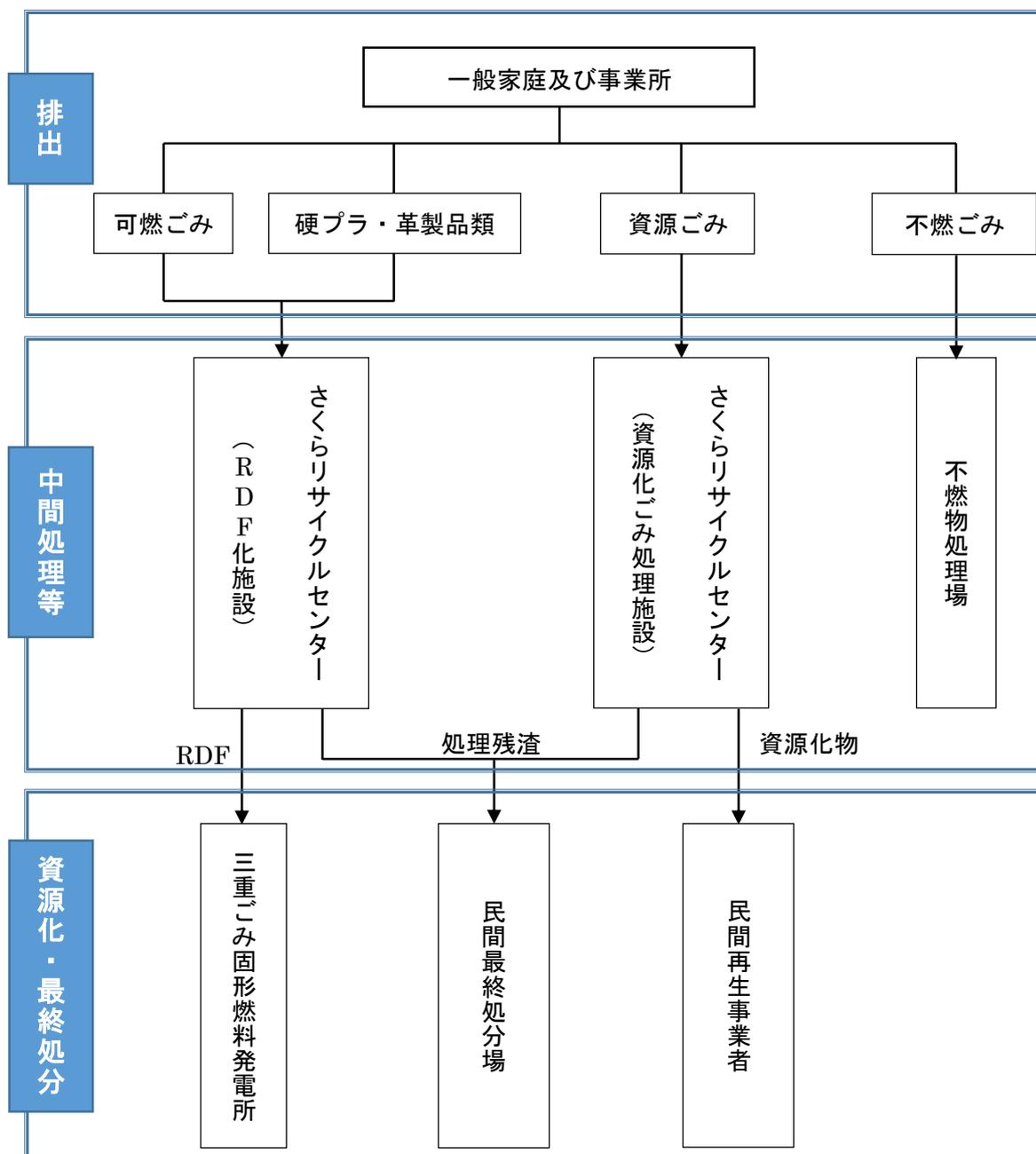
ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分については、本市及び伊賀南部環境衛生組合で行っています。前述のとおり、青山地区を除く全域（以下「伊賀北部地域」という。）については本市で処理を行っており、青山地区についてのみ伊賀南部環境衛生組合にて処理されています。なお、伊賀南部環境衛生組合は名張市のごみも処理している一部事務組合です。

伊賀北部地域における可燃ごみ及び硬質プラスチック・革製品類は、さくらリサイクルセンターのRDF化施設においてRDF化し、三重ごみ固形燃料発電所においてサーマルリサイクルされています。資源ごみ（粗大ごみに含まれるものも含む）は、さくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設において、破碎、選別、圧縮を行った後に売却し、民間再生事業者によりリサイクルされています。不燃ごみのうち、コンクリート・瓦等の安定化物は不燃物処理場にて埋立処分しています。その他の不燃物（RDF化残渣等のリサイクル不可能なもの）は民間にて埋立処分されています。

一方、青山地区の可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは伊賀南部クリーンセンターのごみ焼却施設、リサイクル施設において適正に処理され、民間再生事業者によりリサイクルされています。焼却残渣及びリサイクル不可能なものは、伊賀南部最終処分場及び民間において、最終処分されています。

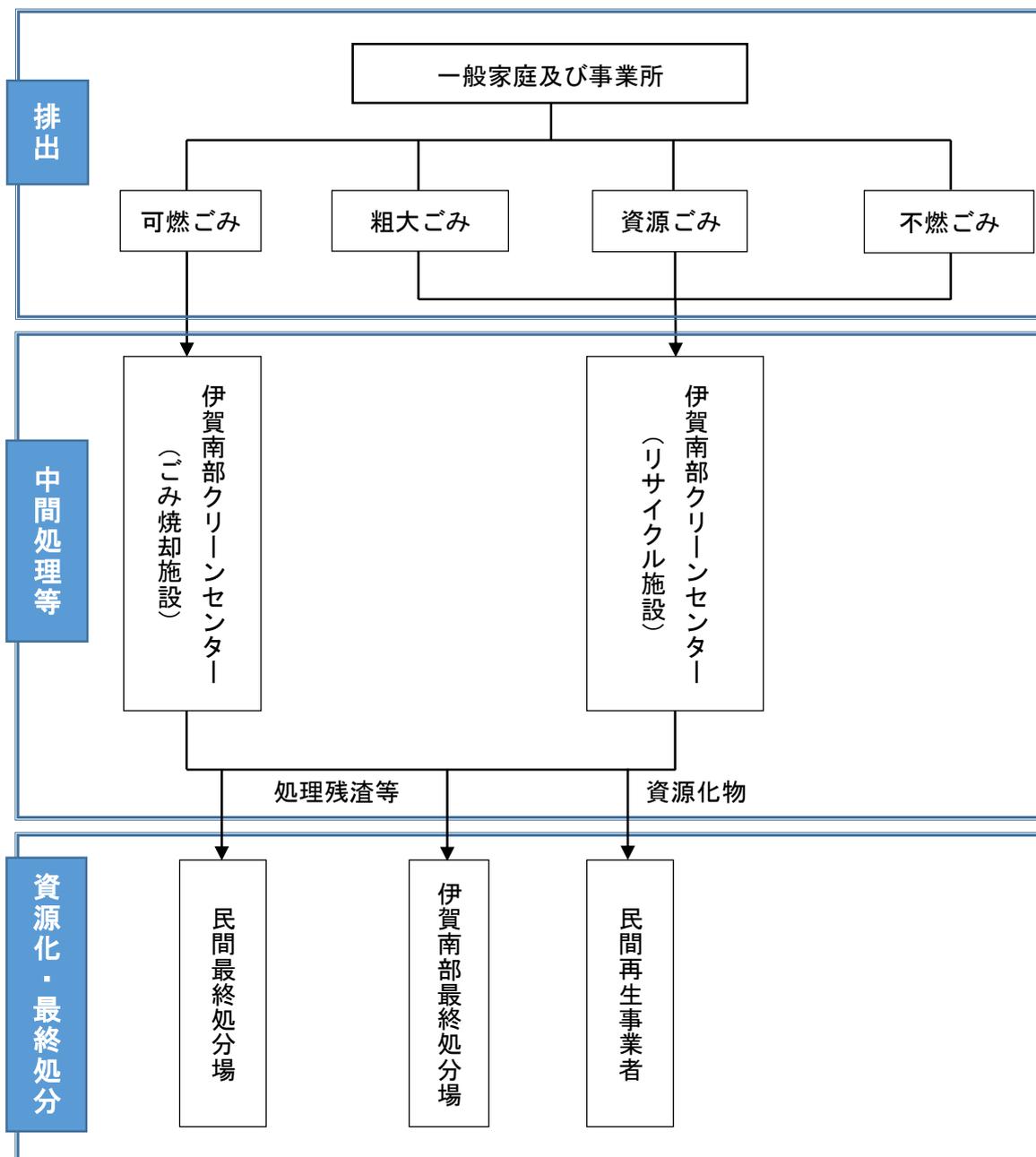


さくらリサイクルセンター



(2015 (平成 27) 年 3 月 31 日現在)

図 3-1 ごみ処理フロー (伊賀北部地域)



(2015 (平成 27) 年 3 月 31 日現在)

図 3-2 ごみ処理フロー (青山地区)

### 第3節 組織体制

ごみ処理に係る、本市の人員配置体制及び組織体制を以下に示します。

表3-3 ごみ処理に係る人員配置

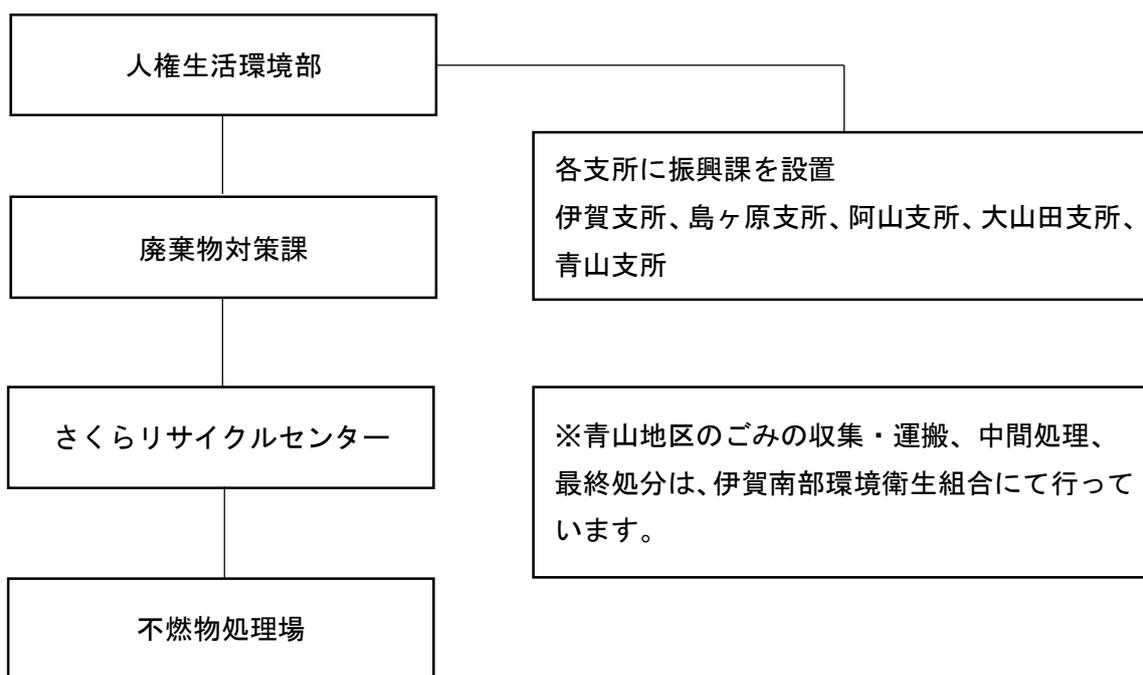
(単位：人)

廃棄物対策課	さくらリサイクルセンター	不燃物処理場
10 (3)	6 (7)	(1)

伊賀支所 振興課	島ヶ原支所 振興課	阿山支所 振興課	大山田支所 振興課	青山支所 振興課
3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)

(2015 (平成27) 年3月31日現在)

※：( ) 内は嘱託等職員数で、外数



(2015 (平成27) 年3月31日現在)

図3-3 ごみ処理に係る組織体制

## 第4節 排出抑制・再資源化

### 第1項 排出抑制・再資源化の取り組み

#### 1-1 資源再利用物回収奨励金制度

資源化意識の高揚と環境教育の促進を図るとともに、ごみの減量化と再資源化により快適な生活環境の実現、向上につなげることを目的として、再生利用可能な廃棄物の集団回収を行い実績をあげた団体に対し、奨励金を交付しています。

なお、この団体は市内の児童福祉法による児童及び PTA 等の学校教育関係の団体及び障害者基本法による団体としています。

制度の概要と回収量実績は以下のとおりです。

表 3-4 資源再利用物回収奨励金制度の概要

対象物	古紙類 (新聞・雑誌・段ボール類)	古布類 (古着等)
奨励金	3 円/kg	3 円/kg

(2015 (平成 27) 年 3 月 31 日現在)

#### 1-2 家庭用生ごみ処理容器購入費補助金制度

家庭から発生する生ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題への関心を高めることを目的として、家庭用生ごみ処理容器の購入に対して補助を行っています。

表 3-5 家庭用生ごみ処理容器購入費補助金制度の概要

対 象	補助制度の概要
電動式生ごみ処理容器等 (電力を用いるもの)	・ 1 世帯当たり 1 基が限度 ・ 1 基当たりの補助制度の対象期間は 6 年間 ・ 購入費の 1/3 (限度額 : 20,000 円)
コンポスト、EM 菌生ごみ処理容器等 (電力を用いないもの)	・ 1 世帯当たり 2 基が限度 ・ 1 基当たりの補助制度の対象期間は 3 年間 ・ 購入費の 1/3 (限度額 : 3,000 円)

(2015 (平成 27) 年 3 月 31 日現在)

#### 1-3 指定ごみ袋有料化

家庭から排出される可燃ごみは、伊賀北部地域では 2007 (平成 19) 年 1 月から、青山地区では 2009 (平成 21) 年 1 月からごみの減量化を目的として有料指定袋化してきましたが、2014 (平成 26) 年 10 月に指定ごみ袋の価格改定を実施しました。

表 3-6 伊賀北部地域の指定ごみ袋有料化（可燃ごみ）の内容

袋の容量	金額（円／枚）
大(45 リットル)	35
中(30 リットル)	25
小(20 リットル)	15

(2015（平成 27）年 3 月 31 日現在)

表 3-7 青山地区の指定ごみ袋有料化（可燃ごみ）の内容

袋の容量	金額（円／枚）
特大(45 リットル)	35
大(30 リットル)	25
中(20 リットル)	15
小(10 リットル)	8
特小(5 リットル)	5

(2015（平成 27）年 3 月 31 日現在)

#### 1-4 マイバッグ運動

本市においては、スーパーなどで買い物をする際の「レジ袋」を使い捨てるという消費スタイルから、繰り返して使用する「マイバック」を持参して買い物をするという「レジ袋ないない活動」を推進しており、2008（平成 20）年に「持ってだあ〜こマイバッグ（レジ袋有料化）運動」を開始しています。

#### 1-5 環境セミナー等の開催

本市では、環境教育及びごみの分別・再利用の重要性の普及啓発等を目的として、環境セミナーや出前講座等を開催しています。

#### 1-6 家電等リサイクルに関する普及啓発

本市では、各種リサイクル法に基づく処理について、広く市民に周知することを目的として、普及啓発に取り組んでいます。

## 第2項 排出抑制・再資源化の実績

各種補助制度に係る実績を以下に示します。

表3-8 資源再利用物回収奨励金制度の実績

年度	対象物	古紙・古布回収量 (kg/年)	交付額 (円)
2010 (平成 22)		906,128	2,718,384
2011 (平成 23)		882,031	2,646,093
2012 (平成 24)		849,020	2,547,060
2013 (平成 25)		903,228	2,709,684
2014 (平成 26)		785,731	2,357,193

表3-9 家庭用生ごみ処理容器購入費補助金制度の実績

年度	対象物	電動式		コンポスト、EM 菌		補助合計 金額 (円)
		設置基数	補助金額	設置基数	補助金額	
2010 (平成 22)		45	822,000	30	51,500	873,500
2011 (平成 23)		18	316,000	21	43,300	359,300
2012 (平成 24)		12	184,000	13	28,000	212,000
2013 (平成 25)		29	559,000	16	27,800	586,800
2014 (平成 26)		23	403,000	18	43,600	446,600

## 第5節 ごみ処理の概要

### 第1項 分別区分

ごみの分別区分の概要を以下に示します。施設への受け入れ後の処理・処分の流れが違うことから、伊賀北部地域と青山地区で異なっています。

事業系一般廃棄物は、許可業者への委託か直接搬入により受け入れています。分別については下記区分に従うこととなっています。

また、伊賀北部地域、青山地区ともに、粗大ごみ等のほか、集積場収集ごみであっても処理施設へのごみの直接搬入を認めています。直接搬入する際にも下記の区分に従って分別を行う必要があります。

表 3-10 生活系ごみの分別区分（伊賀北部地域）

分別区分		対象物		
燃えるもの	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、草・落ち葉、汚れの落ちない容器類、下着類など		
	硬プラ・革製品類	硬質プラスチック類、革・ビニール製品類、ふとん・カーペット類（電気製品を除く）、剪定枝・木片など		
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック	カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ラップ、緩衝材など		
	びん類	飲食料用・調味料用びん（色別）		
	金属類	小型家電製品類（家電リサイクル法に定められている品目を除く）、刃物類（厚紙などに包み、「キケン」と書く）、金属容器・製品類など		
	ペットボトル	飲料用・特定調味料用容器		
	アルミ缶	アルミ製飲料用缶		
	廃食用油	植物性食用油		
	紙・布類	紙類	新聞・雑誌（単行本、辞典等含む）、ダンボール、紙パック（内側が白いもの）、その他紙	
		布類	衣類、古布類	
	埋立ごみ	危険物・テープ類	スプレー缶・ライター等危険物、ビデオテープなどのテープ類	
		ガラス・せともの・乾電池類他	ガラス・せともの・乾電池、使い捨てカイロ、割れたびん、蛍光管、体温計など	
粗大ごみ (戸別収集)	家具・寝具類、家電製品類	食器棚、タンス、ソファ、キーボード、ステレオ、扇風機など（1辺 50cm 以上のもの）		
	発火危険物、破砕・解体困難物	ストーブ、ファンヒーター、自転車、畳、マッサージチェアなど		
不燃ごみ（直接搬入）		コンクリート、ブロック、瓦など		

(2015 (平成 27) 年 3 月 31 日現在)

表 3-11 生活系ごみの分別区分（青山地区）

分別区分		対象物	
集積場収集ごみ	燃やすごみ	生ごみ、紙くず、草木類（太さ 7cm、長さ 40cm 以下 2 袋まで）、汚れの落ちないラップ・容器類、繊維類等	
	燃やさないごみ	ガラス・せともの類、プラスチック類、小型家電製品、刃物類等（厚紙等に包み、「キケン」と書く）等	
	資源（リサイクルできるもの）	容器包装プラスチック	カップ、パック、トレイ（白色を除く）、ボトル、チューブ、ポリ袋、ラップ、緩衝材等
		びん類	飲食料用・調味料用びん（色別）
		缶 類	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶（カセットボンベ含む）
		ペットボトル	飲料用・特定調味料用容器
		白色食品トレイ	白色発泡スチロールトレイ
		廃食用油	植物性食用油
		体温計・温度計・蛍光管・電球	体温計・温度計（水銀式のみ）等（いずれも割れていないもの）
		乾電池類	（バイク・自動車のバッテリー除く）
		金属類	鍋、釜、やかん、針金等
		ライター	ライター
	古紙・古布類	紙 類	新聞・雑誌（折込チラシ含む）、ダンボール、紙パック（内側が白いもの）、雑誌・ざつ紙
		布 類	古布類（汚れたもの、カーテン、中綿入り服除く）
戸別収集ごみ	粗大ごみ	家具・寝具類、電化製品（PC リサイクル法対象製品以外）、自転車、スーツケース等	
	家電 4 品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	
直接搬入ごみ		枝木類・木材等（長さ 40cm 超、1m 以下、太さ 7cm 超、10cm 以下）、塩ビパイプ等一部粗大ごみ	

（2015（平成 27）年 3 月 31 日現在）

## 第2項 ごみ排出量の実績

### 2-1 ごみ種類別の排出量

ごみ排出量の過去5年間の推移を見ると、ごみ総排出量、種類別ごみ量ともにほぼ横ばい傾向にあり、2014（平成26）年度のごみ総排出量は27,719tとなりました。

表3-12 ごみ種類別排出量実績

（単位：人口：人、その他：t/年）

年度		2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
人口		99,726	98,691	97,190	96,187	95,066
可燃ごみ	生活系収集	17,783	18,060	18,684	18,561	17,887
	生活系直接搬入	395	361	382	488	535
	事業系	3,179	2,903	3,419	3,479	3,481
	合計	21,357	21,324	22,485	22,528	21,903
不燃ごみ	生活系収集	550	415	413	407	406
	生活系直接搬入	192	263	320	397	445
	事業系	44	45	59	66	96
	合計	786	723	792	870	947
資源ごみ	生活系収集	3,426	3,411	3,304	3,137	2,820
	生活系直接搬入	86	77	68	118	198
	事業系	155	152	225	292	274
	合計	3,667	3,640	3,597	3,547	3,292
粗大ごみ	生活系収集	782	697	42	39	210
	生活系直接搬入	103	108	108	152	575
	事業系	79	85	20	9	6
	合計	964	890	170	200	791
集団回収量		906	882	849	903	786
ごみ総排出量		27,680	27,459	27,893	28,048	27,719

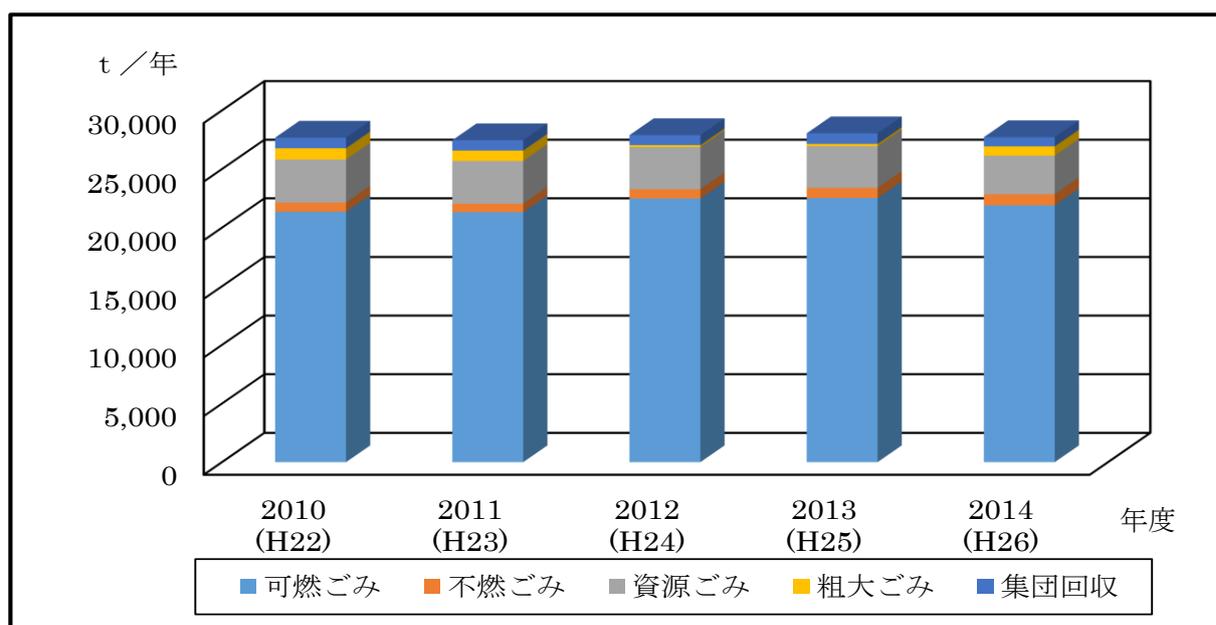


図3-4 本市のごみ分類別排出量

## 2-2 生活系ごみと事業系ごみの割合

過去5年間の生活系ごみと事業系ごみの排出量とその割合を以下に示します。生活系はほぼ横ばい傾向ですが、事業系は若干増加傾向にあります。

表 3-13 生活系ごみと事業系ごみの排出量

(単位：t／年)

年度 項目	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
生活系ごみ	23,317 (87.1%)	23,392 (88.0%)	23,321 (86.2%)	23,299 (85.8%)	23,076 (85.7%)
事業系ごみ	3,457 (12.9%)	3,185 (12.0%)	3,723 (13.8%)	3,846 (14.2%)	3,857 (14.3%)
合 計	26,774	26,577	27,044	27,145	26,933

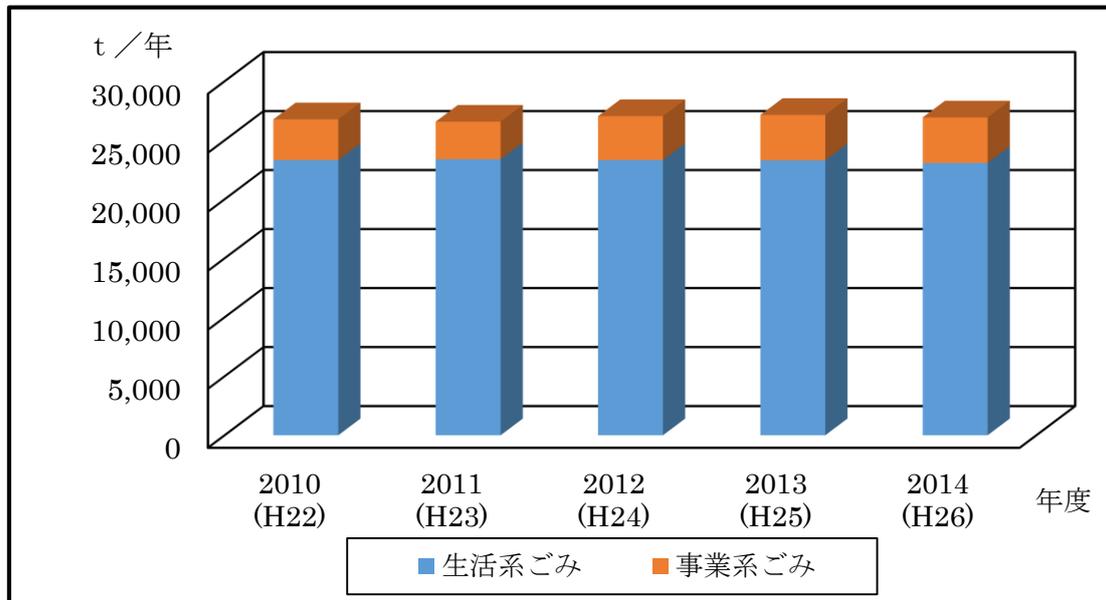


図 3-5 生活系ごみと事業系ごみの排出量

### 2-3 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量を以下に示します。全体としては増加傾向になっています。前記の生活系ごみ、事業系ごみ量の推移等に鑑みると、1人1日当たりの生活系ごみ量と事業系ごみ量の双方が増加しているためと考えられます。

なお、本市の2013（平成25）年度の1人1日当たりのごみ排出量799g／（人・日）は、2013（平成25）年度の三重県平均の982g／（人・日）、2013（平成25）年度の国平均の958g／（人・日）と比較して低い数値となっています。

表3-14 1人1日当たりのごみ排出量

項目 \ 年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
1人1日当たりのごみ排出量(g／(人・日))	760	760	786	799	799
うち 生活系	665	672	681	689	688

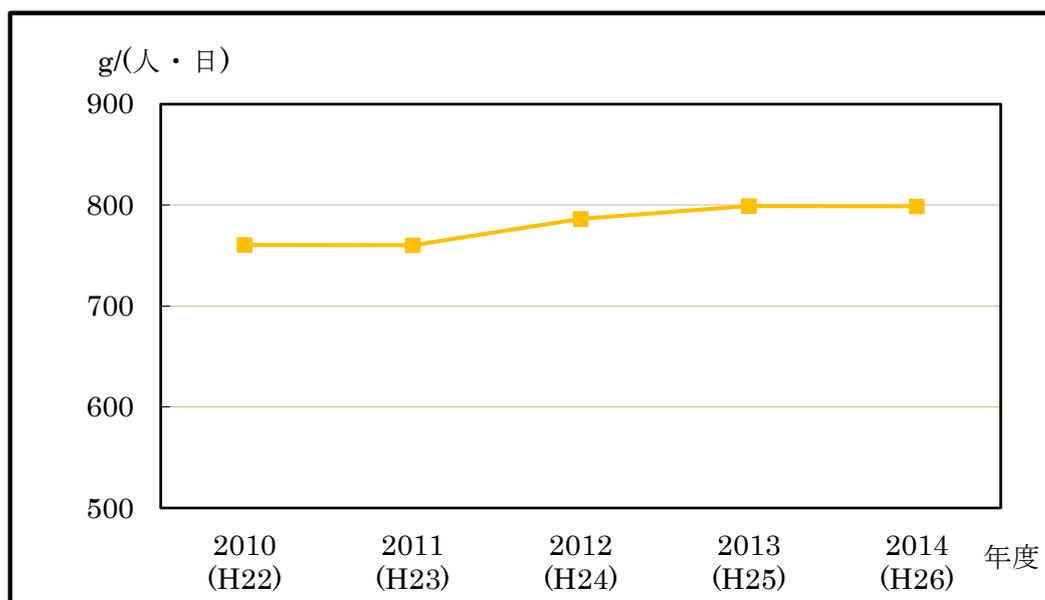


図3-6 1人1日当たりのごみ排出量

## 2-4 資源化量の合計

各種資源化量の合計値を以下に示します。

表 3-15 資源化量の合計

(単位：t/年)

項目 \ 年度	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
直接資源化量	1,868	1,552	1,485	1,295	1,302
中間処理後資源化量	12,688	13,007	13,072	14,114	12,993
集団回収量	906	882	849	903	786
合計	15,462	15,441	15,406	16,312	15,081

## 2-5 資源化量の内訳

資源化量の内訳を以下に示します。

本市では、RDF 化施設において可燃ごみから RDF を生成し、三重ごみ固形燃料発電所でサーマルリサイクルに、資源化ごみ処理施設において金属ごみ等の資源化に取り組んでいます。

一方、青山地区のごみを処理している伊賀南部環境衛生組合は、焼却施設において発生する余熱を温浴施設の給湯や冷暖房等に利用しており、リサイクル施設において資源物の回収に努めています。

全体の傾向としては、RDF が大きな割合を占めています。

表 3-16 資源化量の内訳

(単位：t/年)

項目 \ 年度	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
紙 類	1,557	1,230	1,171	991	1,030
紙パック	1	2	4	3	2
金属類	490	559	632	682	534
ガラス類	286	657	620	599	549
ペットボトル	98	121	90	96	85
容器包装プラスチック	162	288	297	275	256
布 類	253	271	263	255	227
RDF	11,522	11,267	11,285	12,388	11,531
廃食油	11	10	11	11	9
その他 (溶融スラグ等を含む)	176	154	184	109	72
集団回収	906	882	849	903	786
合計	15,462	15,441	15,406	16,312	15,081

## 2-6 資源化率

資源化率の実績を以下に示します。

傾向としては、年ごとの増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。

なお、資源化率の定義は以下のとおりです。

$$\text{資源化率} = (\text{資源化量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

表 3-17 資源化率

項目 \ 年度	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
ごみ処理量 (t)	26,774	26,577	27,044	27,145	26,933
資源化量 (t)	15,462	15,441	15,406	16,312	15,081
うち RDF 量 (t)	11,522	11,267	11,285	12,388	11,531
集団回収量 (t)	906	882	849	903	786
資源化率 (%)	55.9	56.2	55.2	58.2	54.4

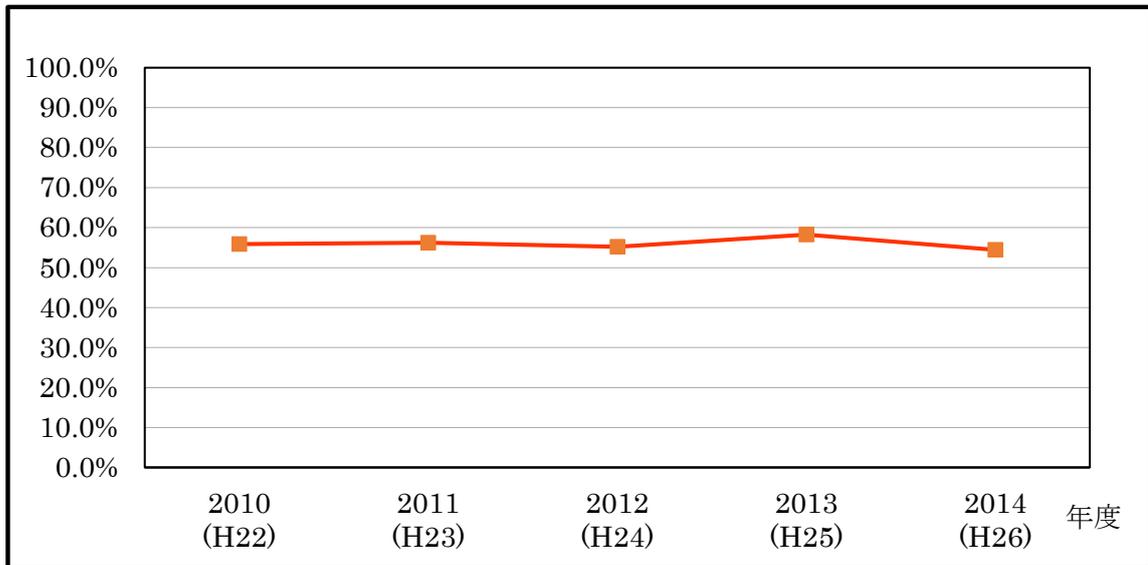


図 3-7 資源化率

### 第3項 ごみ及び RDF の性状

伊賀北部地域の各施設におけるごみと RDF の性状を以下に示します。

なお、伊賀南部環境衛生組合については、青山地区のみのデータがないため省略しました。

#### 3-1 ごみの性状

(1) 法令に基づく調査の結果

RDF 化施設におけるごみの種類組成、三成分、単位容積重量と低位発熱量を以下に示します。2014（平成 26）年度調査における組成を見ると、搬入されるごみ質の種類構成で占める割合は紙・布類の比率がもっとも高く、次いで、合成樹脂・皮革類、木・竹・わらの順です。

表 3-18 RDF 化施設におけるごみの種類組成

(単位：%)

種類組成	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
紙・布	48.0	57.4	58.5	56.4	52.5
合成樹脂・皮革類	35.6	24.8	26.2	16.7	24.4
木・竹・わら	10.8	13.1	6.7	8.2	9.5
厨芥類	3.5	3.9	7.3	14.2	9.0
不燃物	0.6	0.0	0.2	1.0	1.1
その他	1.5	0.8	1.1	3.5	3.5

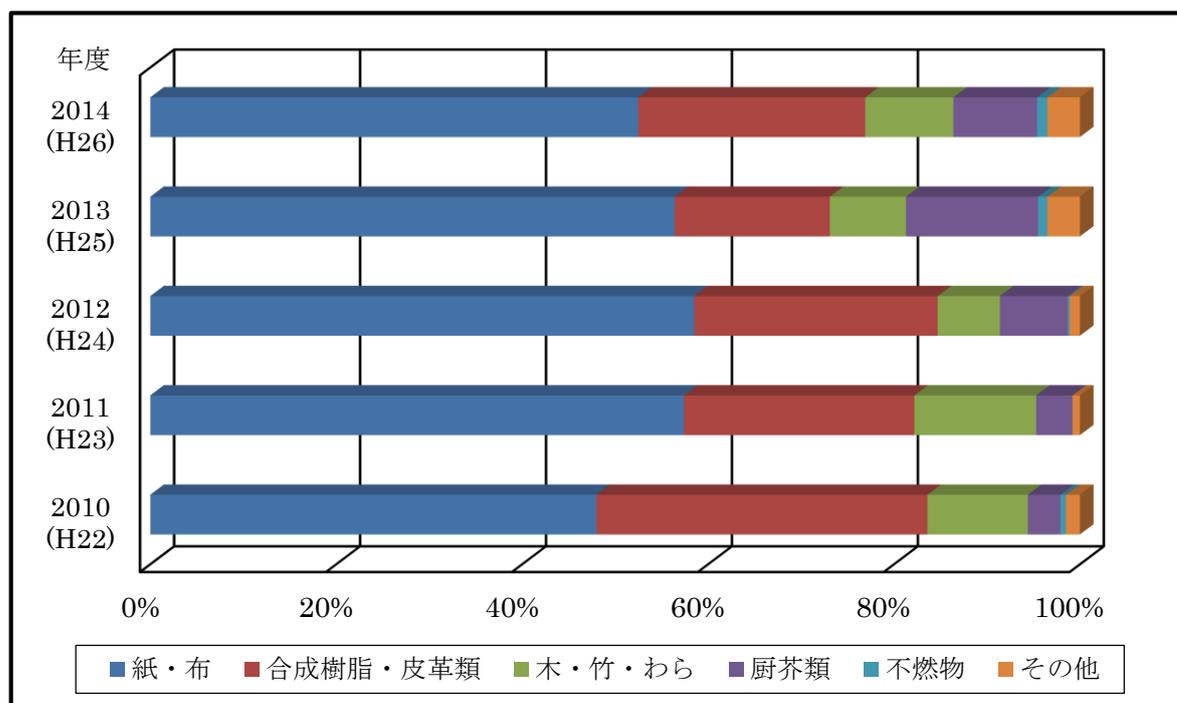


図 3-8 RDF 化施設におけるごみ組成

表 3-19 RDF 化施設におけるごみの三成分

(単位：%)

三成分 \ 年度	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
水分	56.3	51.6	39.6	49.1	48.2
可燃分	39.8	44.5	54.2	45.7	46.9
灰分	3.9	3.9	6.2	5.2	4.9

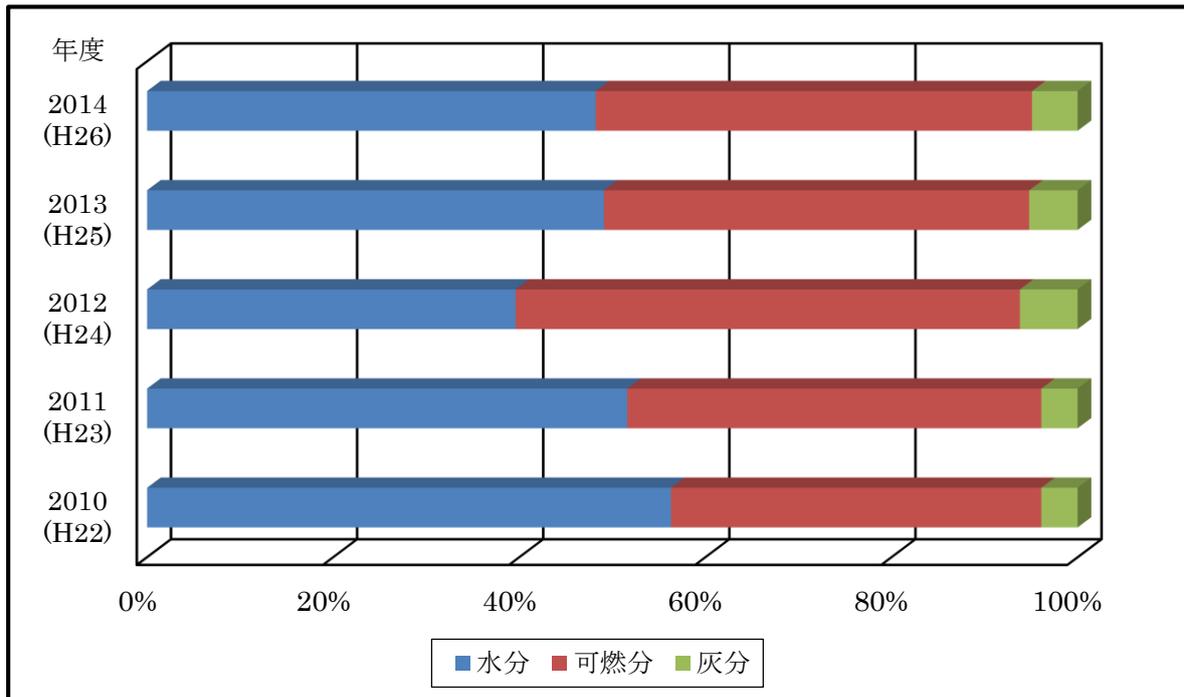


図 3-9 RDF 化施設におけるごみの三成分

表 3-20 RDF 化施設におけるごみの単位容積重量

(単位 : kg/m<sup>3</sup>)

年度 項目	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
単位容積重量	144.3	130.2	169.6	173.6	222.1

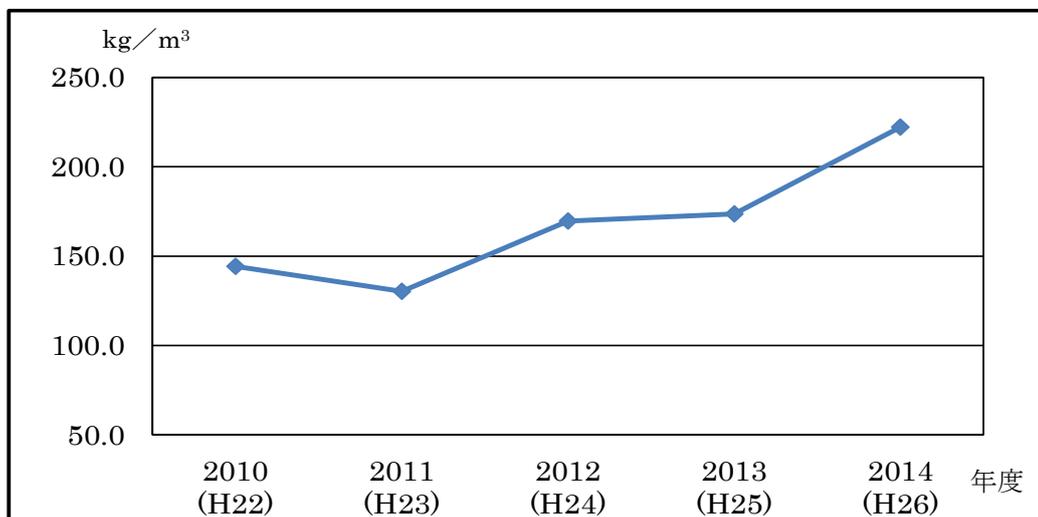


図 3-10 RDF 化施設におけるごみの単位容積重量

表 3-21 RDF 化施設におけるごみの低位発熱量

(単位 : kJ/kg)

年度 項目	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
低位発熱量	6,102	7,090	9,212	7,368	7,630

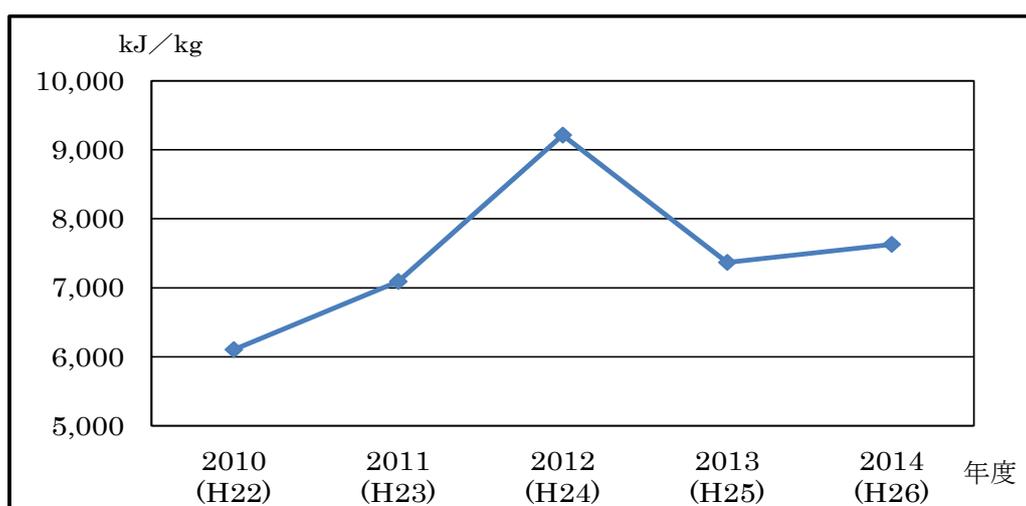


図 3-11 RDF 化施設におけるごみの低位発熱量

(2) その他の結果

次に、独自で行ったごみの種類組成調査の結果を以下に示します。

可燃ごみと金属類では、適合率が概ね 85%前後かそれ以上となっていますが、容器包装プラスチックでは、適合率が概ね 70%前後となっています。

表 3-22 可燃ごみの種類組成

(単位：%)

組成	年度	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
適合物		83.5	86.2	86.8
不適合物		16.5	13.8	13.2
容器包装プラスチック		4.6	2.8	2.5
紙類		9.4	7.4	8.2
金属・缶		0.2	0.1	0.1
ペットボトル		0.1	0.1	0.3
衣類・布		1.4	1.5	0.4
禁忌品・危険物		0.1	注 0.0	注 0.0
その他		0.7	1.9	1.7

注：小数第 2 位を四捨五入した結果であり、未検出という意味ではない。

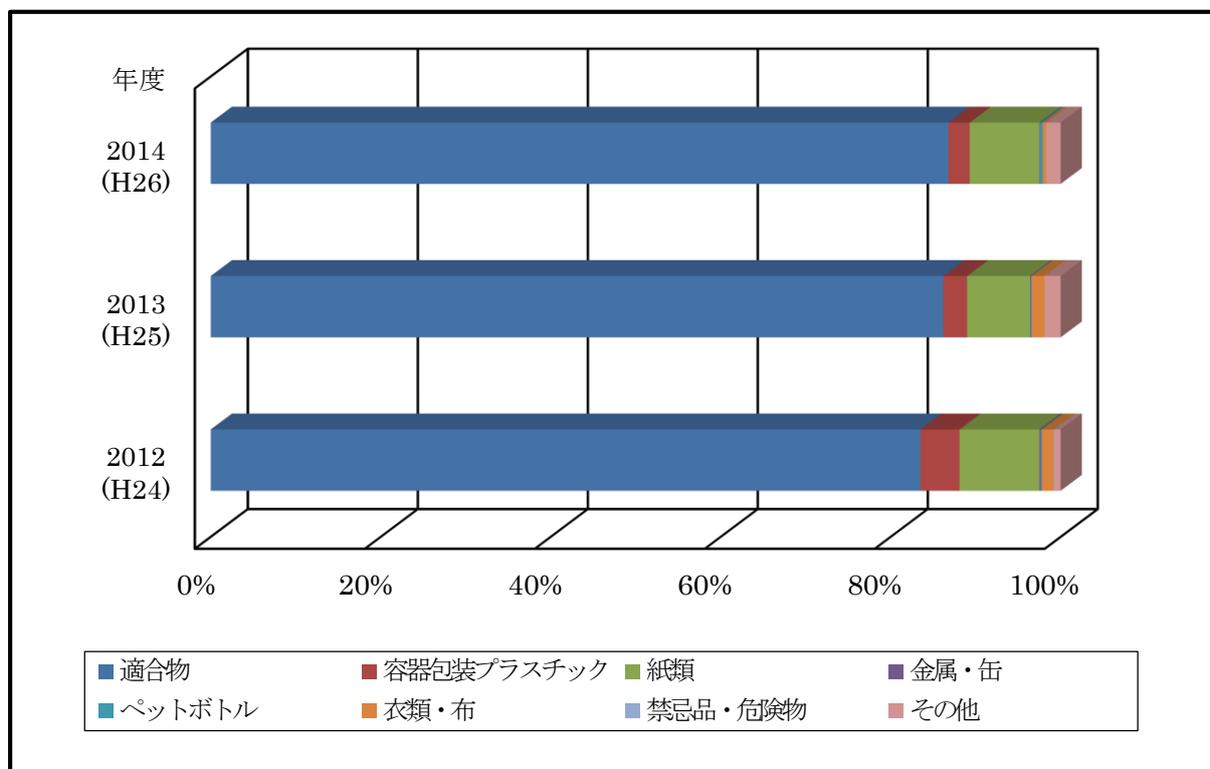


図 3-12 可燃ごみの種類組成

表 3-23 容器包装プラスチックの種類組成

(単位：%)

組成	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
適合物	76.6	69.7	74.4	71.2
不適合物	23.4	30.3	25.6	28.8
汚れ	4.4	9.9	9.4	11.9
可燃ごみ	8.6	9.8	7.9	7.4
硬プラ・革製品類※	8.9	8.8	6.9	8.0
金属類	0.7	1.1	0.8	0.5
アルミ缶	注 0.0	注 0.0	注 0.0	注 0.0
ペットボトル	0.8	0.5	0.5	0.8
びん	注 0.0	0.1	注 0.0	0.1
埋立ごみ	注 0.0	0.1	0.1	0.1

注：小数第 2 位を四捨五入した結果であり、未検出という意味ではない。

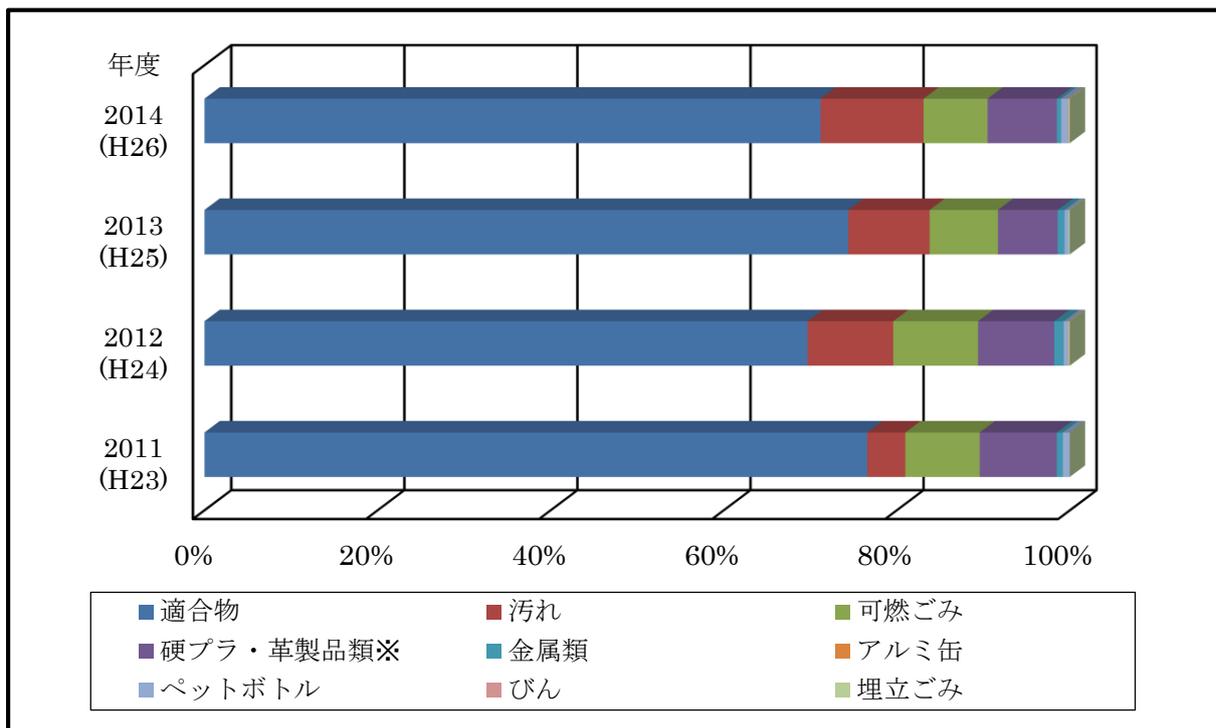


図 3-13 容器包装プラスチックの種類組成

※：2011(平成 23)～2013(平成 25)年度は可燃性粗大ごみ

表 3-24 金属類の種類組成

(単位：%)

組成	年度	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
適合物		91.8	84.3
不適合物		8.2	15.7
可燃ごみ		1.0	1.9
硬プラ・革製品類※		0.2	0.5
容器包装プラスチック		注 0.0	注 0.0
アルミ缶		1.4	2.6
ペットボトル		0.1	0.1
びん		1.0	1.6
ガラス・せともの、乾電池		0.5	1.8
処理困難（危険）物		2.6	3.3
その他		1.4	3.9

注：小数第 2 位を四捨五入した結果であり、未検出という意味ではない。

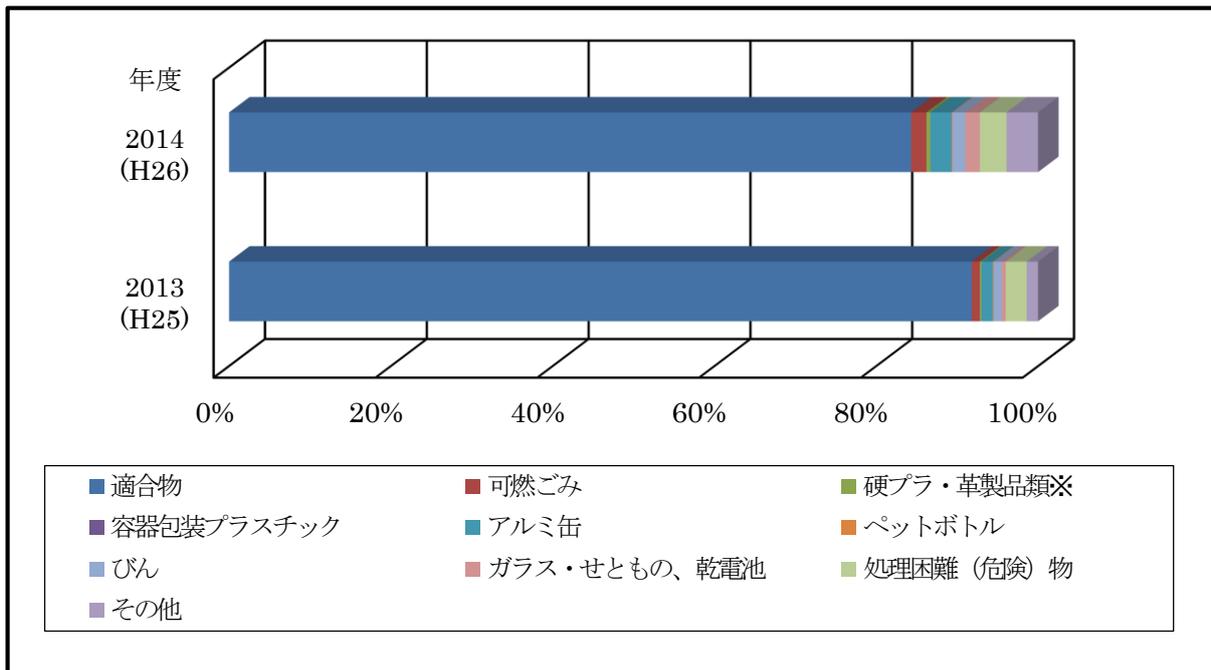


図 3-14 金属類の種類組成

※：2013(平成 25)年度は可燃性粗大ごみ

### 3-2 RDFの性状

施設で生成した RDF の性状を以下に示します。

表 3-25 RDF の性状（年平均値）

項目 \ 年度	単位	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
寸法(直径)	mm	16.2	15.5	16.3	15.7	16.2
寸法(長さ)	mm	38.4	38.3	36.3	34.4	39.7
水分	%	4.0	3.9	3.5	4.0	4.3
粉化度	%	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6
カルシウム含有量	%	3.1	2.8	4.2	5.1	3.0
アルミニウム	%	0.04	0.33	0.25	0.57	0.63
鉄	%	—	0.44	0.33	0.48	0.56
灰分	%	9.6	11.3	9.7	12.5	11.0
高位発熱量	kJ/kg	22,800	22,600	22,300	21,400	20,900
低位発熱量	kJ/kg	21,300	21,000	20,600	20,000	19,500
全水銀	mg/kg	1.1	0.5 未満	0.5 未満	0.22	0.11
カドミウム	mg/kg	1.0	0.5	0.5	0.9	0.4
鉛	mg/kg	8.5	14.7	14	16	8
全クロム	mg/kg	38.2	14	24	24	24
ヒ素	mg/kg	0.5 未満	3.5	3.2	4.6	3.0
セレン	mg/kg	0.5 未満	0.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
全塩素	%	0.35	0.43	0.47	0.34	0.38
硫黄分	%	0.05	0.16	0.21	0.10	0.07
窒素分	%	0.97	1.10	1.09	1.16	1.14
かさ密度	g/cm <sup>3</sup>	0.55	0.56	0.59	0.66	0.59



表 3-26 生活系ごみの収集概要（伊賀北部地域）

分別区分		頻度	方法	排出容器	
燃えるもの	可燃ごみ	週 2 回	ステーション	指定袋	
	硬プラ・革製品類	年 6 回		50cm 以下結束 又は 45L 以下袋 透明又は半透明	
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック	週 1 回		45L 以下袋 透明又は半透明	
	びん類	月 1 回		回収箱	
	金属類	月 1 回		90cm 以下結束 又は 45L 以下袋 透明又は半透明	
	ペットボトル	月 1 回		専用容器	
	アルミ缶	月 1 回		45L 以下袋 透明又は半透明	
	廃食用油	年 4 回		専用容器	
	紙・布類	紙類		月 1 回	種類ごとに結束
		布類			45L 以下袋 透明又は半透明
埋立ごみ	危険物・テープ類	年 6 回	45L 以下袋 透明又は半透明		
	ガラス・せともの・ 乾電池類ほか		回収箱		
粗大ごみ	家具・寝具類、家電製品類等	随時	戸別又は持込	—	

表 3-27 生活系ごみの収集概要（青山地区）

分別区分		頻度	方法	排出容器
燃やすごみ		週 2 回	ステーション	指定袋
燃やさないごみ		月 2 回		45L 以下袋 透明又は半透明
資源 (リサイクルで きるもの)	容器包装プラスチック	週 1 回	資源ステーション	45L 以下袋 透明又は半透明
	びん類	月 1 回		コンテナ
	缶類	月 1 回		コンテナ
	ペットボトル	月 1 回		コンテナ
	白色食品トレイ	月 1 回		コンテナ
	ライター	月 1 回		専用容器
	廃食用油	年 4 回		専用容器
	体温計・温度計・ 蛍光管・電球	年 4 回		コンテナ
	乾電池類	年 4 回		コンテナ
	金属類	年 4 回		コンテナ
	紙類	月 1 回 (一部集団回収)		種類ごとに結束
布類	月 1 回 (一部集団回収)	45L 以下袋 透明又は半透明		
粗大ごみ、家電 4 品目		随時	戸別又は持込	—

## 1-2 収集運搬車両の整備状況

収集・運搬車両台数を以下に示します。

表 3-28 収集・運搬車両台数

直営分		委託業者分		許可業者分	
収集車	運搬車	収集車	運搬車	収集車	運搬車
7	6	69	0	229	0

## 1-3 ごみ集積場整備等補助金制度

地域の環境衛生の保全及びごみ収集の効率化を図ることを目的として、ごみ集積場の整備等に対して補助を行っています。

表 3-29 ごみ集積場整備等補助金の概要

対 象	補助制度の概要
区及び自治会のごみ集積場整備等 (新設・改修)に係る費用の一部	新設：200,000 円を限度とし、事業費の 1/2 改修：85,000 円を限度とし、事業費の 1/2 (ただし、事業費が 2,000 円未満の場合を除く。)

## 第2項 収集・運搬に係る実績

### 2-1 収集・運搬量

収集・運搬量の実績を以下に示します。

表3-30 収集・運搬量

(単位：日平均：t/日、それ以外：t/年)

年度 項目	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
生活系	22,541	22,583	22,443	22,144	21,323
可燃ごみ	17,783	18,060	18,684	18,561	17,887
不燃ごみ	550	415	413	407	406
資源ごみ	3,426	3,411	3,304	3,137	2,820
粗大ごみ	782	697	42	39	210
事業系	3,329	2,910	3,408	3,536	3,504
可燃ごみ	3,077	2,662	3,148	3,208	3,180
不燃ごみ	26	31	35	47	58
資源ごみ	155	142	213	279	265
粗大ごみ	71	75	12	2	1
合計	25,870	25,493	25,851	25,680	24,827

### 2-2 ごみ集積場整備等補助金

ごみ集積場整備等補助金の交付実績を以下に示します。

表3-31 ごみ集積場整備等補助金の実績

(単位：件)

年度 対象物	新設		改修		補助合計 金額(円)
	件数	補助金額	件数	補助金額	
2010(平成22)	8	803,000	11	472,000	1,275,000
2011(平成23)	0	0	4	137,000	137,000
2012(平成24)	2	253,000	23	558,000	811,000
2013(平成25)	7	1,203,000	5	179,000	1,382,000
2014(平成26)	4	335,000	5	185,000	520,000

## 第7節 中間処理

### 第1項 中間処理施設の概要

本市はごみの中間処理施設として、「さくらリサイクルセンター」を有しています。一方、青山地区のごみを中間処理している伊賀南部環境衛生組合は、「伊賀南部クリーンセンター」を有しています。

中間処理施設の概要を以下に示します。

表 3-32 伊賀市の中間処理施設の概要

施設名 項目	さくらリサイクルセンター	
施設種類	ごみ固形燃料化施設	資源化ごみ処理施設
処理能力	135 t / 日 (45 t / 16 h × 3 系列)	17.3 t / 5 h
処理方式	ごみ固形燃料化方式	低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、破袋機、選別機、圧縮機、圧縮梱包機
操業開始年	2002 (平成 14) 年	2010 (平成 22) 年
管理体制	委託	委託
持込手数料	50kg まで 500 円 50kg 以上 50kg ごとに 500 円	
直接搬入 受入時間帯	月曜日～土曜日、偶数月第 1 日曜日 午前 9 時～午後 4 時 30 分	
休日	日曜日(偶数月第 1 を除く)、祝日、年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)	

表 3-33 伊賀南部環境衛生組合の中間処理施設の概要

施設名 項目	伊賀南部クリーンセンター	
施設種類	ごみ焼却施設	リサイクル施設
処理能力	95 t / 24h (47.5 t / 24 h × 2 系列)	45.5t / 5h
処理方式	流動床式ガス化溶融炉	低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、切断式破砕機、選別機、圧縮梱包機、減容機
操業開始年	2008 (平成 20) 年	2008 (平成 20) 年
管理体制	委託	一部委託
持込手数料	10kg ごとに 120 円 (生活系は、指定ごみ袋または粗大ごみ処理券も可) ただし、資源は無料	
直接搬入 受入時間帯	月曜日～金曜日、第 3 日曜日 午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分	
休日	土曜日、日曜日、祝日 (ただし、第 3 日曜日は除く)	

## 第2項 中間処理量等の実績

中間処理量等の実績を以下に示します。

全体としては、直接資源化量が減少し、中間処理量が増加しています。

なお、中間処理量の定義は以下のとおりです。

中間処理量＝ごみ処理量－直接資源化量－直接最終処分量

表 3-34 ごみの中間処理量等

(単位：t/年)

項目	年度	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
ごみ処理量		26,774	26,577	27,044	27,145	26,933
直接資源化量		1,868	1,552	1,485	1,295	1,302
直接最終処分量		124	179	240	287	318
中間処理量		24,782	24,846	25,319	25,563	25,313
中間処理後	資源化量	12,688	13,007	13,072	14,114	12,993
	最終処分量	1,505	972	1,143	1,266	1,268

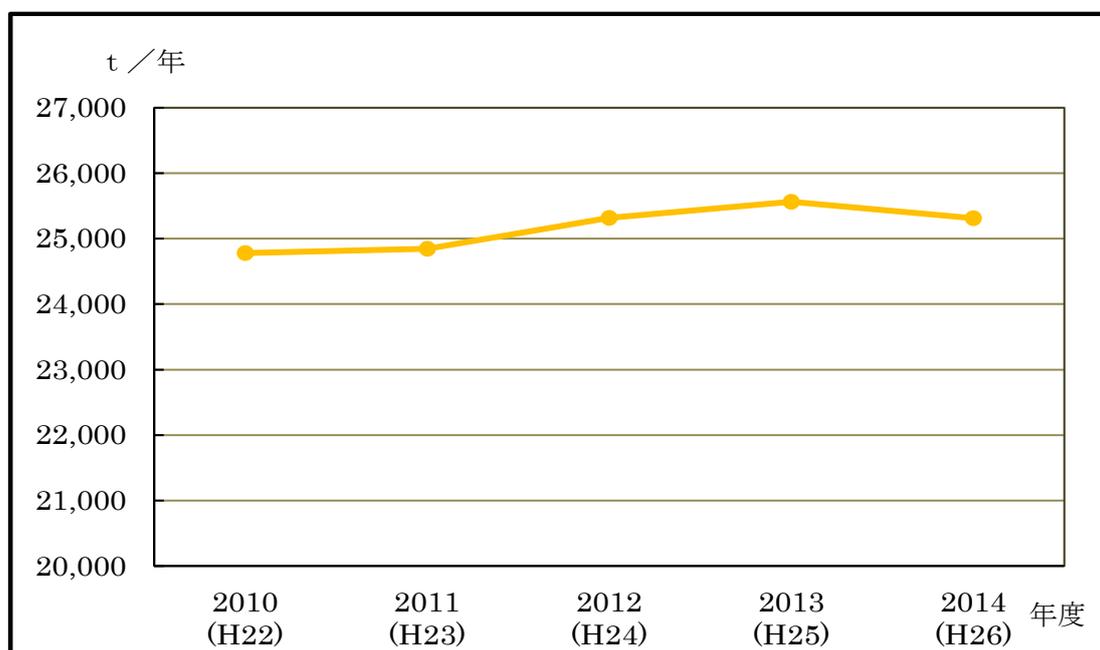


図 3-16 ごみの中間処理量

## 第8節 最終処分

### 第1項 最終処分施設の概要

本市はごみの最終処分場として、「不燃物処理場」を有しています。一方、青山地区のごみを最終処分している伊賀南部環境衛生組合は、「伊賀南部最終処分場」を有しています。

各施設の概要を以下に示します。

なお、中間処理施設で発生する処理残渣の最終処分については、伊賀北部地域では全てを、伊賀南部環境衛生組合については、一部を民間に委託しています。

表 3-35 伊賀市の最終処分場の概要

項目	施設名	不燃物処理場
埋立対象廃棄物		ブロック、瓦、コンクリート、石、土、砂、レンガ、タイル
埋立地面積		40,610m <sup>2</sup>
全体容量		150,000m <sup>3</sup>
残余容量		14,063m <sup>3</sup>
埋立開始年月日		1977（昭和 52）年 4 月
管理体制		直営
持込手数料		搬入車両の最大積載量に 100kg 当たり 500 円を乗じた額 （ただし、100kg 未満でも 100kg とみなす。）
直接搬入受入時間帯		月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
休日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

表 3-36 伊賀南部環境衛生組合の最終処分場の概要

項目	施設名	伊賀南部最終処分場
埋立対象廃棄物		焼却残渣、不燃物残渣等
埋立地面積		24,854 m <sup>2</sup>
全体容量		190,630 m <sup>3</sup>
残余容量		14,028m <sup>3</sup>
埋立開始年月日		1996（平成 8）年 3 月
管理体制		直営

注：2008（平成 20）年 10 月から、一般ごみの搬入を停止している。

## 第2項 最終処分量の実績

最終処分量の実績を以下に示します。

2010（平成22）年度をピークとして一旦減少し、その後は増加傾向となっています。

なお、2010（平成22）年度から2011（平成23）年度にかけての減少については、さくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設が2010（平成22）年度途中から稼働しており、処理体制が変化したことによるものと考えられます。

表3-37 ごみの最終処分量

（単位：t／年）

年度 項目	2010 （平成22）	2011 （平成23）	2012 （平成24）	2013 （平成25）	2014 （平成26）
直接最終処分量	124	179	240	287	318
中間処理後の 最終処分量	1,505	972	1,143	1,266	1,268
合 計	1,629	1,151	1,383	1,553	1,586

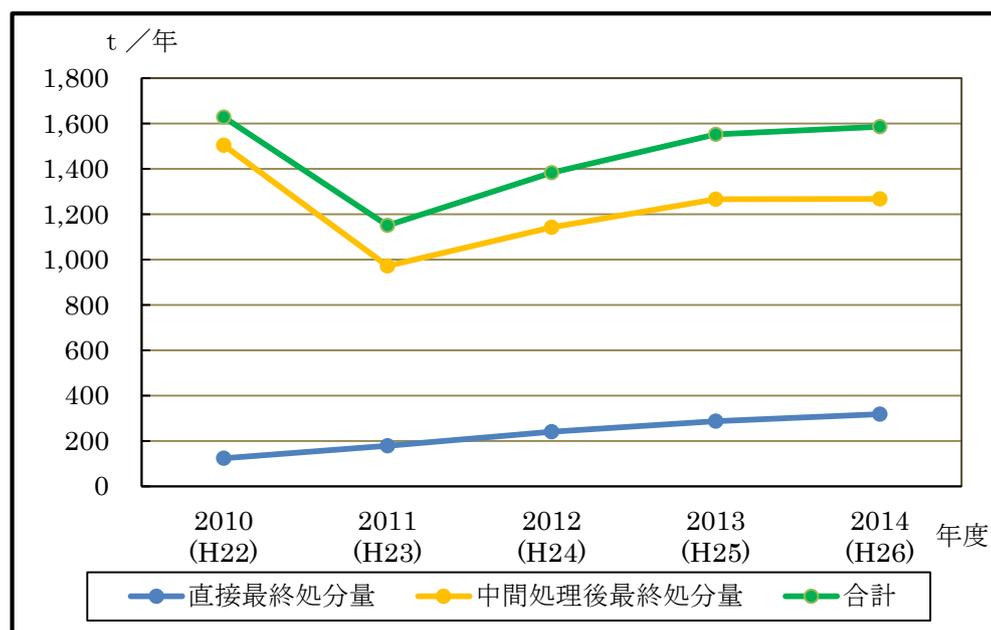


図3-17 ごみの最終処分量

## 第9節 温室効果ガス排出量

### 第1項 収集・運搬

収集・運搬における温室効果ガス排出量を以下に示します。

なお、さくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設の稼働に伴う処理体制の変化を考慮し、データは2011（平成23）年度以降のもののみを記載します。

表3-38 収集における温室効果ガス発生量

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

年度 項目	2011 （平成23）	2012 （平成24）	2013 （平成25）	2014 （平成26）
燃料消費量	18,702	20,079	20,601	14,459

### 第2項 中間処理

伊賀北部地域の各中間処理にかかる、温室効果ガス排出量を以下に示します。

#### (1) RDF化施設

RDF化施設に係る温室効果ガス発生量を以下に示します。

2項目とも、ほぼ横ばい傾向にあります。

表3-39 RDF化施設における温室効果ガス発生量

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

年度 項目	2010 （平成22）	2011 （平成23）	2012 （平成24）	2013 （平成25）	2014 （平成26）
施設での燃料 使用量等	9,380,859	8,850,942	8,850,251	9,170,429	8,861,074
残渣・生成物 輸送等に伴う 燃料使用量等	189,866	187,508	194,532	175,190	159,945

#### (2) 資源化ごみ処理施設

資源化ごみ処理施設に係る温室効果ガス発生量を以下に示します。

また、収集・運搬と同様に、現在のさくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設は2010（平成22）年度途中から稼働しているため、データは2011（平成23）年度以降のもののみを記載します。

表3-40 資源化ごみ処理施設における温室効果ガス発生量

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

年度 項目	2011 （平成23）	2012 （平成24）	2013 （平成25）	2014 （平成26）
施設での燃料使用量等	181,312	175,220	151,773	166,072
残渣輸送等に伴う燃料使用 量等	1,690	3,692	5,070	3,885

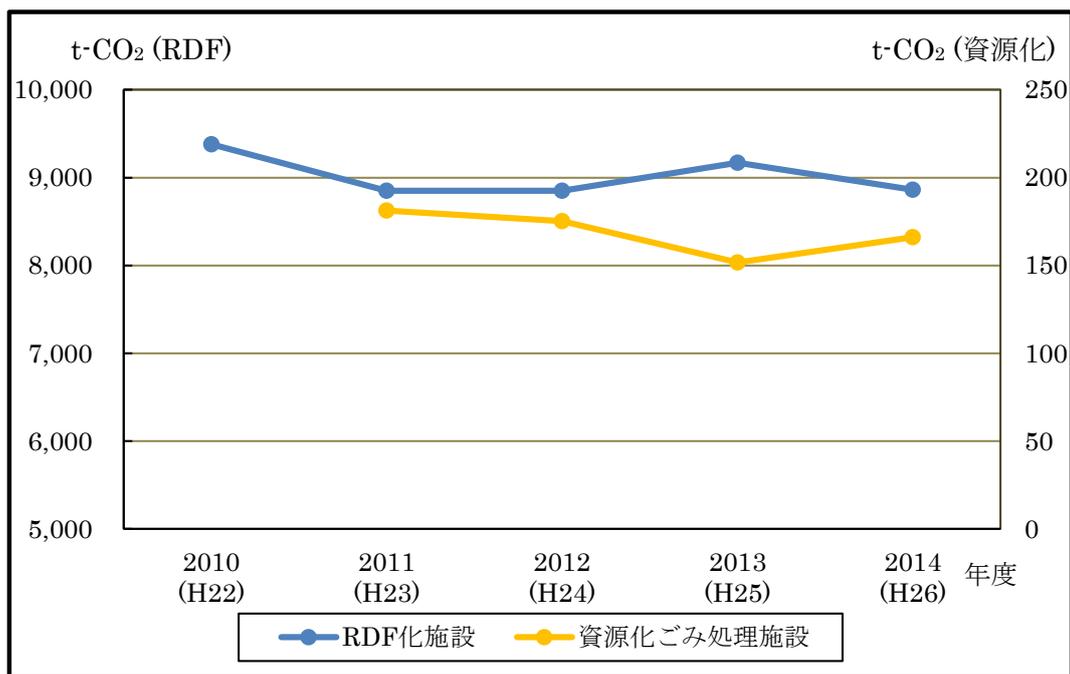


図 3-18 中間処理施設における温室効果ガス発生量

### 第 3 項 最終処分

伊賀北部地域の最終処分施設における温室効果ガス発生量を以下に示します。

なお、2010（平成 22）年度についてはデータがないため、2011（平成 23）年度以降のデータを記載します。

表 3-41 最終処分施設における温室効果ガス発生量

(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

年度	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
埋立作業等での 燃料使用量等	1,048	516	1,492	1,664

## 第10節 処理経費

ごみ処理及び維持管理に係る経費を以下に示します。

1t当たりの経費及び1人当たりの経費は、全体としては横ばい傾向にありますが、近年は微増傾向にあります。

表 3-42 年度別のごみ処理経費

年度 費目	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
処理及び維持管理費 (千円)	1,630,987	1,634,922	1,547,003	1,577,708	1,680,358
1 t 当たりの経費 (円)	58,923	59,540	55,462	56,250	60,621
1 人当たりの経費 (円)	16,355	16,566	15,917	16,403	17,676

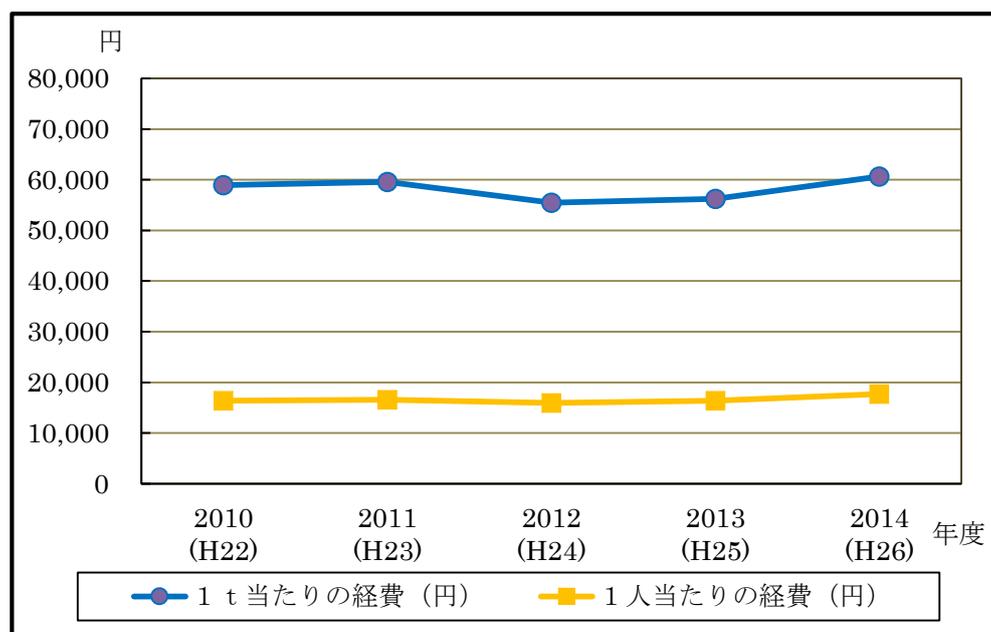


図 3-19 年度別のごみ処理経費

## 第 11 節 ごみ処理についての現況の評価

ごみ処理の現況を客観的に評価するために、類似地方公共団体（以下「類似団体」という。）との比較を行いました。その結果を以下に示します。

なお、類似団体とは、2013（平成 25）年度類似団体別市町村財政指数表（総務省）に基づき伊賀市と同じ類型 II-0 に該当する市としました。

評価項目については、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）に基づき、循環型社会形成の観点から、1 人 1 日当たりごみ排出量、ごみ総排出量に対する資源化率及び廃棄物のうち最終処分される割合の 3 項目、経済性の観点から、1 人当たり年間経費の 1 項目の合計 4 項目を選定しました。

1 人当たりの年間経費については、類似団体、三重県、国のいずれの平均よりも高くなっています。一方、他の 3 項目では類似団体、三重県、国のいずれの平均よりも良好な値となっています。

表 3-43 ごみ処理の現況についての類似団体等との比較（2013(平成 25)年度）

項目	1 人 1 日当たり ごみ排出量 (g/(人・日))	資源化率 (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	1 人当たり 年間経費 (円)
伊賀市	799	58.2	5.5	16,403
類似団体平均	935	22.4	8.6	10,207
類似団体最大	1,476	62.4	20.6	18,971
類似団体最小	608	10.4	0.0	5,463
三重県平均	982	30.1	7.6	12,100
国平均	958	20.6	10.1	10,914

## 第12節 ごみ処理の現況に係る課題の整理

### 第1項 排出抑制・再資源化

資源再利用物回収奨励金及び家庭用生ごみ処理容器購入費補助金については、年ごとの増減があるものの、概ね減少傾向にあります。これらについてもさらに周知を行うとともに、今後の状況によっては制度そのものの見直しも検討する必要があります。

また、1人1日当たりの生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量が、ともに増加傾向にあることから、発生・排出抑制の取り組みを推進し、削減を進めることが課題といえます。

資源化量については、現況としては良好な値ですが、2020（平成32）年度末までに三重ごみ固形燃料発電所の運転が終了することから、RDF等を除いた資源化率を比較してみると以下の表のような水準にあります。そのため、今後RDF以外による資源化率の向上方法の検討を行うことが課題といえます。

表3-44 RDF等を除いた資源化率の類似団体等との比較（2013（平成25）年度）

	類似団体			伊賀市	三重県平均	国平均
	最大	最小	平均			
資源化率*	40.7	8.4	18.7	13.9	18.7	19.0

※：固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除く

### 第2項 収集・運搬

中間処理施設におけるごみの性状分析をみると、特に容器包装プラスチックで不適合物の割合が大きくなっており、その割合は2014（平成26）年度で28.8%となっています。このことから、分別や洗浄等の必要性を更に周知していくとともに、状況に応じて分かりやすい分別方法の検討を行うことが必要です。

一方、ごみ集積場整備等補助金については、年ごとの増減が大きくなっています。集積場の効率化、適正化のために、今後の推移を注視するとともに、状況に応じて周知に努める必要があります。

また、集積場からの資源ごみの持ち去りもあることから、集積場の管理を徹底する必要があります。そのために、区または自治会等が適切に管理できるように、地域性や効率性を踏まえながら集積場の体制の見直しを検討することが課題といえます。

### 第3項 中間処理

伊賀北部地域では、さくらリサイクルセンターにおいて、青山地区では、伊賀南部クリーンセンターにおいて中間処理を行っています。このうち、さくらリサイクルセンターのRDF化施設については、2020（平成32）年度末までに三重ごみ固形燃料発電所が運転を終了することから、その後の処理方法を検討する必要があります。

## 第4項 最終処分

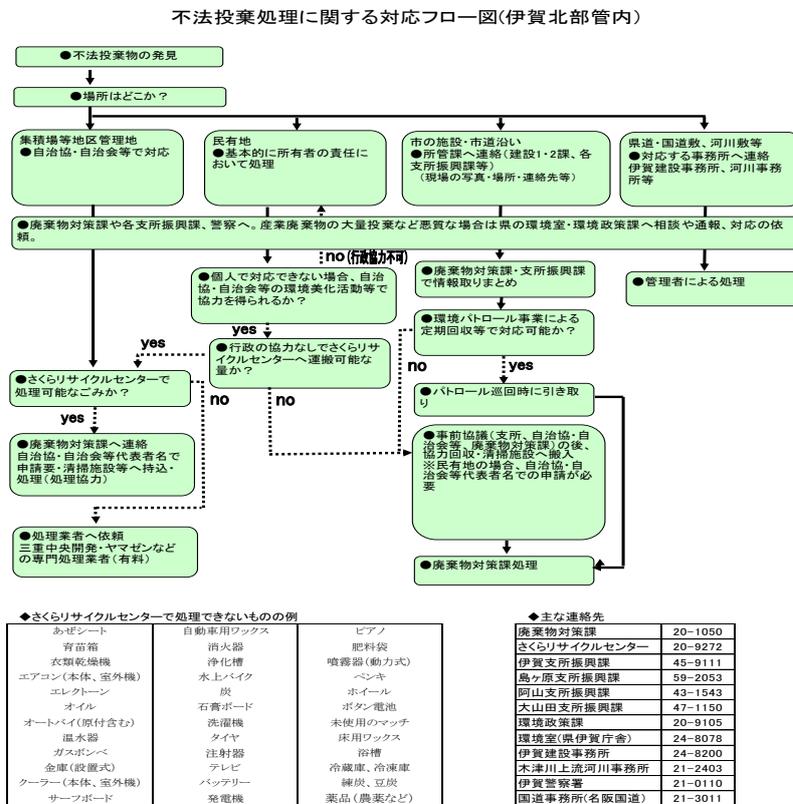
伊賀北部地域では、ブロック、土砂などの安定化物については不燃物処理場において埋立処分しており、それ以外の不燃物に関しては、民間委託をしています。現状の最終処分量は、全体としてはほぼ横ばい傾向にあり、2010（平成22）年度と比べると直接最終処分量が多くなっています。今後新たな最終処分場の確保は困難な状況にあり、最終処分量を減らす取り組みを検討する必要があります。

## 第5項 処理経費

1t当たりの年間経費は60,621円となっています。一方、生活系と事業系で共通となっている直接搬入手数料を見ても、伊賀北部地域では1t当たり10,000円、青山地区では1t当たり12,000円となっており、いずれも大きな差があります。また、人口1人当たりの年間経費についても、前節のとおり類似地方公共団体等と比べて高い水準にあります。このため、ごみ処理事業の効率化、事業系ごみ処理手数料の見直し等を検討する必要があります。

## 第6項 その他

不法投棄処理に関する対応フローを定め、市民と行政が協力して不法投棄に対処しています。今後も環境保全等の観点から、不法投棄の更なる防止策を検討する必要があります。



◆さくらリサイクルセンターで処理できないものの例

あざシート	自動車用ワックス	ピアノ
育苗箱	消火器	肥料袋
衣類乾燥機	浄化槽	噴霧器(動力式)
エアコン(本体、室外機)	水上バイク	ペンキ
エレクター	炭	ホイール
オイル	石膏ボード	ボタ電池
オートバイ(原付含む)	洗濯機	未使用のマツパ
温水器	タイヤ	床用ワックス
ガスボンベ	注射器	浴槽
金庫(設置式)	テレビ	冷蔵庫、冷凍庫
クーラー(本体、室外機)	バッテリー	練炭、豆炭
サーフボード	発電機	薬品(農薬など)

◆主な連絡先

廃棄物対策課	20-1050
さくらリサイクルセンター	20-9272
伊賀支所振興課	45-9111
鳥ヶ原支所振興課	59-2053
阿山支所振興課	43-1543
大山田支所振興課	47-1150
環境政策課	20-9105
環境室(県伊賀庁舎)	24-8078
伊賀建設事務所	24-8200
木津川上流河川事務所	21-2403
伊賀警察署	21-0110
国道事務所(名阪国道)	21-3011

※環境パトロール事業では、市道(法面含む)・市の施設への不法投棄物の回収を行う。  
 ※民有地から出たごみについては、自治協・自治会等代表者名での申請要。基本的に施設へ持込んでもらう。  
 ※民有地から出たごみについて、市の協力が必要となる場合(持込めない場合は、予防計画を添えて自治協・自治会等代表者名での申請書提出要。

図3-20 不法投棄処理に関する対応フロー図例

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画の基本フレーム

本市では、旧基本計画に則ってごみの排出抑制と再資源化に取り組み、循環型社会の形成を推進してきましたが、前述のような課題を抱えています。今後も環境保全等の観点から循環型社会の形成を推進する取り組みを継続するため、本基本計画の期間内においてこれらの課題解決に取り組んでいきます。

なお、本計画期間において特筆することとして、伊賀北部地域の可燃ごみ等中間処理の今後の方向性があります。現在は、さくらリサイクルセンターのRDF化施設において処理を行っており、ごみの再資源化に大きな役割を担っていますが、生産したRDFの利用先である三重ごみ固形燃料発電所が2020（平成32）年度末までに運転を終了することとなりました。そこで、『伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会』において審議が行われ、2014（平成26）年3月に答申が出されました。

以上を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように決定します。

#### **方針1：市民・事業者・行政の3者が互いに協力し合い、循環型社会の形成を推進します**

リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルを基本とする循環型社会は、3者の役割分担と協力によって実現されます。各々が自らの役割と責任を理解し、行動します。

#### **方針2：将来のごみ処理の広域化を基本理念とし、過渡的な対応として可燃ごみ処理を民間委託します**

廃棄物処理のあり方検討委員会から出された答申を踏まえ、広域処理を基本としますが、広域化実現までの柔軟性を持った可燃ごみの処理方法として、民間委託とします。

#### **方針3：分別を徹底して、資源化の推進と効率性を向上させます**

ごみの分別を適切に行うことによって、資源化が可能なものを極力資源化するとともに、不適切なものの再分別等にかかる費用・労力を減らします。

#### **方針4：環境保全とごみ処理の効率の両面からみた、適切なごみ処理体制を構築します**

経済的かつ効率的なごみ処理を基本とし、可能な限り環境への負荷が低減されるように努めます。

## 第2節 ごみ排出量の見込み

まず、前章の実績データに基づき、ごみの排出量に関する予測を行いました。

### 第1項 予測手順

計画収集人口の予測は、国立社会保障・人口問題研究所による伊賀市の将来推計人口に基づき行いました。

また、ごみの排出量については、分類ごとに発生原単位法（生活系においては、計画収集人口に、1人1日平均排出量を乗じて求める方法。事業系においては、1日平均排出量を求める方法）によって予測しました。

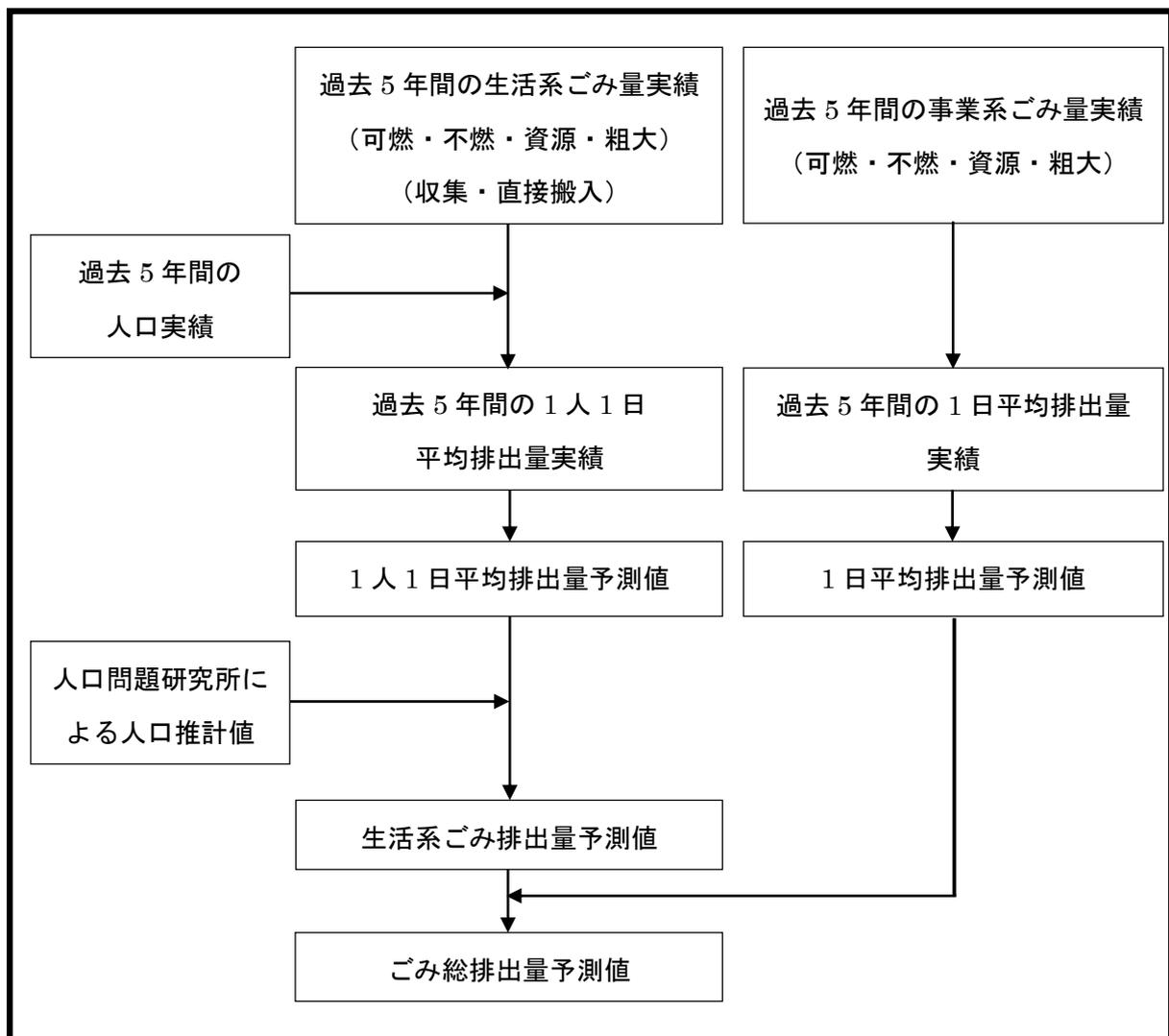


図4-1 ごみ排出量の予測手順

## 第2項 予測方法

行政区域内人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を用いました。

ごみ発生量の予測については、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの過去5年間の実績をもとに下記の方法を用いて行いました。

＜予測式＞	
I 一次傾向線	
$y = a + b x$	( a , b : 定数 )
II 二次傾向線	
$y = a + b x + c x^2$	( a , b , c : 定数 )
III 一次指数曲線	
$y = a \cdot b^x$	( a , b : 定数 )
IV べき曲線	
$y = y_0 + A \cdot (x - T_0)^a$	( A , a : 定数 y_0 : 基準年の値 T_0 : 基準年 )
V ロジスティック曲線	
$y = \frac{K}{1 + e^{b - a x}}$	( a , b : 定数 K : 飽和人口 e : 自然対数の定数 )

## 第3項 予測結果

### (1) 生活系可燃ごみ量（収集）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の4通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2010(平成22)年度から2012(平成24)年度にかけて大きく増加し、その後減少しています。そのため、最新の2014(平成26)年度の値を採用しました。

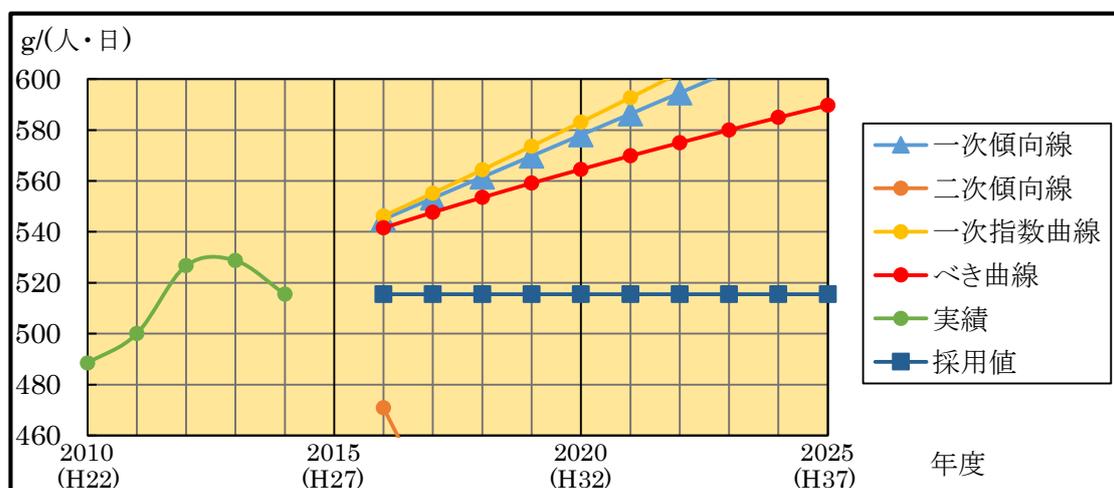


図4-2 生活系可燃ごみ量（収集）の予測結果

(2) 生活系不燃ごみ量（収集）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線の3通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2010(平成22)年度から2011(平成23)年度にかけて大きく減少していますが、その後はほぼ変化していません。そのため、最新の2014(平成26)年度の値を採用しました。

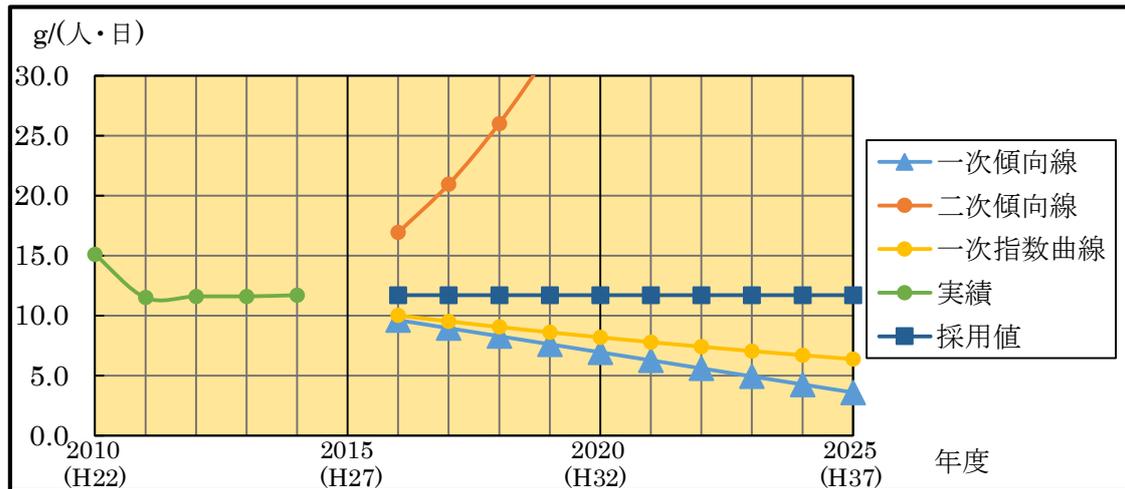


図4-3 生活系不燃ごみ量（収集）の予測結果

(3) 生活系資源ごみ量（収集）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、ロジスティック曲線の4通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、全体的に緩やかに減少していますが、いずれの予測式のように変化することも考えにくいいため、最新の2014(平成26)年度の値を採用しました。

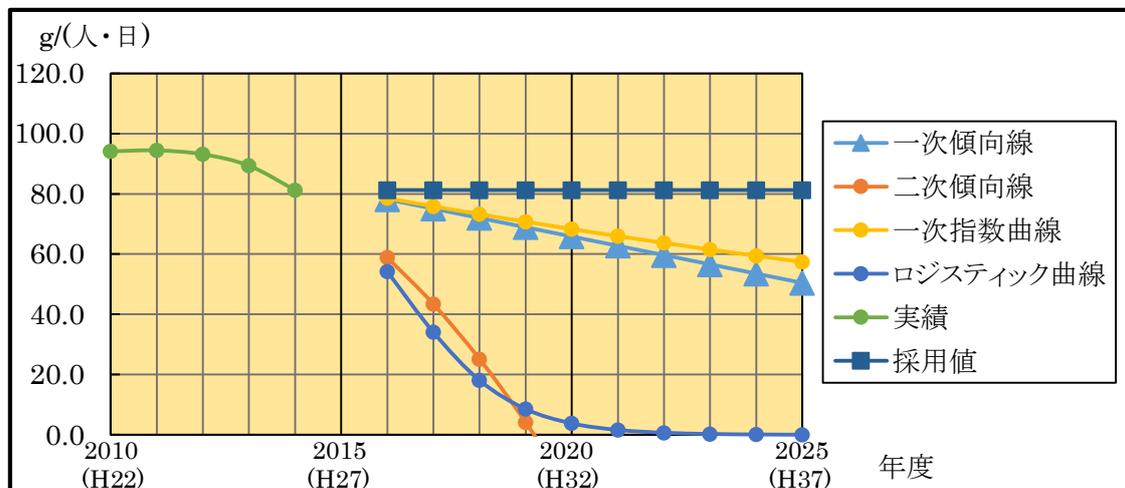


図4-4 生活系資源ごみ量（収集）の予測結果

(4) 生活系粗大ごみ量（収集）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線の3通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2012(平成24)年度に大きく減少してから増加しており、傾向から予測することは難しいため、最新の2014(平成26)年度の値を採用しました。

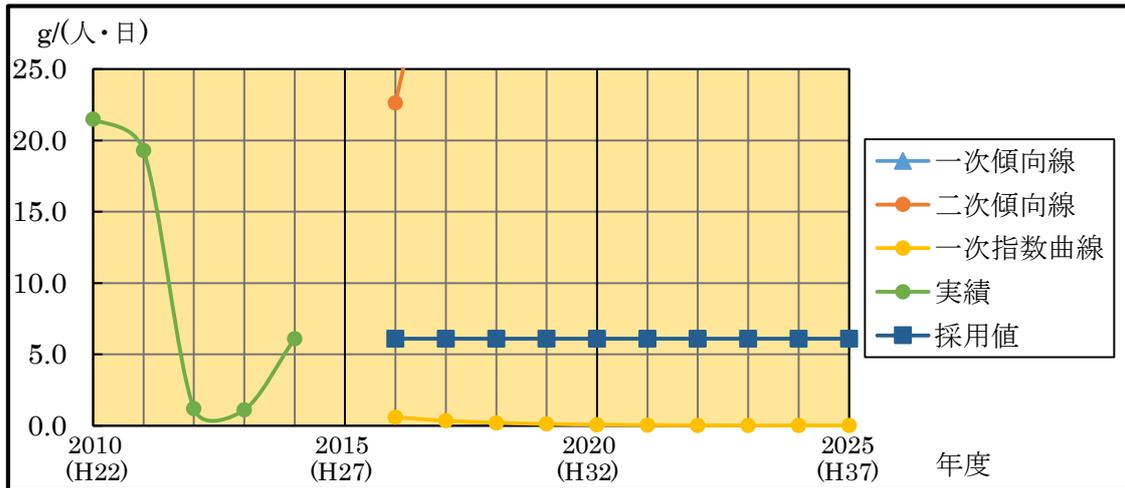


図4-5 生活系粗大ごみ量（収集）の予測結果

(5) 生活系可燃ごみ量（直接搬入）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の4通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、全体として緩やかに増加しています。そのため、一次傾向線の値を採用しました。

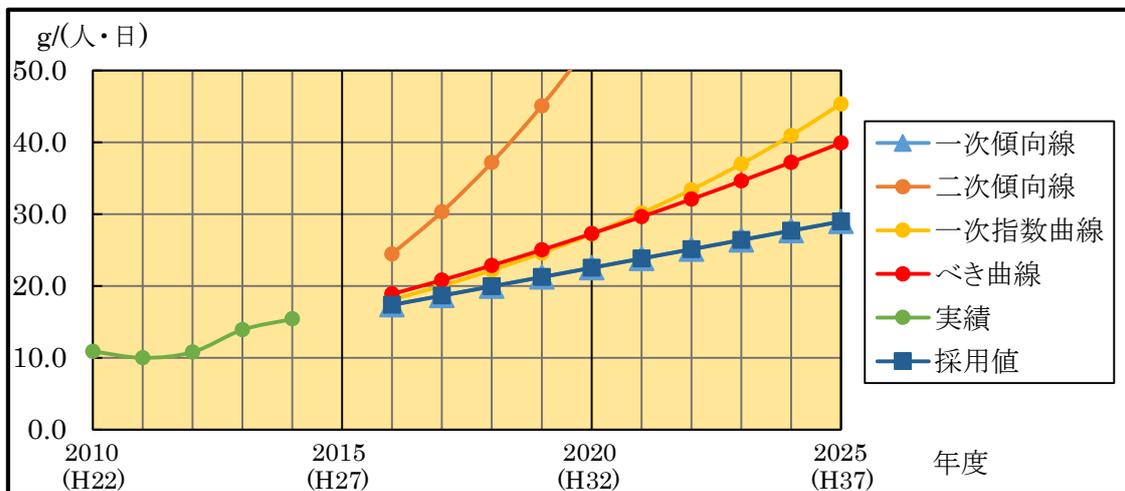


図4-6 生活系可燃ごみ量（直接搬入）の予測結果

(6) 生活系不燃ごみ量（直接搬入）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線の5通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、一貫して増加しています。しかし、今後も同じように増加するとは考えにくいいため、二次傾向線の値を採用しました。

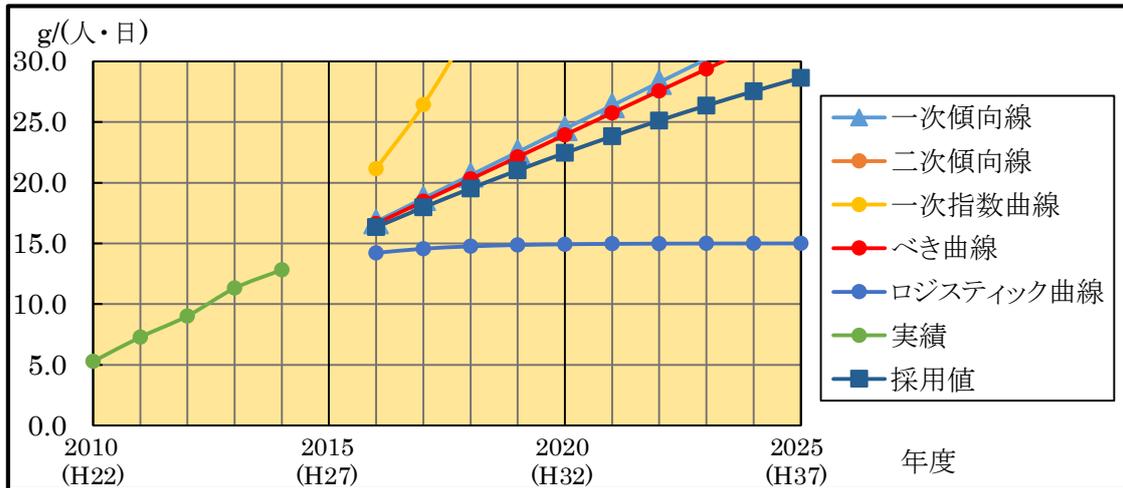


図 4-7 生活系不燃ごみ量（直接搬入）の予測結果

(7) 生活系資源ごみ量（直接搬入）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の4通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2010(平成22)年度から2012(平成24)年度にかけて減少していますが、その後は増加傾向となっています。そのため、一次傾向線の値を採用しました。

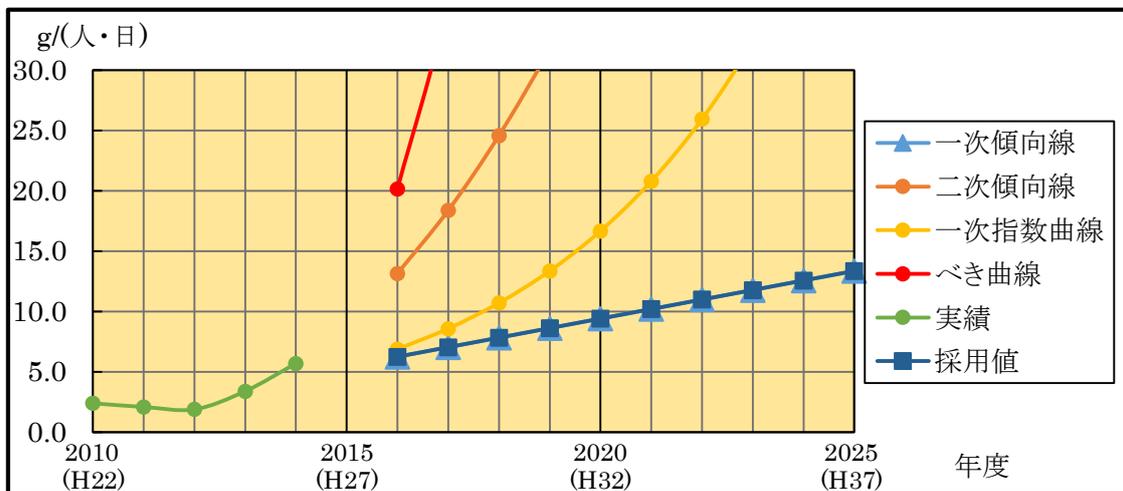


図 4-8 生活系資源ごみ量（直接搬入）の予測結果

(8) 生活系粗大ごみ量（直接搬入）の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の4通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2014(平成26)年度に大きく増加しています。しかし、今後その増加傾向が続くとは考えにくいいため、最新の2014(平成26)年度の値を採用しました。

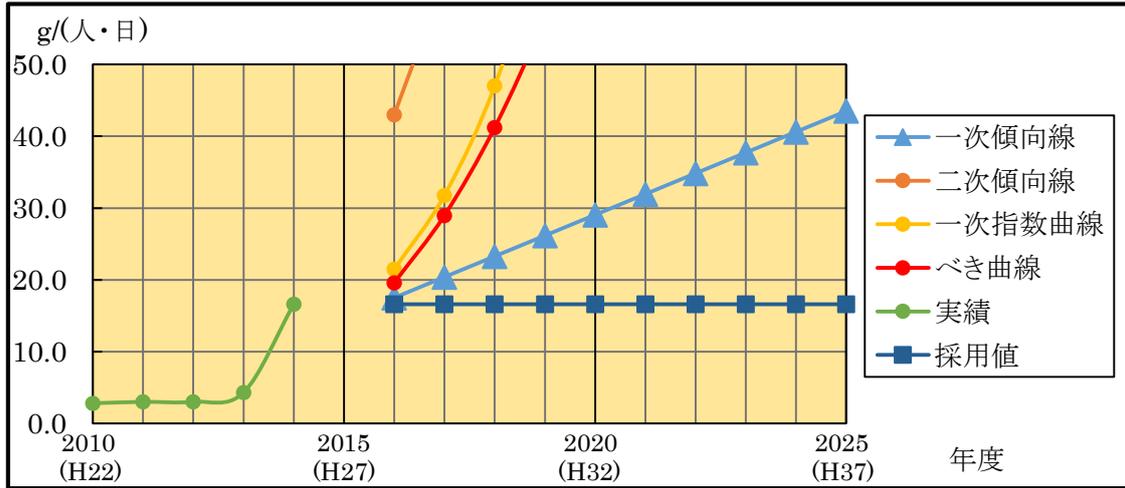


図4-9 生活系粗大ごみ量（直接搬入）の予測結果

(9) 事業系可燃ごみ量の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の4通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2011(平成23)年度から2012(平成24)年度にかけて増加し、その後は微増傾向となっています。そのため、べき曲線の値を採用しました。

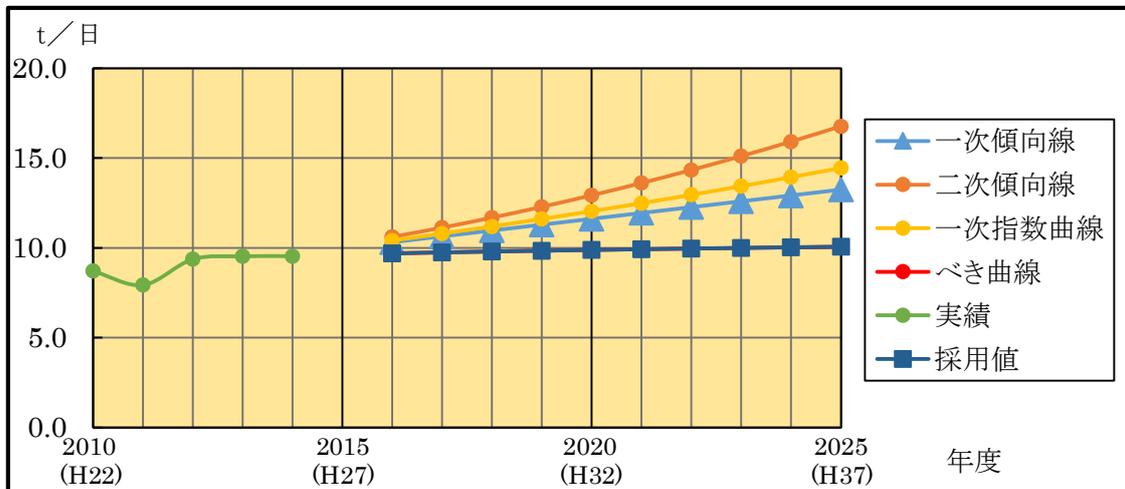


図4-10 事業系可燃ごみ量の予測結果

(10) 事業系不燃ごみ量の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の4通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、全体としては微増傾向にあります。そのため、一次傾向線の値を採用しました。

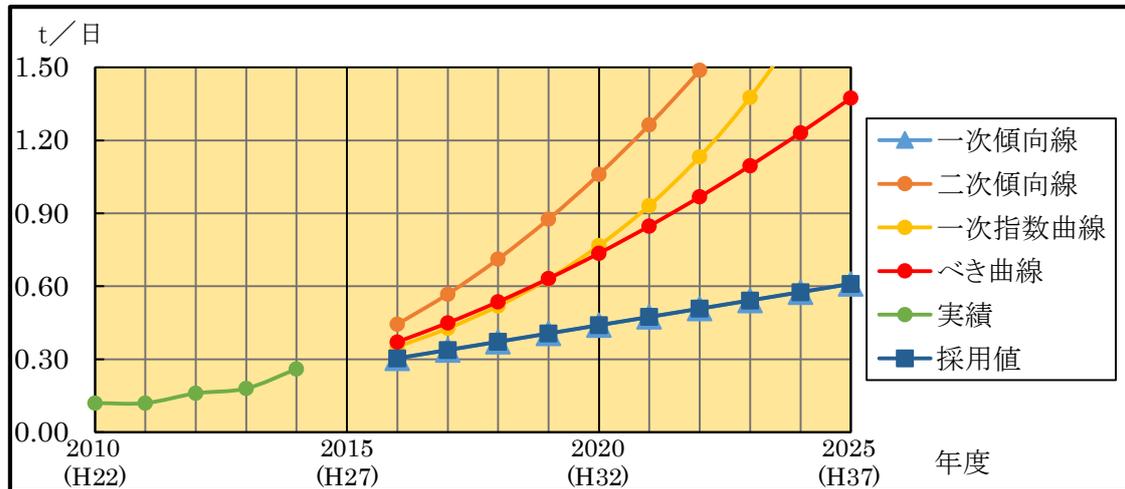


図 4-11 事業系不燃ごみ量の予測結果

(11) 事業系資源ごみ量の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線の5通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2013(平成25)年度にかけて概ね増加した後、微減しています。今後も大きく増加し続けるとは考えにくいいため、ロジスティック曲線の値を採用しました。

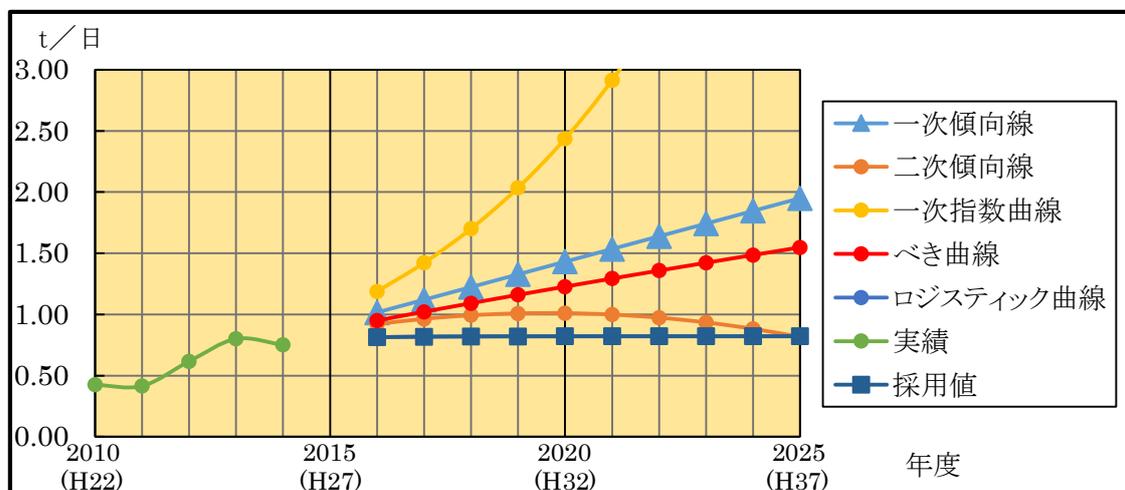


図 4-12 事業系資源ごみ量の予測結果

(12) 事業系粗大ごみ量の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線の3通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、2010(平成22)年度と2011(平成23)年度で他年度より非常に大きくなっており、傾向から予測することは難しいため、5年間の平均値を採用しました。

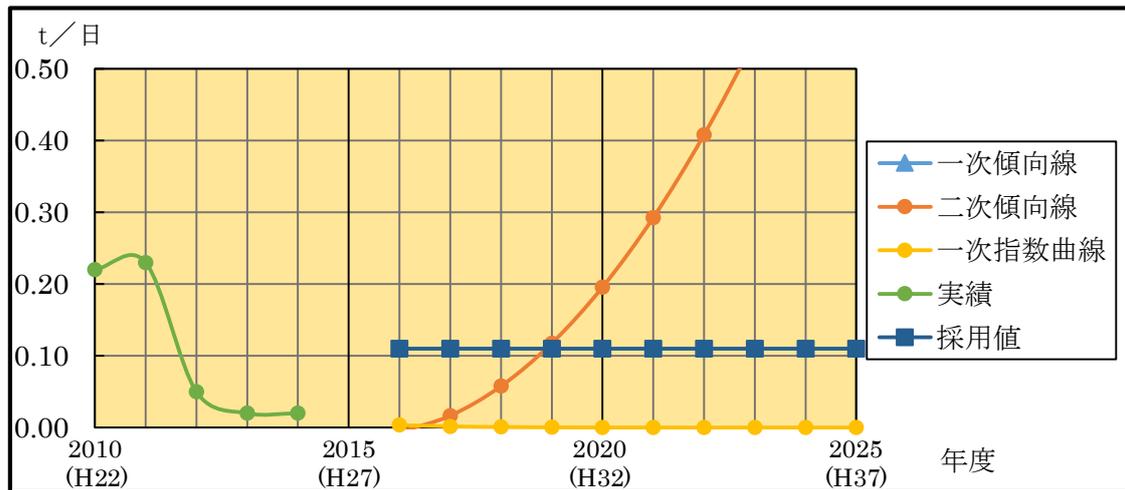


図4-13 事業系粗大ごみ量の予測結果

(13) 集団回収量の予測結果

過去5年間の実績をもとに予測を行った結果、予測可能なものは一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線の3通りの方法でした。

過去5年間の推移をみると、全体としては減少傾向にあります。そのため、一次指数曲線の値を採用しました。

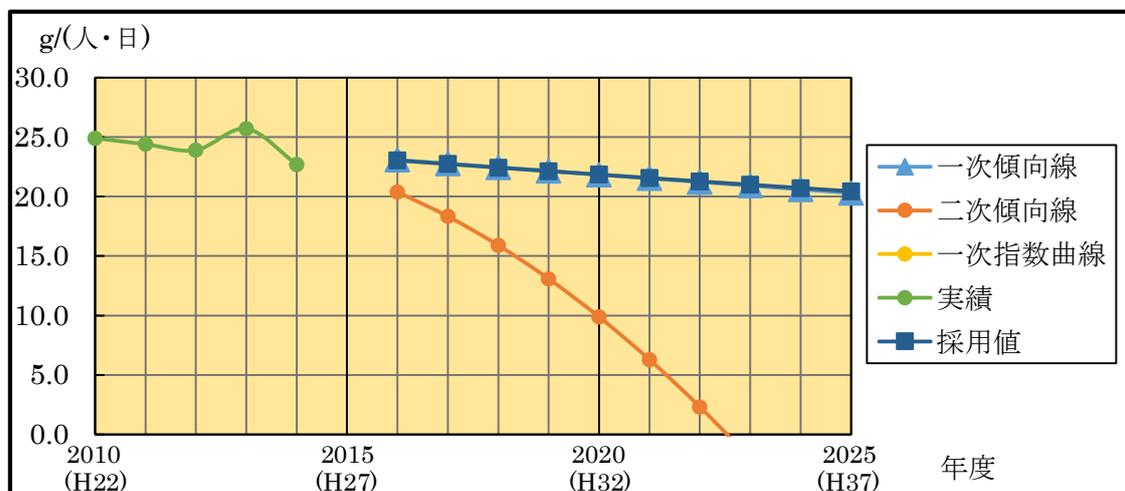


図4-14 集団回収量の予測結果

(14) ごみ排出量の予測結果総計

(1) ~ (13) までの結果のまとめを以下に示します。

表 4-1 ごみ排出量の予測結果総計

(単位：人口：人、その他：t/年)

年度 項目	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)
人口	93,044	92,033	91,022	90,011	89,000	88,102	87,204	86,306	85,408	84,510
生活系	22,795	22,673	22,539	22,467	22,269	22,156	22,038	21,977	21,791	21,660
可燃ごみ	18,098	17,945	17,788	17,681	17,477	17,342	17,207	17,118	16,934	16,796
不燃ごみ	952	997	1,038	1,078	1,109	1,142	1,172	1,202	1,223	1,244
資源ごみ	2,974	2,969	2,959	2,961	2,945	2,941	2,937	2,940	2,926	2,920
粗大ごみ	771	763	754	748	737	730	723	717	708	700
事業系	3,985	4,021	4,051	4,094	4,109	4,134	4,162	4,198	4,213	4,235
可燃ごみ	3,539	3,558	3,576	3,603	3,608	3,623	3,636	3,659	3,661	3,673
不燃ごみ	110	124	135	150	161	172	186	198	212	223
資源ごみ	297	299	299	300	300	300	300	300	300	300
粗大ごみ	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
集団回収	781	763	744	728	708	695	678	663	645	629
総排出量	27,562	27,456	27,333	27,289	27,086	26,985	26,879	26,838	26,649	26,525

※端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある

### 第3節 ごみの資源化量及び処理量の見込み

ごみの資源化量と処理量について、現況のまま推移したと想定して予測を行いました。

#### 第1項 資源化量

資源化量を以下のように予測しました。なお、RDF化施設については2020（平成32）年度末までに停止するため、2021（平成33）年度以降で数値が大きく変わっています。

表4-2 資源化量の予測結果

（単位：資源化率：％、それ以外：t／年）

項目 \ 年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)
直接資源化量	1,495	1,490	1,484	1,483	1,473	1,468	1,463	1,461	1,452	1,446
中間処理後 再生利用量	13,117	13,075	13,024	13,010	12,920	1,540	1,535	1,534	1,524	1,517
うちRDF化施設	11,548	11,511	11,466	11,454	11,374	—	—	—	—	—
集団回収量	781	763	744	728	708	695	678	663	645	629
総資源化量 (資源化率)	15,393 (55.9)	15,328 (55.8)	15,252 (55.8)	15,221 (55.8)	15,101 (55.8)	3,703 (13.7)	3,676 (13.7)	3,658 (13.6)	3,621 (13.6)	3,592 (13.5)
RDF化施設除く (資源化率)	3,845 (14.0)	3,817 (13.9)	3,786 (13.9)	3,767 (13.8)	3,726 (13.8)	—	—	—	—	—

※1：端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある

※2：総資源化量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

#### 第2項 中間処理量・最終処分量

中間処理量と最終処分量を以下のように予測しました。前項と同じくRDF化施設の停止に伴って、2021（平成33）年度以降で数値が大きく変わっています。

表4-3 中間処理量・最終処分量の予測結果

（単位：t／年）

項目 \ 年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)
中間処理量	24,895	24,779	24,649	24,592	24,393	24,284	24,176	24,128	23,949	23,829
最終処分量	1,608	1,637	1,662	1,690	1,706	1,527	1,546	1,567	1,578	1,591
直接最終処分量	390	424	456	487	513	538	562	585	603	621
中間処理後 最終処分量	1,218	1,212	1,206	1,203	1,193	988	984	982	975	970

※端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある

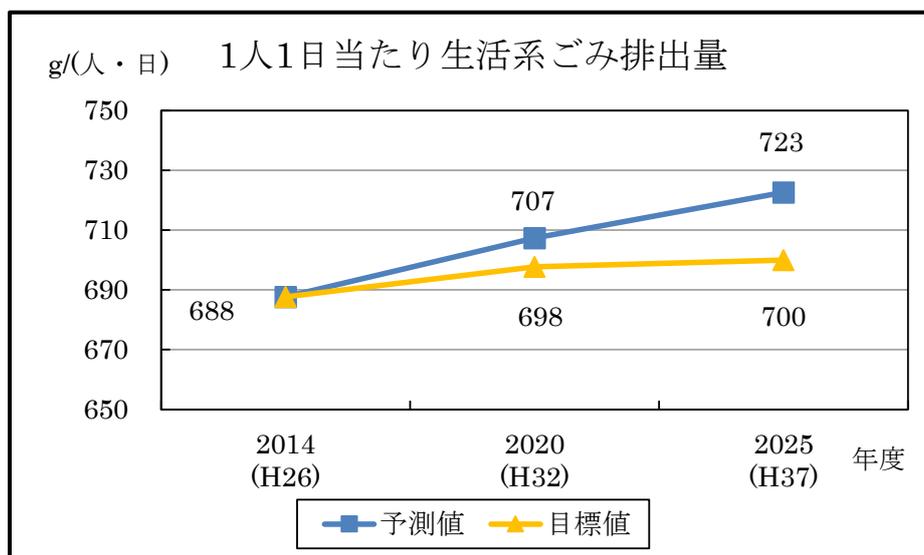
## 第4節 目標年度における見通し

### 第1項 目標値

これまでに挙げた計画や評価等を踏まえ、目標年度における各種目標値を以下のように設定します。

表4-4 目標年度における予測値と目標値

項目	中間目標年度 (2020(平成32)年度)		目標年度 (2025(平成37)年度)	
	予測値	目標値	予測値	目標値
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	707g	698g	723g	700g
1日当たり 事業系ごみ排出量	11.26 トン	10.38 トン	11.60 トン	10.00 トン
資源化率 (RDF 除く)	13.8%	17.5%	13.5%	20.0%
年間最終処分量	1,706 トン	1,602 トン	1,591 トン	1,400 トン



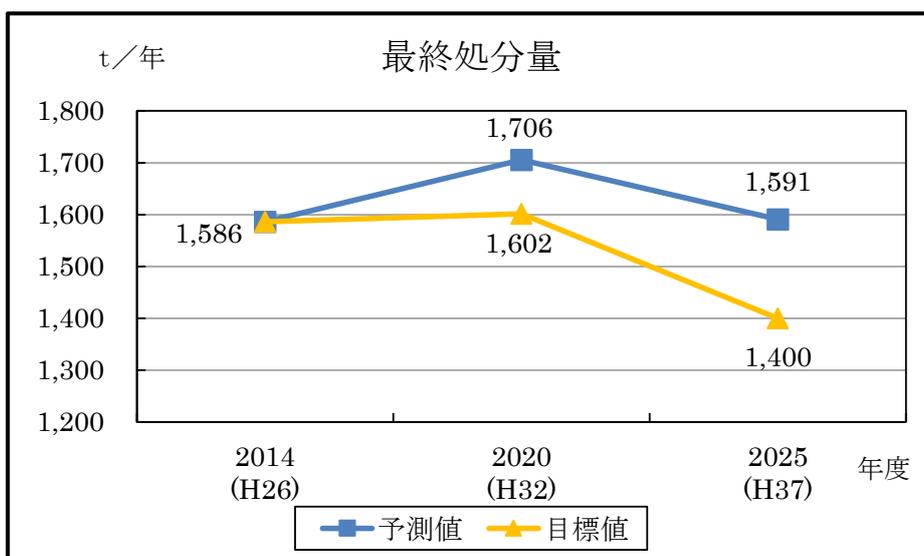
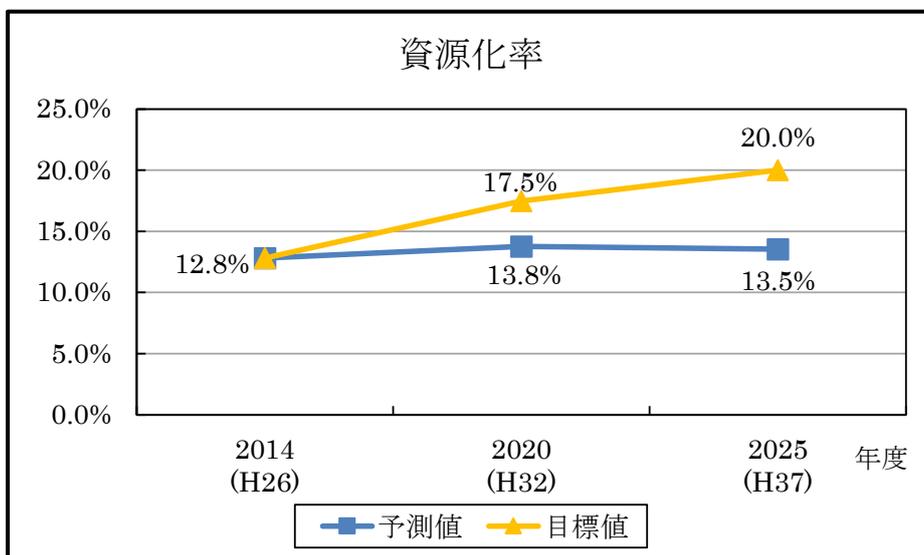
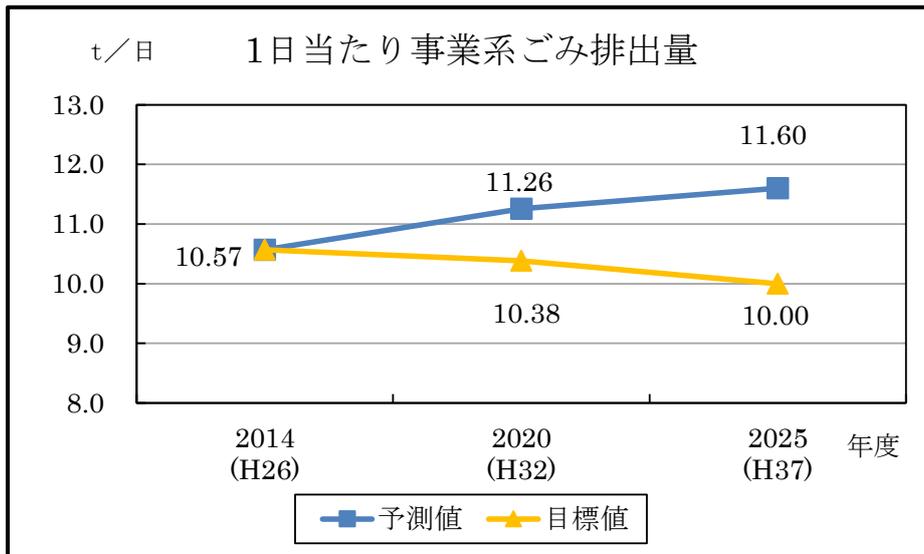


図 4-15 予測値と目標値の比較

## 第2項 目標を達成した場合のごみ排出量の見込み

目標年度において、目標値を達成した場合のごみ排出量の内訳を以下に示します。

表4-5 目標年度におけるごみ排出量の予測値と目標値

(単位：t/年)

項目	年度	現況 (2014(平成 26))	中間目標年度 (2020(平成 32))		目標年度 (2025(平成 37))	
			予測値	目標値	予測値	目標値
人口		95,066	89,000	89,000	84,510	84,510
可燃ごみ	生活系収集	17,887	16,746	16,025	15,901	14,579
	生活系直接搬入	535	731	690	895	820
	事業系	3,481	3,608	3,227	3,673	2,973
	合 計	21,903	21,085	19,942	20,469	18,372
不燃ごみ	生活系収集	406	380	364	361	331
	生活系直接搬入	445	729	544	883	544
	事業系	96	161	137	223	180
	合 計	947	1,270	1,046	1,467	1,055
資源ごみ	生活系収集	2,820	2,640	3,074	2,507	3,302
	生活系直接搬入	198	305	377	413	544
	事業系	274	300	326	300	348
	合 計	3,292	3,245	3,777	3,220	4,195
粗大ごみ	生活系収集	210	198	190	188	173
	生活系直接搬入	575	539	516	512	469
	事業系	6	40	36	40	32
	合 計	791	778	742	740	674
集団回収量		786	708	817	629	829
ごみ総排出量		27,719	27,086	26,323	26,525	25,126

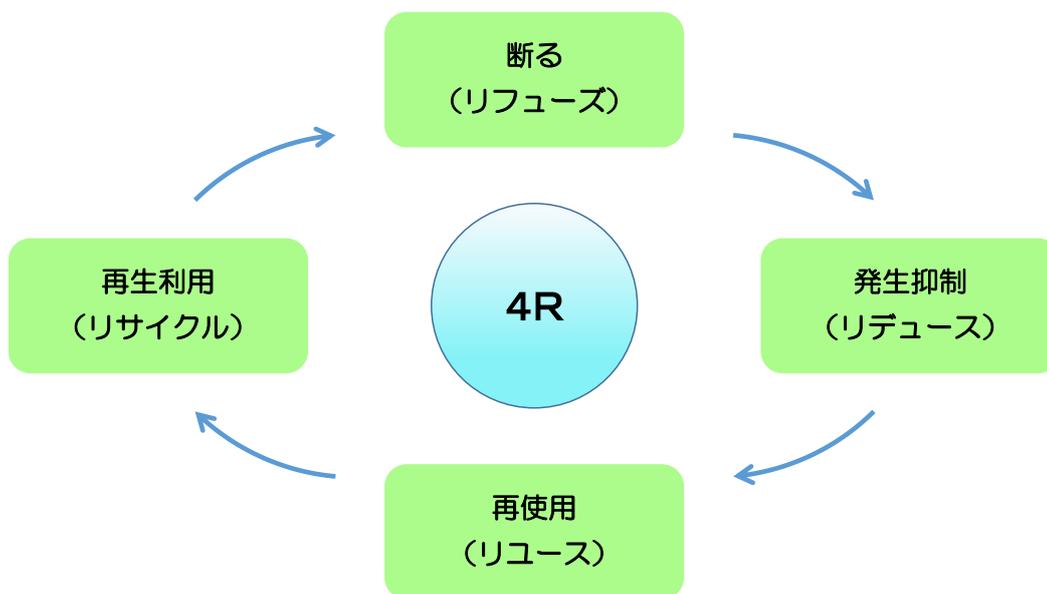
※端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある

## 第5節 ごみの発生・排出抑制のための方策

### 第1項 ごみ処理の基本的な考え方

ごみ処理については、以下の4Rを推進します。

- ・マイバッグを持参しレジ袋を断る等ごみになるものはもらわない→Refuse(リフューズ)
- ・食べ残しをなくす、詰替え商品の利用等ごみになるものを減らす→Reduce(リデュース)
- ・何度も繰り返し使う→Reuse(リユース)
- ・分別して資源として再生利用する→Recycle(リサイクル)



なお、4Rを推進するためには、市民・事業者・行政の3者が各々の役割を果たしながら一体となって取り組むことが不可欠です。

### 第2項 行政施策の概要

#### (1) 新規施策

- ・事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

事業所から発生する廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。また、現在、市で受け入れている一般廃棄物の処理にかかる経費に比べ、処理手数料は非常に安価な状況にあります。そのため、「排出事業者責任の徹底」、「受益と負担の適正化」、「発生・排出抑制」を目的として、他自治体の状況等を確認しながら事業系一般廃棄物の処理手数料の見直しを検討していきます。

・資源ごみの回収制度の見直し

現在資源ごみに関しては、市による集積場収集、小売店等における店頭回収、資源再利用物回収奨励金制度を活用した集団回収があります。

今後、市による集積場収集に代わり、住民自治協議会等が自ら資源物を回収して民間再生事業者売却する方式の導入を検討します。これにより関係する市民に対して再生利用に関する普及啓発や意欲向上を促進するとともに、市は収集・処理にかかる経費を削減できます。

(2) 既存施策の継続

家庭用生ごみ処理容器購入費補助金制度、ごみ集積場整備等補助金制度、家電等リサイクルの普及啓発、マイバッグ運動、環境セミナーの実施等についても引き続き推進していきます。

### 第3項 ごみの発生・排出抑制のための主体ごとの方策

(1) 市民

○廃棄物の発生・排出量を抑制するライフサイクルの確立

- ・ルールに従った分別排出を徹底し、周囲にも呼びかける。
- ・生ごみの処理は生ごみ処理容器を利用し、排出する場合は水切りを徹底する。
- ・マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断る。
- ・使い捨て商品ではなく、長く使える商品を選び繰り返し使う。
- ・リサイクル可能な商品やリサイクルされた商品を選んで購入する。
- ・食材は計画的に購入し、手つかず食品や食べ残しを削減する。
- ・リユースショップ、フリーマーケットを利用し、必要な人に譲る。
- ・配布チラシやダイレクトメール等の受け取りをできるだけ断る。
- ・事業者、行政、住民自治協議会等による資源回収を利用する。
- ・地域における環境美化活動等に積極的に参加する。

○事業者や行政との情報共有・協力

- ・住民自治協議会等における取り組みの内容を積極的に発信する。
- ・事業者や行政の発信する情報を収集する。
- ・環境学習イベント、出前講座や施設見学会等に参加する。
- ・事業者や行政と協力して発生抑制やリサイクル推進のキャンペーン等の取り組みを行う。

## (2) 事業者

### ○事業活動における廃棄物の発生・排出抑制の取り組み

- ・レジ袋の無料配布を中止し、マイバッグ持参者に特典を付ける。
- ・簡易包装やリユース可能な容器で商品を提供する。
- ・配布チラシやダイレクトメールを削減する。
- ・生産・流通・販売の各過程における使い捨て商品の使用を抑制する。
- ・分別や再資源化しやすい環境に配慮した商品を開発し提供する。
- ・繰り返し使える商品を開発・販売し、修理サービスを提供する。
- ・事業に使用する物品は、繰り返し使える商品やリサイクルされた商品等の環境配慮型のものを選び、長く使用する。
- ・従業員や顧客の手つかず食品や食べ残しの抑制及び資源化等を行う。
- ・紙ごみなどの資源物の排出削減や民間再生事業者の利用等の再資源化に努める。
- ・事業者間で協力し、資源物の相互利用や共同の資源化ルートの構築を行う。

### ○事業活動外における廃棄物の発生・排出抑制の取り組み

- ・発生・排出抑制を促進するキャンペーンや環境学習イベント等を開催、または協力する。
- ・市民、他事業者や行政と協力して取り組みを行い、互いの情報発信と共有を行う。
- ・地域における環境美化活動等に参加・協力する。

## (3) 行政

### ○市民や事業者との協力及び情報の収集や提供等

- ・広報いが市やホームページなど様々な媒体を通して情報提供を行う。
- ・ごみの分別方法について資源・ごみ分別ガイドブック等により分かりやすい広報を行う。
- ・資源・ごみ分別ガイドブック等の外国語版を作成し、広報を行う。
- ・地域における出前講座や施設見学会等の普及啓発イベントを開催する。
- ・学校における出前講座及び施設見学会の開催、教材提供等を行うことにより、子ども達にごみ処理や資源リサイクルの知識を深めてもらう。
- ・使い捨て商品及び過剰包装や食べ残しの削減等の啓発を行う。
- ・市民や事業者による取り組みについて情報の収集・発信・助言・支援等を行う。
- ・国・県や周辺自治体による取り組みについて情報を収集し、提供する。
- ・必要に応じて国や県に要望・働きかけを行う。
- ・多量排出事業者に対して減量や資源化の助言・指導を行う。
- ・新たな発生・排出抑制の方策及び資源化の品目や方法について情報収集と検討を行う。

- ・市民や事業者に対し各種リサイクル法について広報と啓発を行う。
- ・地域や事業者による環境美化活動について広報や連携の支援等を行う。
- ・ごみ減量・リサイクル等推進委員会を通して、情報の収集・提供や施策の検討を行う。
- ・その他、市民や事業者と協力して施策の検討、発生・排出抑制やリサイクル推進のキャンペーンの実施等を行う。

○助成の実施

- ・生ごみ処理容器購入に対する助成を行う。
- ・住民自治協議会等による集団回収に対する助成を行う。

○自らの廃棄物の発生・排出抑制の取り組み

- ・公共施設から発生するごみの発生・排出抑制と再資源化を積極的に行う。
- ・業務用品には、繰り返し使える商品やリサイクルされた商品等の環境配慮型のものを選び、長く使用する。
- ・紙ごみなどの資源物の排出削減や民間再生事業者の利用等の再資源化に努める。
- ・その他、適正な発生・排出抑制、分別を行う。

#### 第4項 施策の実施スケジュール

既存の施策については、本計画の期間中は継続して行うこととします。

また、新規施策の実施スケジュールについては以下のとおりです。

図4-16 新規施策の実施スケジュール

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)
事業系一般廃棄物 処理手数料の見直し	検討・調整					実施*				
資源ごみ回収制度 の見直し	検討・調整					実施*				

※：実施内容については排出状況等を把握し、必要に応じて見直しを行います。

## 第6節 ごみの適正処理に関する基本的事項

### 第1項 ごみの処理方法の概要

処理区分ごとの処理方法、処理施設及び処理主体を示します。

表4-6 ごみの分別区分と処理の概要（伊賀北部地域）

伊賀市（青山地区を除く） 現状（2015（平成27）年度）		処理方法	処理施設等
分別区分		処理方法	処理施設等
可燃ごみ		リサイクル (RDF化)	さくらリサイクルセンター (RDF化施設)
不燃ごみ		埋立	不燃物処理場
粗大ごみ		リサイクル (破碎・選別)	さくらリサイクルセンター (資源化ごみ処理施設)
資源 ごみ	容器包装プラスチック	リサイクル (再資源化)	さくらリサイクルセンター (資源化ごみ処理施設)
	びん類		
	金属類		
	ペットボトル		
	アルミ缶		
	埋立ごみ	埋立	民間委託
	紙・布類	リサイクル (再資源化)	ストックヤード
廃食用油	リサイクル (再資源化)	売却	



伊賀市（青山地区を除く） 今後（2025（平成37）年度）		処理方法	処理施設等
分別区分		処理方法	処理施設等
可燃ごみ			民間委託
不燃ごみ		埋立	不燃物処理場
粗大ごみ		リサイクル (破碎・選別)	さくらリサイクルセンター (資源化ごみ処理施設)
資源 ごみ	容器包装プラスチック	リサイクル (再資源化)	さくらリサイクルセンター (資源化ごみ処理施設)
	びん類		
	金属類		
	ペットボトル		
	アルミ缶		
	埋立ごみ	埋立	民間委託
	紙・布類	リサイクル (再資源化)	ストックヤード
廃食用油	リサイクル (再資源化)	売却	

表 4-7 ごみの分別区分と処理の概要（青山地区）

伊賀市（青山地区） 現状（2015（平成 27）年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	
燃やすごみ	焼却 （熱回収）	伊賀南部クリーンセンター （ごみ焼却施設）	
燃やさないごみ	リサイクル （破碎・選別）	伊賀南部クリーンセンター （リサイクル施設）	
粗大ごみ	リサイクル （破碎・選別、再生利用）	伊賀南部クリーンセンター （リサイクル施設）	
資源ごみ	ビン類	リサイクル （再資源化）	伊賀南部クリーンセンター （リサイクル施設）
	缶類		
	ペットボトル		
	白色トレイ		
	容器包装プラスチック		
	紙類	リサイクル （再資源化）	伊賀南部ストックヤード
	繊維類	リサイクル （再資源化）	民間委託又は売却
	廃食油		
体温計・蛍光管・ 乾電池・金属類等			



伊賀市（青山地区） 今後（2025（平成 37）年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等*		
		2024(平成 36)年 1 月末まで	2024(平成 36)年 2 月以降	
燃やすごみ	焼却 （熱回収）	伊賀南部クリーンセンター （ごみ焼却施設）	未定	
燃やさないごみ	リサイクル （破碎・選別）	伊賀南部クリーンセンター （リサイクル施設）		
粗大ごみ	リサイクル （破碎・選別） （再生利用）	伊賀南部クリーンセンター （リサイクル施設）		
資源ごみ	ビン類	リサイクル （再資源化）		伊賀南部クリーンセンター （リサイクル施設）
	缶類			
	ペットボトル			
	白色トレイ			
	容器包装プラスチック			
	紙類	リサイクル （再資源化）	伊賀南部ストックヤード	
	繊維類	リサイクル （再資源化）	民間委託又は売却	
	廃食油			
体温計・蛍光管・ 乾電池・金属類等				

※：現在の地元協定の期限は 2024(平成 36)年 1 月末までとなっており、2024(平成 36)年 2 月以降は未定

## 第2項 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの収集形態と分別区分については、基本的には現行のとおりとします。

ただし、集積場回収としている紙・布類について、一部を集団回収方式へ移行することを検討します。

## 第3項 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬の形態と体制についても、基本的には現行のとおりとします。

加えて、古紙・古布類の集団回収について、伊賀北部地域での導入及び青山地区における更なる推進を検討します。

また、ごみ集積場の設置数、設置場所の適正化について検討を行います。

## 第4項 中間処理計画

中間処理に関する基本的な方向性は、将来的な広域処理を見据えつつ現状を維持することとします。その中で地域の状況も踏まえながら、更なるリサイクルの方法や品目についても検討していくこととします。

### (1) ごみ固形燃料化施設

伊賀北部地域において発生した可燃ごみ等は、さくらリサイクルセンターのごみ固形燃料化施設において RDF 化します。生成した RDF は桑名市にある三重県企業庁の三重ごみ固形燃料発電所において利用されます。

### (2) ごみ焼却施設

青山地区で発生した可燃ごみ等は、伊賀南部クリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理します。

同施設で発生した溶融スラグは建設骨材として再利用します。また、余熱は温浴施設の給湯や冷暖房等に利用します。

### (3) その他の資源化施設

伊賀北部地域において発生した資源ごみ等は、さくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設において、青山地区において発生したものは、伊賀南部クリーンセンターのリサイクル施設において、それぞれ選別、破碎、圧縮、梱包処理を行い、民間再生事業者へ売却します。

#### (4) その他

2020（平成 32）年度末までに RDF 化施設の稼働が終了した後は、将来的な広域処理を見据え、同施設で処理している可燃ごみの処理を民間委託します。委託に際しては委託業者において適正な処理が確保されるよう努めます。

### 第 5 項 最終処分計画

最終処分については、基本的に現行の体制を維持します。その中で適正に維持管理を行いつつ、更なる分別の徹底や資源化による減量に努めます。

## 第 7 節 ごみ処理施設整備に関する事項

ごみ処理施設整備に関する基本的な方向性としては、現行の設備の正常な運転が確保できるように維持管理を行うとともに、将来的な広域処理を見据え、近隣市町の動向を調査しつつ検討していくこととします。

### 第 1 項 中間処理施設

現行の施設について、2020（平成 32）年度末までに稼働を終える RDF 化施設を含め、正常な運転が確保されるように維持管理を行うとともに、将来的な広域処理に向けた検討を行います。

### 第 2 項 最終処分施設

現行の施設において適切に維持管理を行うとともに、将来的な広域処理を念頭に置きつつ必要に応じて新たな最終処分場の確保等について検討を行います。

## 第8節 その他

### 第1項 不法投棄等への対応

現在不法投棄処理に関する対応フローを設定し、パトロールを行うなど、市民と行政が協力して不法投棄に対処しています。今後も市民、事業者や関係団体と行政が協力して、不法投棄の未然防止を図るとともに、発見時には指導等も含めた適切な対応を取っていきます。

### 第2項 ごみ集積場の適正化

ごみ集積場は、地域の環境衛生保全や資源物の持ち去り防止等のために適切な維持管理が必要です。そのためには、区または自治会の役員や、当番による管理が適正に行えるようにする必要があります。また、ごみの収集に当たって不適切な廃棄物が持ち込まれないようにすることや、収集車両が道路交通を妨げないような状況であることが必要です。以上の目標を達成できるような設置数、設置場所となるように、地域性や効率性を踏まえながら検討を行っていきます。さらに、その目的を達成するために、ごみ集積場整備等補助金制度を継続します。

### 第3項 市民や事業者に対する情報提供

現在、広報いが市や市のホームページ、出前講座等を通して情報提供を行っています。また、出前講座を受講した方など、情報を持っている方からの口コミによる情報伝達を奨励します。

### 第4項 ごみ減量・リサイクル等推進委員会の運営

本市ではごみ減量・リサイクル等推進委員会を設置し、市民と協同して廃棄物に関する施策の検討や決定等を行っています。今後も同委員会を運営することにより、市民と行政が協同して施策の決定に当たるほか、委員を通して各市民に対する情報提供と意識啓発を行っていきます。

### 第5項 処理困難物への対応

市処理施設での処理困難物のうち、事業系の廃棄物については、排出者による適正な処分が行われるよう指導していきます。また、在宅医療廃棄物については、医療関係機関による回収が行われるよう指導や情報提供を行っていきます。

## 第9節 計画の推進と進行管理

### 第1項 推進体制

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政の3者が本計画の目標や目的、各主体の役割や成果等の情報を共有し、互いに協力して取り組んでいく必要があります。また、必要に応じて国や県を含めた市外の主体とも連携して計画を推進します。

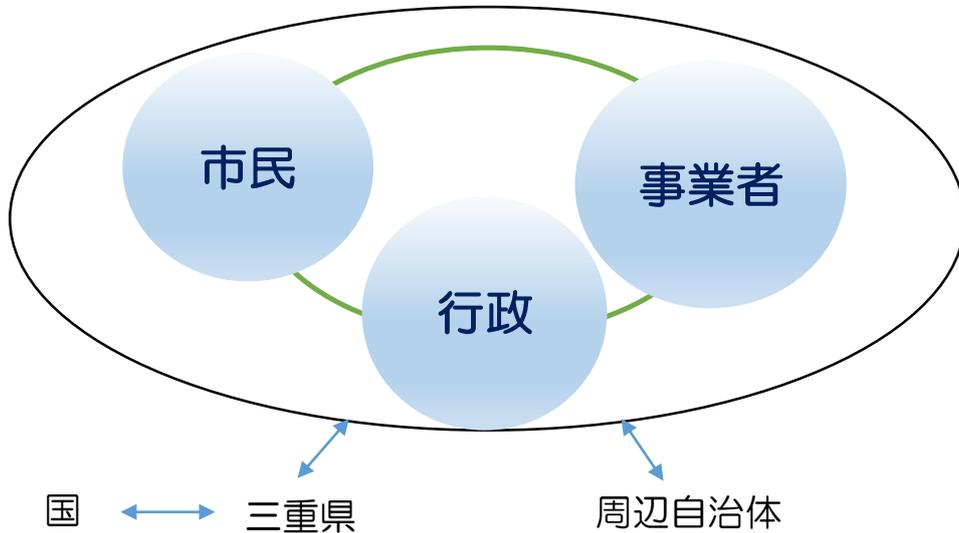


図4-17 基本計画の推進体制

### 第2項 進行管理

本計画を推進するに当たっては、取り組みの状況等について適宜評価を行い、必要に応じて見直しを行っていくことが望ましいと考えられます。そのため、以下のようにPDCAサイクルにより進行を管理します。

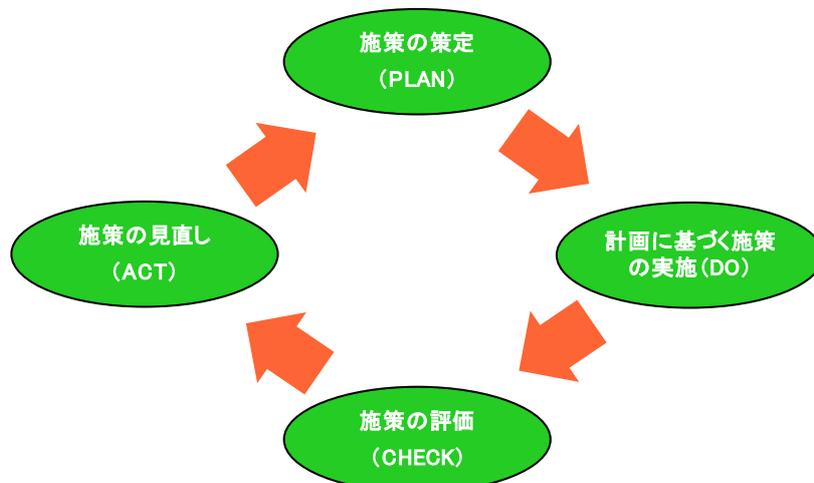


図4-18 計画推進におけるPDCAサイクル







## 第5章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水を取巻く社会情勢

#### 1-1 関係法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備などが行われています。

関連法の概要を以下に示します。

表 5-1 関係法の概要

交付年月	関連法	概 要
1970(昭和 45)年 12 月	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としています。
1983(昭和 58)年 5 月	浄化槽法	公共用水域などの水質の保全などの観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
1958(昭和 33)年 4 月	下水道法	公共下水道、流域下水道などの設置その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

#### 1-2 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。生活排水対策に関する国・県の計画の経過を以下に示します。

表 5-2 国・県の計画

作成年月	関連する計画等	
2003(平成 15)年 10 月	国	社会資本重点計画
2006(平成 18)年 3 月	県	生活排水処理アクションプログラム
2009(平成 21)年 3 月	国	社会資本重点計画改定
2012(平成 24)年 8 月	県	生活排水処理アクションプログラム（見直し版）
2014(平成 26)年 1 月	国	生活排水処理アクションプログラムの見直しを要請策定マニュアル改訂
2015(平成 27)年度	県	生活排水処理アクションプログラム

## 第2節 生活排水処理の概要

生活排水の収集・運搬から中間処理、最終処分については、ごみ同様に本市と伊賀南部環境衛生組合で行っています。処理を行う地域についても、ごみと同様に青山地区は伊賀南部環境衛生組合で、それ以外は本市で行っています。

公共下水道事業区域における生活排水は、各下水道終末処理場において処理されています。その他の区域における生活排水のうち、し尿と浄化槽汚泥については、伊賀北部地域では伊賀市浄化センターで、青山地区では伊賀南部浄化センターで、それぞれ処理されています。

概略フローを以下に示します。

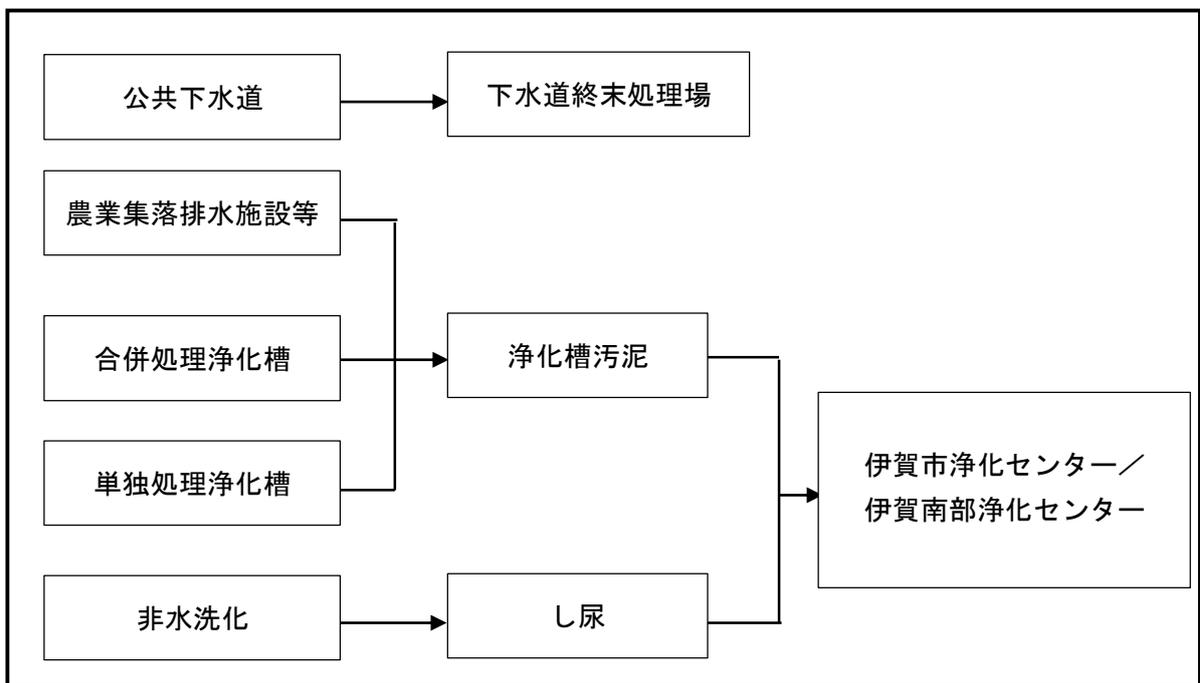


図 5-1 生活排水処理の概要

### 第3節 生活排水処理の現況

#### 第1項 組織体制

生活排水処理に係る、本市の人員配置体制及び組織体制を以下に示します。

表5-3 生活排水処理に係る人員配置

(単位：人)

下水道課	浄化センター
15 (4)	11 (6)

(2015 (平成 27) 年 3 月 31 日現在)

※：( ) 内は嘱託等職員数で、外数

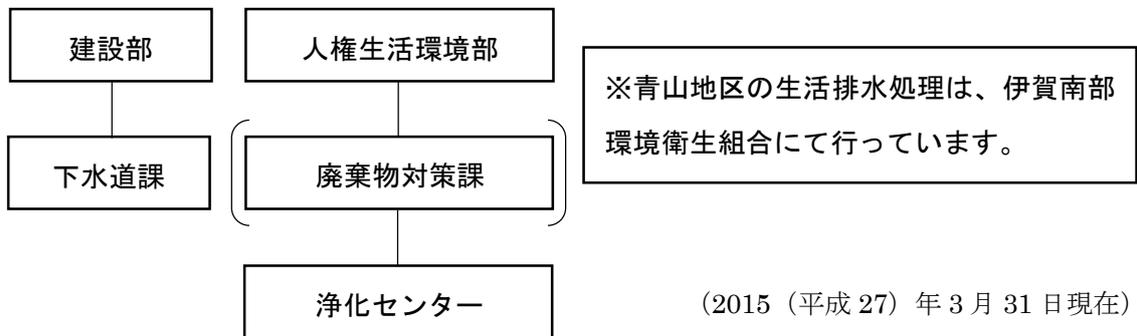


図5-2 生活排水処理に係る組織体制

#### 第2項 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体の現況を以下に示します。

表5-4 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽 (市町村設置型)	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽 (個人設置型)	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	市及び伊賀南部環境衛生組合

### 第3項 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の内訳を以下に示します。

生活排水処理人口の公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽人口ともに普及率が高くなく、未処理人口ともに横這い傾向にあります。

表 5-5 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

項目	年度	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
対象人口		94,907	94,130	97,190	96,187	95,066
生活排水処理人口 (生活排水処理率*)		60,156 (63.4%)	61,593 (65.4%)	63,211 (65.0%)	64,008 (66.5%)	65,003 (68.4%)
公共下水道		14,048	14,722	14,741	14,773	14,761
農業集落排水施設		11,554	11,442	12,036	12,414	13,184
コミュニティ・プラント		223	216	219	208	207
合併処理浄化槽		34,331	35,213	36,215	36,613	36,851
生活排水未処理人口		34,751	32,537	33,979	32,179	30,063
単独処理浄化槽		21,162	20,737	21,657	20,509	19,160
非水洗化		13,589	11,800	12,322	11,670	10,903

※：生活排水処理率＝生活排水処理人口／対象人口×100

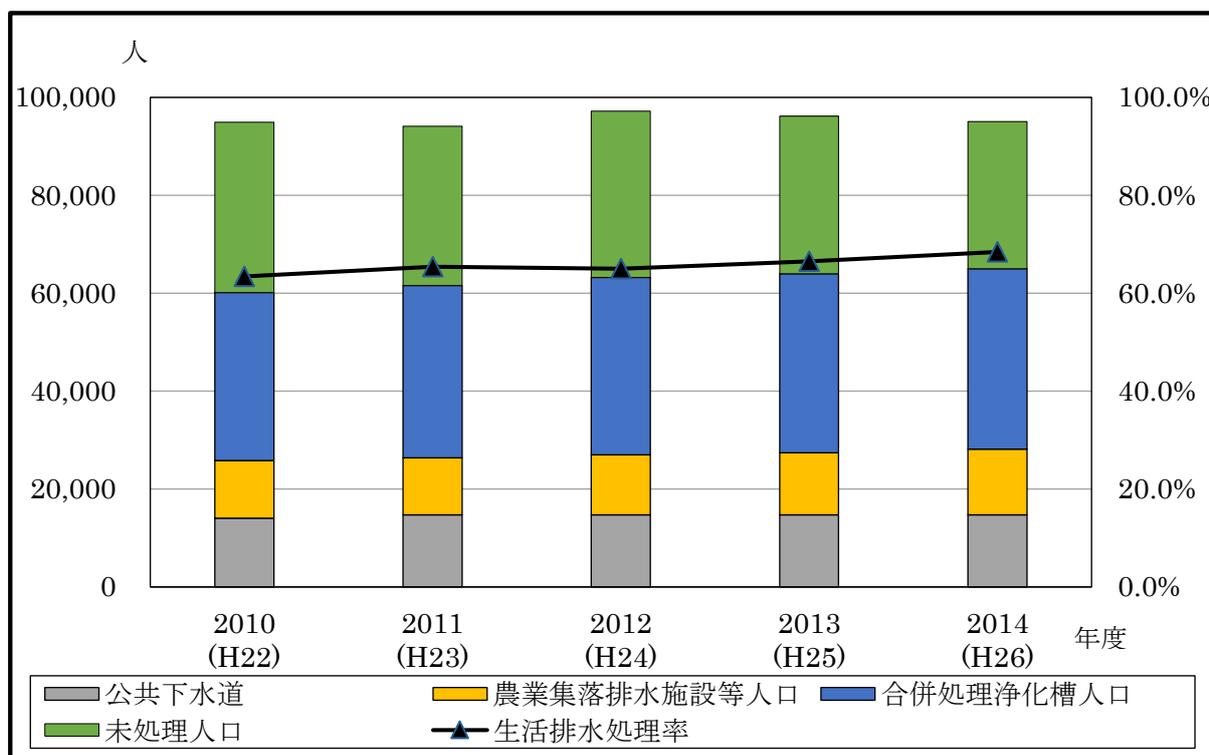


図 5-3 生活排水処理形態別人口

#### 第4項 生活排水処理率

生活排水処理率を以下に示します。

2014（平成26）年度における公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等によって生活雑排水及びし尿等を処理している人口の割合である生活排水処理率は68.4%であり、微増傾向にあります。

三重県及び国の平均と比べると本市の生活排水処理率は低く、2013（平成25）年度において三重県平均より9.7%、国平均より17.4%下回った値となっています。

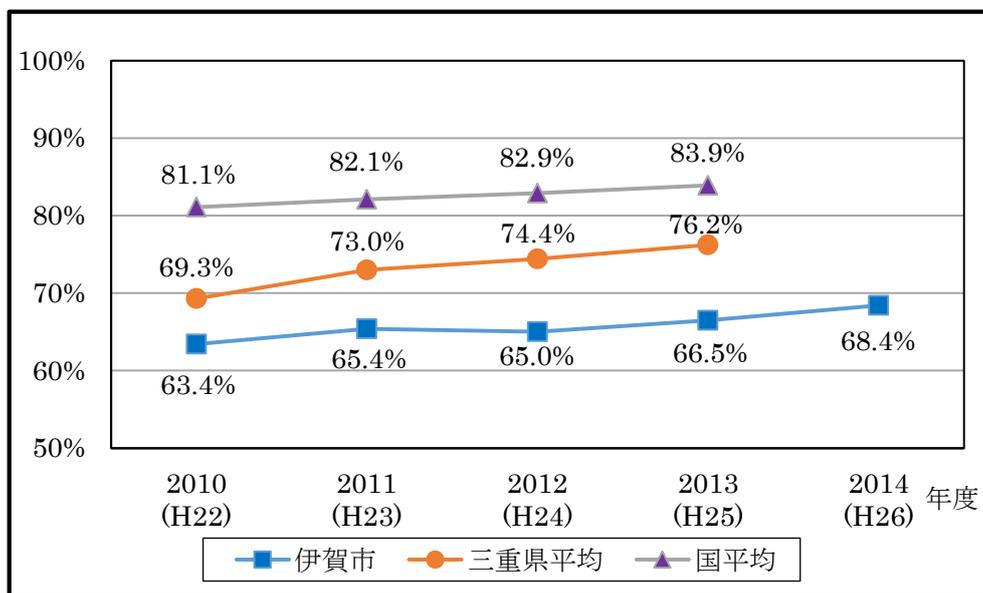


図5-4 生活排水処理率

## 第5項 生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の整備状況を以下に示します。

表 5-6 生活排水処理施設の整備状況

施設名	区名等	No.	処理区名	整備面積 (ha)	計画処理 人口(人)	事業期間 (年度)	
公共下水道 (特環含む)		2	新都市	160.0	3,035	1990(H2) ~ 2005(H17)	
		4	柘植	127.0	2,492	1990(H2) ~ 2001(H13)	
		5	希望ヶ丘	70.6	1,116	2003(H15) ~ 2009(H21)	
		6	島ヶ原	43.0	835	1997(H9) ~ 2006(H18)	
		7-1	西部	112.0	2,740	1999(H11) ~ 2010(H22)	
		7-2	河合	116.0	2,443	2001(H13) ~ 2010(H22)	
		計		628.6	12,661		
農業集落排水施設 (コミュニティ・プラント含む)		9	上之庄	20.0	437	1989(H1) ~ 1992(H4)	
		10	朝屋百田	20.0	347	1990(H2) ~ 1993(H5)	
		11	下友生	12.0	219	1992(H4) ~ 1994(H6)	
		12	桂	2.9	85	1993(H5) ~ 1994(H6)	
		13	古山	64.1	592	1994(H6) ~ 1997(H9)	
		14	府中第3	27.3	540	1995(H7) ~ 1998(H10)	
		15	比自岐	30.4	354	1996(H8) ~ 1999(H11)	
		16	府中第2	59.9	531	1997(H9) ~ 1999(H11)	
		17	西高倉	59.9	578	1996(H8) ~ 2001(H13)	
		18	府中第1	39.7	694	1997(H9) ~ 2000(H12)	
		19	猪田	81.9	991	1998(H10) ~ 2002(H14)	
		20	長田	25.8	531	1999(H11) ~ 2002(H14)	
		21	花之木	79.8	885	2001(H13) ~ 2005(H17)	
		22	西山	25.5	366	2002(H14) ~ 2005(H17)	
		23	神戸	123.0	1,241	2005(H17) ~ 2012(H24)	
		24	花垣	54.0	956	2008(H20) ~ 2013(H25)	
		25	依那古	82.9	1,492	2008(H20) ~ 2013(H25)	
		26	壬生野東部	69.7	694	1994(H6) ~ 1997(H9)	
		27	上三ヶ区	46.3	340	1997(H9) ~ 2001(H13)	
		28	中矢1、2	13.4	168	1999(H11) ~ 2002(H14)	
		29	鞆田	51.0	625	1999(H11) ~ 2004(H16)	
		30	平田	5.8	182	1984(S59) ~ 1985(S60)	
		31	真泥	7.1	234	1988(S63) ~ 1990(H2)	
		32	奥馬野	4.6	71	1999(H11) ~ 2001(H13)	
		33	広瀬・川北	16.5	163	2000(H12) ~ 2005(H17)	
		計		1023.5	13,316		
	合併処理浄化槽 (市町村設置型)			青山(公共下水道処理区域外)		726	2004(H16) ~ 2011(H23)

※1：通し番号は、巻末の処理区域図と対応している

※2：計画処理人口は2035（平成47）年度予測値

## 第6項 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

し尿と浄化槽汚泥の排出状況を以下に示します。

し尿については概ね減少傾向を示し、浄化槽汚泥は増加傾向を示しています。

合計量については若干の増減はありますが、ほぼ横這い傾向を示しています。

表 5-7 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

(単位：kL/年)

年度 項目	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
し尿	13,997	13,530	13,611	11,744	11,903
浄化槽汚泥	46,839	48,729	48,216	49,764	50,977
合計	60,836	62,259	61,828	61,508	62,880

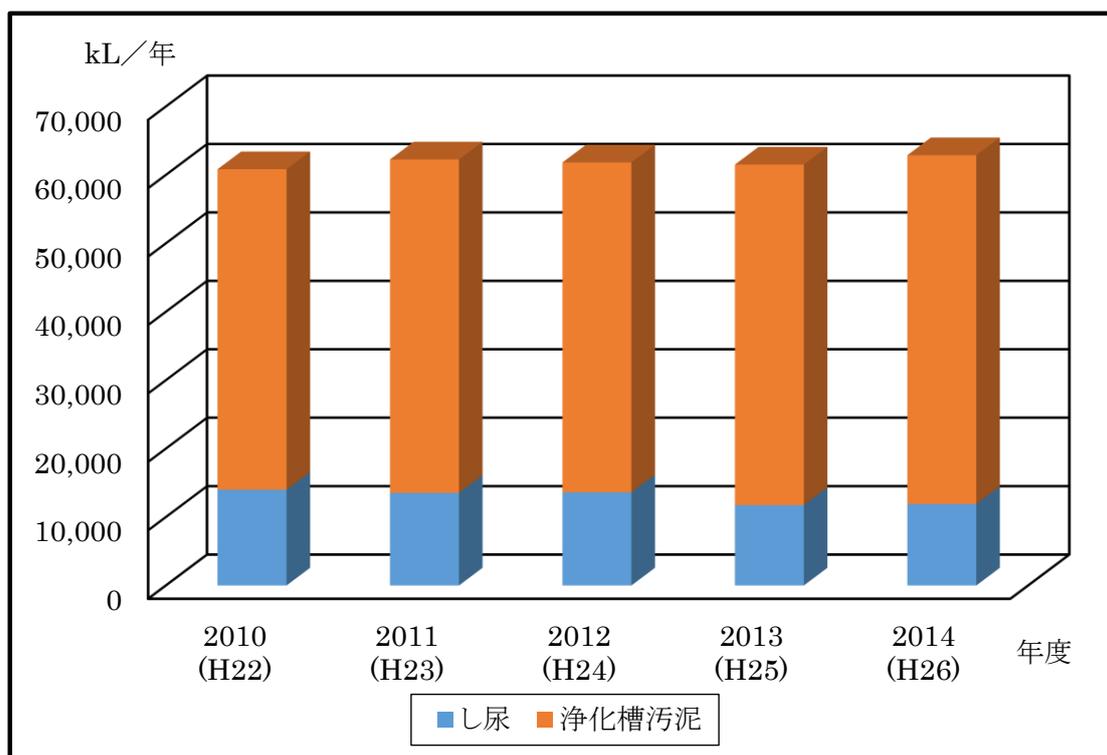


図 5-5 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

## 第7項 し尿・浄化槽汚泥処理経費

本市の生活排水処理に係る経費を以下に示します。

1kL当たりの経費及び1人当たりの経費は、2012（平成24）年度をピークに減少傾向にあります。

表5-8 年度別の生活排水処理経費

項目 \ 年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)
処理及び維持管理費 (千円)	259,316	388,694	435,104	279,856	267,002
1kL当たりの経費 (円)	4,263	6,243	7,037	4,550	4,246
1人当たりの経費 (円)	2,732	4,129	4,477	2,909	2,809

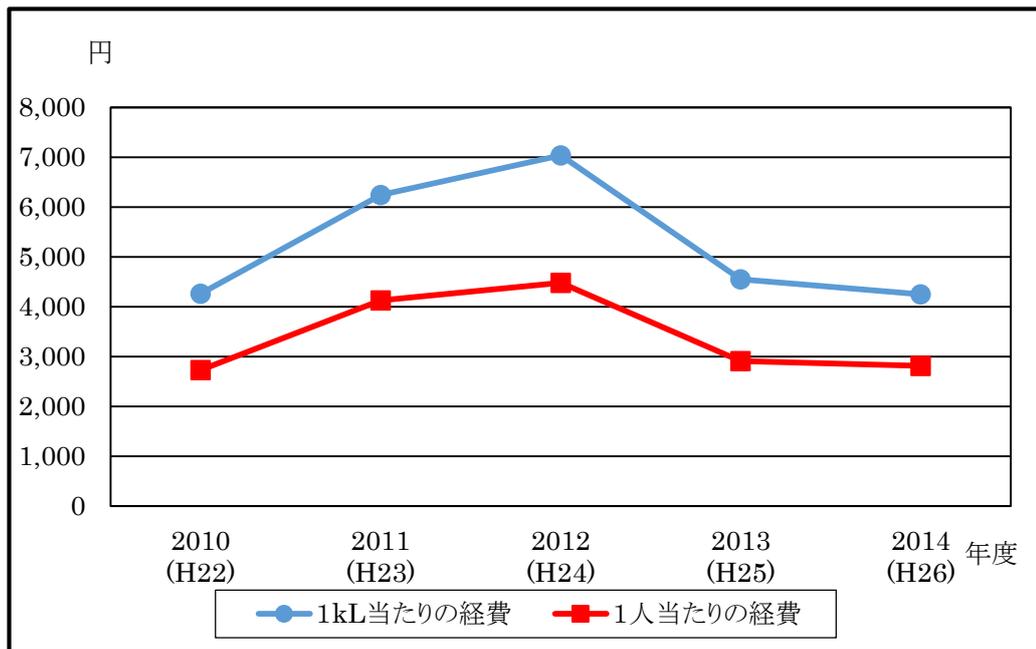


図5-6 年度別の生活排水処理経費

## 第8項 収集・運搬

### 8-1 収集・運搬の方法

し尿については直営と許可業者により、浄化槽汚泥については許可業者により収集・運搬を行っています。

なお、し尿の直営と許可業者の収集割合として、直営が25%程度を占めています。

### 8-2 収集・運搬車両

収集・運搬車両の保有台数を以下に示します。

表 5-9 本市における収集・運搬車両台数

直営分		許可業者分	
収集車	運搬車	収集車	運搬車
7台	2台	49台	0台

### 8-3 収集・運搬区域

し尿・浄化槽汚泥の収集対象区域は、本市全域です。

## 第9項 中間処理

### 9-1 中間処理の概要

し尿及び浄化槽汚泥のうち、伊賀北部地域は伊賀市浄化センターで、青山地区は伊賀南部環境衛生組合の伊賀南部浄化センターにおいて処理しています。

### 9-2 中間処理施設の概要

中間処理施設の搬入受付時間は、伊賀市浄化センターでは9:00～16:00、伊賀南部浄化センターでは9:00～17:00（いずれも月曜日から金曜日）となっています。

各施設の概要を次に示します。

表 5-10 し尿処理施設の概要（伊賀北部地域-1）

施設名称	伊賀市浄化センター（第1処理場）			
計画処理能力	80kL/日			
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理方式			
高度処理	凝縮沈殿+オゾン処理+砂ろ過			
汚泥処理	脱水+乾燥焼却			
臭気処理	高濃度臭気→燃焼脱臭 中濃度臭気→アルカリ洗浄+酸洗浄+アルカリ次亜洗浄 低濃度臭気→薬液洗浄			
希釈水	河川水			
放流先	二又瀬川			
放流水質	項目	単位	地元協定値	設計値
	pH	—	5.8~8.6	6.0~8.0
	BOD	mg/L	10.0 以下	6.0 以下
	COD	mg/L	30.0 以下	20.0 以下
	SS	mg/L	10.0 以下	4.0 以下
	T-N	mg/L	10.0 以下	4.0 以下
	T-P	mg/L	1.0 以下	0.8 以下
	色度	度	30.0 以下	25.0 以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000 以下	10 以下	
竣工年度	1984（昭和59）年度			

表 5-11 し尿処理施設の概要（伊賀北部地域-2）

施設名称	伊賀市浄化センター（第2処理場）			
計画処理能力	70kL/日			
処理方式	高負荷脱窒素処理方式			
高度処理	砂ろ過+活性炭			
汚泥処理	脱水+乾燥焼却			
臭気処理	高濃度臭気→燃焼脱臭+薬液洗浄 中濃度臭気→アルカリ洗浄+酸洗浄+活性炭吸着 低濃度臭気→活性炭吸着			
希釈水	無希釈（高性能曝気装置）			
放流先	二又瀬川			
放流水質	項目	単位	地元協定値	設計値
	pH	—	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	mg/L	10.0 以下	5.0 以下
	COD	mg/L	30.0 以下	20.0 以下
	SS	mg/L	10.0 以下	5.0 以下
	T-N	mg/L	10.0 以下	8.0 以下
	T-P	mg/L	1.0 以下	0.5 以下
	色度	度	30.0 以下	20.0 以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000 以下	3000 以下	
竣工年度	1996（平成8）年度			

表 5-12 し尿処理施設の概要（青山地区）

施設名称	伊賀南部浄化センター			
計画処理能力	123kL/日			
処理方式	標準脱窒素処理方式			
高度処理	凝縮沈殿+オゾン処理+砂ろ過			
汚泥処理	汚泥濃縮+脱水			
臭気処理	高濃度臭気→燃焼脱臭 中濃度臭気→アルカリ洗浄+酸洗浄+活性炭吸着			
希釈水	河川水			
放流先	小波田川			
放流水質	項目	単位	基準値	計画値
	pH	—	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	mg/L	20.0 以下	10.0 以下
	COD	mg/L	30.0 以下	10.0 以下
	SS	mg/L	70.0 以下	5.0 以下
	T-N	mg/L	10.0 以下	5.0 以下
	T-P	mg/L	1.0 以下	1.0 以下
	色度	度	30.0 以下	30.0 以下
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000 以下	1000 以下
竣工年度	2006（平成 18）年度			

### 第 10 項 処理残渣の最終処分

過去 5 年間の処理残渣の最終処分量を以下に示します。

最終処分量は、年度ごとに増減を繰り返しながら横ばい傾向となっています。

表 5-13 処理残渣の最終処分量

(単位：t/年)

年度 項目	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)
最終処分量	209	237	198	205	213

## 第 11 項 浄化槽設置整備事業補助金

対象区域において合併処理浄化槽を設置する場合、本市に住所を有する方を対象として伊賀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

制度の概要を以下に示します。

表 5-14 伊賀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の概要

対象地域	<p>以下を除く区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業認可区域</li> <li>・ 大型合併処理浄化槽を利用して共同処理される住宅団地等の区域</li> </ul>
対象	<p>(1) 浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、同法第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合し、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって次の機能を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生物化学的酸素要求量(BOD)除去率 90%以上のもの</li> <li>イ 放流水の BOD が 20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するもの</li> </ul> <p>(2) 1992(平成 4)年 10 月 30 日付け厚生省生活局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもので、「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」(2002(平成 14)年 12 月 1 日施行、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会)に基づき登録されたもの</p> <p>(3) 処理対象人員が 10 人以下のもので、自己の所有地(借地を含む)で居住の用に供する建物又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物(以下「住宅等」という。)に設置されるもの</p>

## 第4節 生活排水処理の現況に係る課題の整理

### 第1項 生活排水の未処理

現在、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を行っていますが、依然として対象人口の約1/3が単独処理浄化槽、または非水洗化人口となっています。水質等の環境保全の観点から、整備を更に進めていく必要があります。

### 第2項 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率（流入量に対する除去される量の割合）が90%以上、処理水のBODが20mg/L以下と下水道の終末処理施設と比べても遜色ないものです。

また、浄化槽の小型化とともに処理技術も日進月歩しており、富栄養化対策として窒素・リンを除去するもの、ディスポーザー使用に対応したもの、膜技術を利用したものなど、海外からも注目されています。

ただし、それらの性能を確保するためには適正な維持管理（保守点検）が必要となります。そのため、合併処理浄化槽の維持管理方法について指導・啓発を実施していく必要があります。

### 第3項 収集・運搬

収集・運搬は、現在市と許可業者で行っていますが、伊賀南部環境衛生組合においては全て許可業者が行っています。本市でも収集・運搬の体制について、効率性等を踏まえながら検討を行う必要があります。

また、災害時の対応について、許可業者及び伊賀南部環境衛生組合との相互支援の協力体制を図っていく必要があります。

### 第4項 中間処理

現在伊賀北部地域の生活排水処理を行っている伊賀市浄化センターは、処理区域の見直しや整備手法の変更、個別処理方式の更なる推進に伴う搬入物の内容の変化及び施設の老朽化が進んでいます。そのため、施設を更新する必要があります。

なお、更新する施設の基本設計等については、本計画の基本事項との整合を図る必要があります。

## 第5節 生活排水処理基本計画

### 第1項 計画の基本フレーム

#### 1-1 基本理念

本市では公共用水域の水質保全を目指し、公共下水道事業、農業集落排水事業の推進及び合併処理浄化槽設置を推進してきました。今後も水質等の環境保全を目的として各種事業を推進していきます。

#### 1-2 基本方針

基本理念に基づき次に示す項目を生活排水処理の基本方針とし、これら基本方針に沿って生活排水処理率の向上を目指します。

##### **方針1：生活排水の適正処理を推進します**

ライフサイクルコスト等の経済性及び地域特性を踏まえ、「公共下水道」及び「農業集落排水」整備事業を更に進めます。また、それら事業の許可区域以外の地域においては「合併処理浄化槽」の設置を推進します。

##### **方針2：新しいし尿処理施設を整備します**

伊賀市浄化センターの設備老朽化等に伴い、新たに汚泥再生処理センターを整備します。また、施設整備に伴い、現在は伊賀南部環境衛生組合において処理を行っている青山地区のし尿及び浄化槽汚泥の処理も新施設で行うこととします。なお、施設整備の具体的な整備内容等については「(仮称)伊賀市汚泥再生処理センター基本設計」において決定するものとします。

#### 1-3 生活排水処理に関する区域

「伊賀市生活排水処理アクションプログラム」において、経済性や地域特性等を勘案し、公共下水道事業、農業集落排水事業等の集合処理区域を決定しています。

また、集合処理区域以外を合併処理浄化槽の区域とし、各事業間の整合を図りながら設置を推進していきます。

## 第2項 生活排水処理に関する基本的事項

青山地区も含めた、本市におけるすべての生活排水を適正に処理することを目標とします。

### 2-1 生活排水処理率と人口内訳の目標値

目標年度における目標値を以下のように設定します。

表5-15 生活排水処理率の目標値

(単位：%)

項目 \ 年度	現況 (2014(平成 26))	中間目標年度 (2020(平成 32))	目標年度 (2025(平成 37))
生活排水処理率	68.4	68.8	74.2

表5-16 生活排水処理人口の目標値

(単位：人)

人口 \ 年度	現況 (2014(平成 26))	中間目標年度 (2020(平成 32))	目標年度 (2025(平成 37))
対象人口	95,066	89,000	84,510
生活排水処理人口	65,003	61,267	62,730
公共下水道	14,761	14,017	21,719
農業集落排水施設	13,184	11,739	11,322
コミュニティ・プラント	207	207	207
合併処理浄化槽	36,851	35,304	29,482
生活排水未処理人口	30,063	27,733	21,780
単独処理浄化槽	19,160	17,675	13,881
非水洗化	10,903	10,058	7,899

## 2-2 生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備計画の概要を以下に示します。

表 5-17 生活排水処理施設整備計画区域

区名等 施設名	No.	処理区名	整備面積 (ha)	計画処理 人口(人)	整備予定年度	事業費見込 (百万円)
公共下水道 (特環含む)	1	上野	1,145.9	25,691	2017(H29)～2053(H65)	28,809.5
	3	新居三田	256.6	2,990	2023(H35)～2034(H46)	5,212.8
	7-3	佐那具	202.0	1,598	2036(H48)～2042(H54)	2,107.9
	8	桐ヶ丘	84.1	3,689	2017(H29)～2022(H34)	2,000.5
	計		1,688.5	33,968		38,130.7
農業集落 排水施設	34	山田南	34.0	422	2015(H27)～2019(H31)	1,561.0
	計		34.0	422		1,561.0
合計			1,722.5	34,390		39,691.7

※1：現在整備中の区域を含む

※2：通し番号は、巻末の処理区域図と対応している

※3：計画処理人口は 2035（平成 47）年度予測値

※4：端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある

## 2-3 し尿・浄化槽汚泥処理量

目標年度における計画値を以下に示します。

表 5-18 し尿・浄化槽汚泥処理に関する現況と計画値

(単位：年合計：kL/年、日平均：kL/日)

項目	年度	現況 (2014(平成 26))	中間目標年度 (2020(平成 32))	目標年度 (2025(平成 37))
し尿 (日平均)	年合計	11,903	6,205	3,723
	日平均	(32.6)	(17.0)	(10.2)
浄化槽汚泥 (日平均)	年合計	50,977	48,983	47,195
	日平均	(139.7)	(134.2)	(129.3)
合計 (日平均)	年合計	62,880	55,188	50,918
	日平均	(172.3)	(151.2)	(139.5)

### **第3項 収集・運搬**

新しいし尿処理施設整備に伴い、青山地区も含めた収集・運搬体制の整備を行います。あわせて、伊賀北部地域における収集・運搬体制についても、効率性等を踏まえながら必要に応じて検討を行うこととします。

### **第4項 し尿処理施設整備**

現在の伊賀市浄化センターの設備の老朽化及び生活排水処理施設整備の状況に鑑みて、青山地区も含めた本市全域のし尿等を併せて処理する新たな施設として、汚泥再生処理センターを整備します。なお、当施設の資源化方式はリン回収とします。今後、施設で生産されるリンの利用経路等を整備することにより、生活排水の資源化及び減量化を行います。

具体的な計画については、「伊賀市生活排水処理アクションプログラム」等と整合性を図りながら「(仮称)伊賀市汚泥再生処理センター基本設計」において決定することとします。

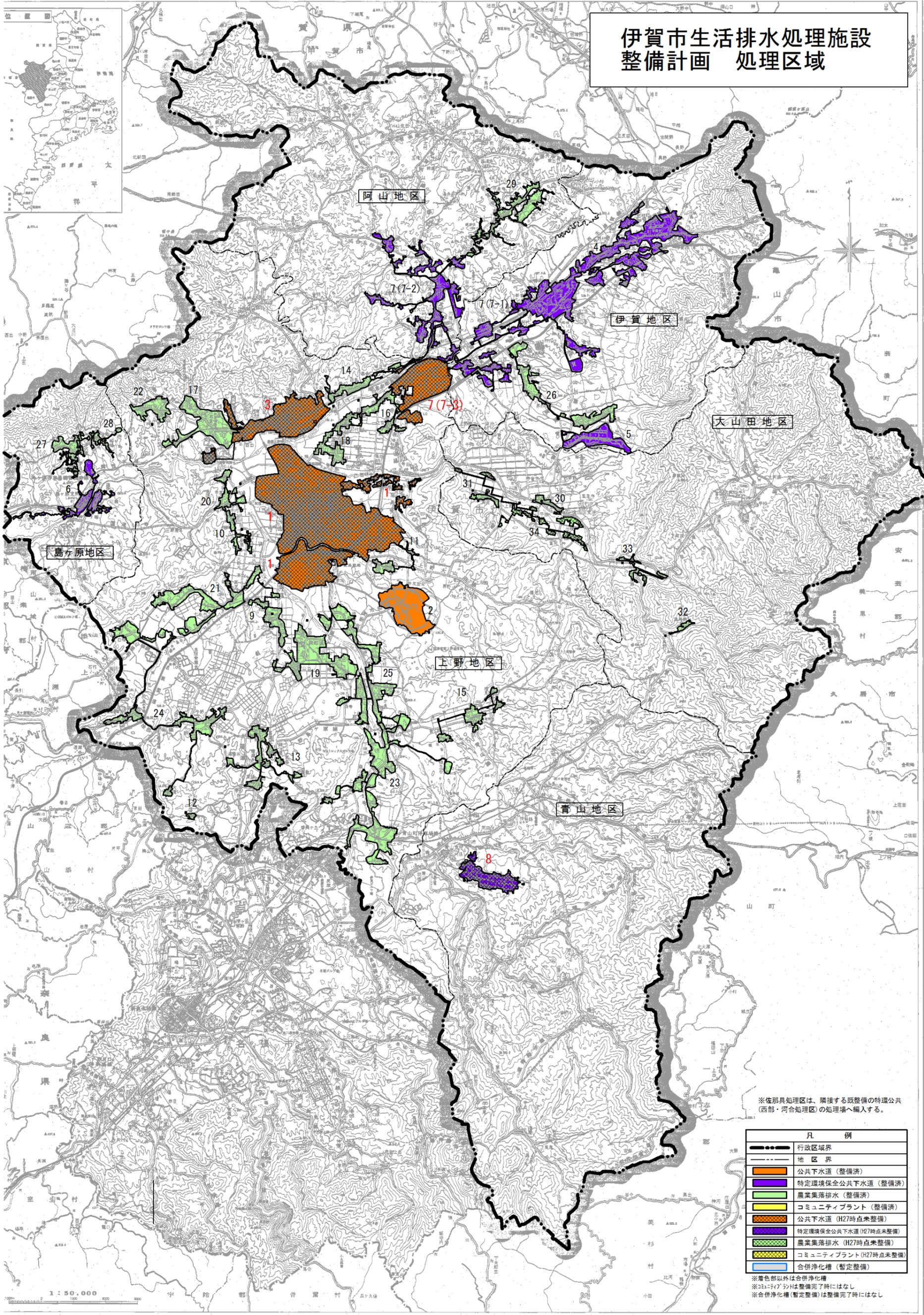
### **第5項 処理残渣の最終処分**

今後の最終処分について、処理施設での資源化及び減量化後に残る処理残渣については現行のとおり最終処分を行うこととします。

### **第6項 その他**

河川などの水質改善のための生活排水処理対策と、浄化槽の適正な維持管理の必要性や家庭排水の浄化等の発生源対策について、市広報やホームページへの掲載などにより、市民への周知及び啓発活動を行います。また、各家庭や事業所等において、合併処理浄化槽の設置や下水道のつなぎ込みが行われるように努めます。

# 伊賀市生活排水処理施設整備計画 処理区域



※佐那具処理区は、隣接する既整備の特環公共(西部・河合処理区)の処理場へ輸入する。

凡 例	
—	行政区域界
- - -	地区界
■ (Blue)	公共下水道 (整備済)
■ (Orange)	特定環境保全公共下水道 (整備済)
■ (Green)	農業集落排水 (整備済)
■ (Yellow)	コミュニティプラント (整備済)
■ (Purple)	公共下水道 (H27時点未整備)
■ (Light Blue)	特定環境保全公共下水道 (H27時点未整備)
■ (Light Green)	農業集落排水 (H27時点未整備)
■ (Light Yellow)	コミュニティプラント (H27時点未整備)
■ (Light Purple)	合併浄化槽 (暫定整備)

※着色部以外は合併浄化槽  
 ※コミュニティプラントは整備完了時にはなし  
 ※合併浄化槽(暫定整備)は整備完了時にはなし